

令和 5 年
中小企業実態基本調査報告書
(令和 4 年度決算実績)

2023 Basic Survey on Small and Medium Enterprises
[Settlement of Accounts for Fiscal 2022]

令和 6 年 7 月
中 小 企 業 庁

July 2024
Small and Medium Enterprises Agency
Japan

序 文

中小企業庁では、中小企業基本法第10条における「政府は、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない」との規定に基づき、平成16年度から毎年、中小企業実態基本調査を実施しています。本調査報告書は、中小企業の令和4年度決算等に関する回答を集計し、取りまとめたものです。

本調査は、中小企業の更なる発展に寄与する基礎資料とすることを目的として、我が国中小企業の財務面や経営面の基礎的データを産業別・規模別に把握しており、政府では、中小企業政策を的確に企画・立案・実行するために活用しています。中小企業施策の企画・立案などを行う各地方公共団体では、我が国の中小企業の実態の把握や財務分析などに、また、産業界、各企業におかれましては、財務分析や経営判断をする際に、本調査を活用して頂ければ幸いです。

最後に、本調査の実施に際し、多くの中小企業者の皆様や関係各機関から多大なる御協力を頂きました。ここに深く感謝の意を表します。

令和 6 年 7 月
中 小 企 業 庁

目 次

令和 5 年中小企業実態基本調査の概要（令和 4 年度決算実績）

利用上の注意

日本標準産業分類一覧

令和 5 年調査の概況（令和 4 年度決算実績）

- 第 1 章 中小企業の従業者数
- 第 2 章 中小企業（法人企業）の資産及び負債・純資産
- 第 3 章 中小企業の売上高及び営業費用
- 第 4 章 中小企業（法人企業）の設備投資とリースに関する状況
- 第 5 章 中小企業の事業承継に関する状況
- 第 6 章 中小企業の海外展開と輸出の状況
- 第 7 章 中小企業（法人企業）の研究開発の状況
- 第 8 章 中小企業（法人企業）の受託・委託の状況
- 第 9 章 中小企業（法人企業）の取引金融機関の状況
- 第 10 章 中小企業（法人企業）の経営指標

統 計 表

- 1. 会社全体の従業者数
 - (1) 産業別・従業者規模別表
 - (2) 産業中分類別表
 - (3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）
 - (4) 産業別・売上高階級別表
 - (5) 産業別・設立年別表（法人企業）
- 2. 資産及び負債・純資産（法人企業）
 - (1) 産業別・従業者規模別表
 - (2) 産業中分類別表
 - (3) 産業別・資本金階級別表
 - (4) 産業別・売上高階級別表
 - (5) 産業別・設立年別表
- 3. 売上高及び営業費用
 - (1) 産業別・従業者規模別表
 - (2) 産業中分類別表
 - 1) 法人企業
 - 2) 個人企業
 - (3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表

1) 法人企業

2) 個人企業

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

4. 設備投資とリースの状況

(1) 産業別・従業者規模別表

(2) 産業中分類別表（法人企業）

(3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表（法人企業）

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

5. 事業承継の状況

(1) 産業別・従業者規模別表

(2) 産業中分類別表

(3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

6. 海外展開と輸出の状況

(1) 産業別・従業者規模別表

(2) 産業中分類別表（法人企業）

(3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表（法人企業）

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

7. 売上高の内訳

(1) 産業別・従業者規模別表

(2) 産業中分類別表

(3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

8. 研究開発の状況

(1) 産業別・従業者規模別表

(2) 産業中分類別表（法人企業）

(3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表（法人企業）

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

9. 受託・委託の状況

(1) 産業別・従業者規模別表

(2) 産業中分類別表（法人企業）

(3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）

(4) 産業別・売上高階級別表（法人企業）

(5) 産業別・設立年別表（法人企業）

10. 取引金融機関の状況

- (1) 産業別・従業者規模別表
- (2) 産業中分類別表
- (3) 産業別・資本金階級別表（法人企業）
- (4) 産業別・売上高階級別表
- (5) 産業別・設立年別表（法人企業）

11. 中小企業税制の利用状況

- (1) 産業別・従業者規模別表
- (2) 産業中分類別表（法人企業）

12. 中小企業の会計の状況（法人企業）

- (1) 産業別・従業者規模別表
- (2) 産業中分類別表

13. 中小企業関連政策の認知状況

- (1) 産業別・従業者規模別表
- (2) 産業中分類別表

14. 大企業の子会社・関連会社（法人企業）

- (1) 産業別・従業者規模別表
- (2) 産業中分類別表

参考資料

産業別・従業者規模別の達成精度

用語の解説

中小企業実態基本調査（調査票甲（法人企業用・個人事業者用）、調査票乙）

令和 5 年中小企業実態基本調査の概要

(令和 4 年度決算実績)

1. 調査の目的

近年、企業活動のグローバル化、雇用形態の多様化、IT 技術を活用した情報化の進展、消費者のライフスタイルの多様化など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを始めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、中小企業基本法第 10 条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成 16 年度から「中小企業実態基本調査」を統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定（行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。）に基づく「一般統計調査」として毎年実施している。（平成 20 年度以前は、統計報告調整法（昭和 27 年法律 148 号）第 4 条の規定に基づき総務大臣の承認を得て実施する「承認統計調査」として実施していた。）

本調査の実施により、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行う。

2. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定 平成 26 年 4 月 1 日施行）に掲げる大分類 D－建設業、E－製造業、G－情報通信業、H－運輸業、郵便業、I－卸売業、小売業、K－不動産業、物品賃貸業、L－学術研究、専門・技術サービス業、M－宿泊業、飲食サービス業、N－生活関連サービス業、娯楽業及び R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、「別表 調査の範囲」に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

※ 業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業者）の範囲については、「別表 調査の範囲」を参照。

3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、令和 5 年 6 月 1 日現在によって実施した。

最近決算期に基づく実績について報告をお願いした。

※ 令和 4 年調査より調査の期日（調査時点）及び調査期間を変更。詳細は「利用上の注意」を参照。

4. 調査事項

本調査の調査事項は、以下のとおり。

- (1) 企業の概要（設立年、会社形態、従業員数、事業所数、海外の子会社・関連会社、大企業の子会社・関連会社、法人番号）
- (2) 決算（売上高、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、税引前当期純利益又は税引前当期純損失、税引後当期純利益又は税引後当期純損失、資産・負債及び純資産）
- (3) 輸出の状況
- (4) 企業全体の事業別売上高割合（売上高の内訳）
- (5) 設備投資の状況（設備投資、リース利用、中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制）
- (6) 研究開発の状況（研究開発、能力開発、特許権・実用新案権・意匠権・商標権）
- (7) 受託の状況
- (8) 委託の状況
- (9) 取引金融機関
- (10) 事業承継
- (11) 中小企業の会計に関する基本要領
- (12) 中小企業関連政策の認知状況

5. 調査方法

本調査は、調査対象企業へ調査票を郵送で配布するとともに、オンライン調査による回答を依頼し、調査対象企業が、自ら調査票に記入して回答する方法で実施した。

本調査は、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等の全てを包括的に民間に委託して実施した。

6. 標本設計及び抽出方法

令和5年調査においては、事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を基に中小企業実態基本調査の母集団名簿を作成して、以下の手順により標本設計及び標本抽出を行った。詳細については、令和3年10月承認の調査計画を参照のこと。

（1）標本設計

- ① 平成28年経済センサス-活動調査の「売上（収入）金額」を基に、基本となる産業中分類・従業者規模別の層と、表章を行う区分のうち産業中分類別及び産業大分類・従業者規模別について、売上高の総和の目標精度（標準誤差率）を設定した。なお、標本設計の従業者規模別は、法人企業4区分（従業者数5人以下、6～20人、21～49人及び50人以上）並びに個人企業の合計5区分に設定した。
- ② 本調査では、記入者負担軽減の観点から、二重抽出の考え方を採用し、調査票甲（基本票）、調査票乙（詳細票）の2種類の調査票を使用した。調査票乙の調査項目で、調査票甲で調査していない調査項目を推計することから、調査票乙についても基本となる産業中分類・従業者規模別、産業中分類別及び産業大分類・従業者規模別について、売上高の総和の目標精度（標準誤差率）を設定した。各層別の目標精度は以下のとおりである。

標準誤差率を求める層		全体	うち乙票分
基本となる層（産業中分類・従業者規模層）		15%	20%
	うち、法人企業50人以上層	15%	
産業中分類層	—	10%	15%
産業大分類・従業者規模層		8%	10%
	うち、法人企業50人以上層	8%	

- ③ なお、平成28年経済センサス-活動調査における基本となる層別の「売上高」の分布において特に大きな「売上高」をもつ中小企業については、別途層を設け全数を抽出した。

（2）標本抽出

- ① 標本の抽出に当たっては、調査票乙は、基本となる層別に少なくとも30以上となるよう算出し、調査票甲の標本サイズは全体の標本サイズから調査票乙の標本サイズを差し引いて算出した。また、調査票を郵送で配布するとともに、オンライン調査による回答を依頼し、調査対象企業が、自ら調査票に記入して回答する方法で実施することから、目標回収率を考慮して発送する数を算出した。
- ② 標本の抽出に当たっては、上記で算出した発送する数の3分の2は2年間の継続標本として調査対象とするものとし、うち半数ずつ毎年入れ替えるローテーションサンプリングにより抽出した。したがって、基本となる層別の調査票ごとに、3分の1は1年度のみ調査、3分の1は2年間の継続標本の1年目、残りの3分の1は2年間の継続標本の2年目となるよう抽出する。ただし、母集団の大きさが発送する数に対して十分に大きくない場合は、この限りではない。

③ 標本の抽出は、基本となる層ごとに無作為抽出により行った。

(3) 標準誤差率

標準誤差率は、次の式による。

平成 28 年経済センサス-活動調査の売上高総和： $T_x = \sum_{h=1}^L \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$

売上高総和の標準誤差の推定値：

$$\sqrt{V(T_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h(N_h - n_h) \frac{Var(X_h)}{n_h}}$$

売上高総和の標準誤差率：

$$\frac{\sqrt{V(T_x)}}{T_x}$$

h = 産業中分類・従業者規模層

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

X_{hi} = 平成 28 年経済センサス-活動調査の第 h 層の i 番目の企業の売上高

$Var(X_h)$ = 平成 28 年経済センサス-活動調査の売上高の第 h 層内分散

7. 推計方法

母集団の大きさによる推定は、調査結果を基に産業中分類・従業者規模層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団の大きさは、本来、抽出時の母集団の大きさによるが、本年調査においては抽出後に事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））が利用可能となったため、事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））により母集団の大きさを算定。

② 回答数及び有効回答数

回答数 = 有効回答数 + その他の回答数

有効回答数 = 集計企業数

その他の回答数 = 廃業、休業又は対象外等企業数

その他の回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

各層の抽出率（事前の層） = 当該層の有効回答数 / 当該層の母集団の大きさ

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大係数は、各個票（有効回答）の標本抽出時の層（事前の層）で設定する。

したがって、調査の結果、産業中分類又は従業者区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業中分類・従業者区分（事前の層）で拡大係数を設定し、拡大推計を行った。

個票の拡大係数 = 1 / 各層の抽出率（事前の層）

個票の拡大推計値 = 個票データ × 個票の拡大係数

(3) 個票の比推計（事後の層）

調査票甲で調査していない調査項目の推計値は、基本となる層別に、拡大推計後の調査票乙の推計値を用いて、調査票甲の個票単位に推計した。

例えば、調査票甲の商品仕入原価・材料費の推計では、調査票乙と調査票甲の共通の調査項目であり、商品仕入原価・材料費と関連性の高い売上原価（商品仕入原価・材料費の上位項目）を用いて、以下により推計した。

甲の商品仕入原価・材料費 = 甲の売上原価 × 乙の商品仕入原価・材料費（拡大推計後） / 乙の売上原価の合計（拡大推計後）

(4) 母集団の大きさによる推定（事後の層）

当該層の推定値 = （（比推計後の）個票データ × 個票の拡大係数 × 当該層の母集団の大きさ ÷ 個票が属する層（事後の層）の個票の拡大係数の総和

(5) 推計値の集計（事後の層）

上記（4）の推定値を、表章を行う区分別に集計し、その結果を本報告書に掲載した。

※ 母集団の大きさによる推定に際しては、従業者規模は法人企業4区分（従業者5人以下、

6～20人、21～50人及び51人以上）並びに個人企業の合計5区分により層化する。（表章に用いる母集団の大きさの設定も同様に5区分により層化）

8. 調査結果の概要

（1）調査の回答状況

① 従業者規模別の回答状況

従業者規模	標本の大きさ	回答数 (注1)		有効回答数	有効回答率
			回答率		
合計	109,749	51,004	46.5%	45,723	41.7%
法人企業	85,617	39,739	46.4%	36,070	42.1%
5人以下	40,830	17,110	41.9%	14,951	36.6%
6～20人	15,943	7,418	46.5%	6,858	43.0%
21～49人	11,276	5,890	52.2%	5,499	48.8%
50人以上	17,568	9,321	53.1%	8,762	49.9%
個人企業	24,132	11,265	46.7%	9,653	40.0%

② 産業別の回答状況

産業	標本の大きさ	回答数 (注1)		有効回答数	有効回答率
			回答率		
合計	109,749	51,004	46.5%	45,723	41.7%
建設業	2,154	1,092	50.7%	1,014	47.1%
製造業	39,643	19,669	49.6%	18,007	45.4%
情報通信業	6,859	3,023	44.1%	2,640	38.5%
運輸業、郵便業	9,564	4,231	44.2%	3,815	39.9%
卸売業	11,537	5,549	48.1%	5,063	43.9%
小売業	6,897	3,237	46.9%	2,926	42.4%
卸売業又は小売業(注2)	1,732	819	47.3%	666	38.5%
不動産業、物品賃貸業	6,224	2,768	44.5%	2,402	38.6%
学術研究、専門・技術サービス業	4,818	2,259	46.9%	1,975	41.0%
宿泊業、飲食サービス業	3,207	1,180	36.8%	1,034	32.2%
生活関連サービス業、娯楽業	10,564	4,247	40.2%	3,656	34.6%
サービス業 (他に分類されないもの)	6,550	2,930	44.7%	2,525	38.5%

(注1) 回答数には休業、廃業及び対象外等の回答を含む。

(注2) 「卸売業又は小売業」は、名簿作成時点において、「卸売業」又は「小売業」のいずれかに該当するかを、事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））の格納情報では判別できないもの。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高の達成精度（標準誤差率）を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

売上高総和の推定値：

$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

売上高総和の標準誤差の推定値：

$$\sqrt{\hat{v}(\hat{T}_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h(N_h - n_h) \frac{\text{Var}(X_h)}{n_h}}$$

売上高総和の標準誤差率：

$$\frac{\sqrt{\hat{v}(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x}$$

h = 層（産業中分類×従業者規模）

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

X_{hi} = 第 h 層の i 番目の標本企业売上高

$\hat{T}_x$ = 売上高総和の推定値

$\text{Var}(X_h)$ = 第 h 層内分散

② 達成精度（標準誤差率）

産業	売上高総和の 標準誤差率
建設業	3.6%
製造業	1.9%
情報通信業	3.9%
運輸業，郵便業	4.9%
卸売業	3.9%
小売業	4.8%
不動産業，物品賃貸業	6.5%
学術研究，専門・技術サービス業	3.4%
宿泊業，飲食サービス業	7.7%
生活関連サービス業，娯楽業	6.8%
サービス業（他に分類されないもの）	5.1%

9. 集計及び結果の公表

(1) 速報

本調査の主要な調査事項について、令和6年3月に「令和5年中小企業実態基本調査速報」としてホームページ上で公表。

(2) 調査報告書（確報）

本調査の全ての調査事項について、令和6年7月に「令和5年中小企業実態基本調査報告書」として公表。

(3) ホームページ

本資料を含む本調査に関する情報は、中小企業庁ホームページに掲載している。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/>

調査の範囲

1. 業種の範囲

業種	業種の範囲
建設業	日本標準産業分類に掲げる大分類Dー建設業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類Eー製造業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類Gー情報通信業
運輸業, 郵便業	日本標準産業分類に掲げる大分類Hー運輸業, 郵便業のうち、「中分類 43 道路旅客運送業」、「中分類 44 道路貨物運送業」、「中分類 45 水運業」、「中分類 47 倉庫業」、「中分類 48 運輸に附帯するサービス業」、「中分類 49 郵便業(信書便事業を含む)」
卸売業, 小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類Iー卸売業, 小売業
不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる大分類Kー不動産業, 物品賃貸業
学術研究, 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Lー学術研究, 専門・技術サービス業のうち、「中分類 72 専門サービス業(他に分類されないもの)」、「中分類 73 広告業」、「中分類 74 技術サービス(他に分類されないもの)」
宿泊業, 飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Mー宿泊業, 飲食サービス業
生活関連サービス業, 娯楽業	日本標準産業分類に掲げる大分類Nー生活関連サービス業, 娯楽業
サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)のうち、「中分類 88 廃棄物処理業」、「89 自動車整備業」、「90 機械等修理業(別掲を除く)」、「91 職業紹介・労働者派遣業」、「92 その他の事業サービス業」

2. 企業規模の範囲

業種	企業規模の範囲
建設業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
製造業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
情報通信業	中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット附随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
運輸業, 郵便業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
卸売業, 小売業	中分類50～55の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類56～61の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
不動産業, 物品賃貸業	小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 中分類70物品賃貸業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下
学術研究, 専門・技術サービス業	資本金5千万円以下又は従業者100人以下
宿泊業, 飲食サービス業	中分類75宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
生活関連サービス業, 娯楽業	小分類791旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
サービス業(他に分類されないもの)	資本金5千万円以下又は従業者100人以下

(注) 従業者とは常用雇用者を指す。

利用上の注意

1. 令和5年中小企業実態基本調査の結果について

令和5年中小企業実態基本調査は、「令和5年中小企業実態基本調査の概要（令和4年度決算実績）」（以下「調査の概要」）にあるとおり、事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を基に、「調査の範囲」に該当する法人企業及び個人企業を母集団として、そのうちの約11万社を対象（標本）に標本調査を実施した。また、母集団の大きさ（事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））による推定を実施した。

2. 産業分類について

本調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 平成26年4月1日施行）に基づいている。

ただし、産業大分類I－卸売業、小売業は、卸売業と小売業に分けて調査及び集計を行った。

3. 調査の期間・期日

本調査の主な期間・期日は、以下に基づいている（令和4年調査から変更）。

項目	令和5年調査	令和4年調査	令和3年調査
母集団企業数	事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））	事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）	事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）
従業者数、事業所	令和5年6月1日現在	令和4年6月1日現在	令和3年3月31日現在
資産額及び負債・純資産	最近決算期末時点	最近決算期末時点	令和3年3月31日現在
売上高及び営業費用	最近決算期の1年間	最近決算期の1年間	法人企業は令和2年度、個人企業は令和2年1月から12月まで

4. 集計の方法について

本調査は、個票を拡大推計して得られた拡大推計値（個票）を基に集計している。

推計方法の詳細は、「調査の概要」を参照のこと。

各統計表の「計」欄は、内訳の項目と同様に、拡大推計値（個票）から集計しているため、四捨五入の影響から内訳の計と計が一致しない場合がある。（詳細は下述の6. 統計表について【機械判読対応】を参照のこと）。

5. 概況及び集計表について

- 個々の企業の産業は、産業小分類の売上高（割合）を基に格付けした。
- 売上高及び営業費用については、法人企業は決算書、個人企業は確定申告書類を基に調査

した。法人企業においては、調査票甲（法人企業用）又は調査票乙の調査項目「売上高」に、企業会計に基づく実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入しているため、「売上高」の集計に事業者支援関連施策の持続化給付金又は雇用調整助成金等（以下「給付金等」）は含まないが、個人企業においては、給付金等のうち、課税対象収入については、調査票甲（個人事業者用）の「売上（収入）金額」に記入されるため、「売上高」の集計に給付金等を含む。

- ・ 1企業当たりの金額や前年度比・差については四捨五入前の数値により算出した後、単位未満を四捨五入している。

6. 統計表について

【記号】

- ・ 実績（該当する企業）がない場合は、「－」を表記した。
- ・ 実績はあるが単位未満の場合は、「0」を表記した。
- ・ 法人企業又は個人企業に対して調査していない項目は、「…」を表記した。
- ・ 標本数（回答企業）が少ないために表章できない分類は、「…」を表記した。
- ・ 秘匿する必要がある項目は、「x」を表記した。

【消費税の取扱い】

売上高及び営業費用については、できる限り消費税込みでの回答を求めたが、消費税込みでの回答ができない場合には、消費税抜きで回答をいただいた。ただし、統計表の集計においては、税込み・税抜きに係る相違について特段の補正を行わず集計したため、消費税込みと消費税抜きの金額が混在している。

【付加価値額の算出式】

付加価値額＝（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）

なお、令和4年調査（令和3年度決算実績）から調査項目を一部変更（追加）しており、令和3年調査（令和2年度決算実績）以前の算出式は以下のとおり。

付加価値額＝（売上原価のうち労務費、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、地代家賃、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）

【機械判読対応】

企業数、従業者数等は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と計が一致しない場合がある。

金額、構成比、該当率は、小数点第4位を四捨五入しているため、内訳の計と計が一致しない場合がある。

7. 転載する場合について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査」による旨を記載すること。

8. 本調査についての問い合わせ先

中小企業庁事業環境部企画課調査室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel 03-3501-1511（代表） 内線5241

Tel 03-3501-1764（直通）

日本標準産業分類一覧

本調査は、日本標準産業分類（平成２５年１０月改定 平成２６年４月１日施行）のうち、以下の産業大分類及び産業中分類を対象に実施している。

大分類D 建設業

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業（設備工事業を除く）
- 08 設備工事業

大分類E 製造業

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 19 ゴム製品製造業
- 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業

大分類G 情報通信業

- 37 通信業
- 38 放送業
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業

大分類H 運輸業，郵便業

- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 45 水運業

	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業（信書便事業を含む）
大分類 I 卸売業，小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
大分類 K 不動産業，物品賃貸業	68 不動産取引業
	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
大分類 L 学術研究，専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
大分類 M 宿泊業，飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
大分類 N 生活関連サービス業，娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
大分類 R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業

令和 5 年調査の概況

(令和 4 年度決算実績)

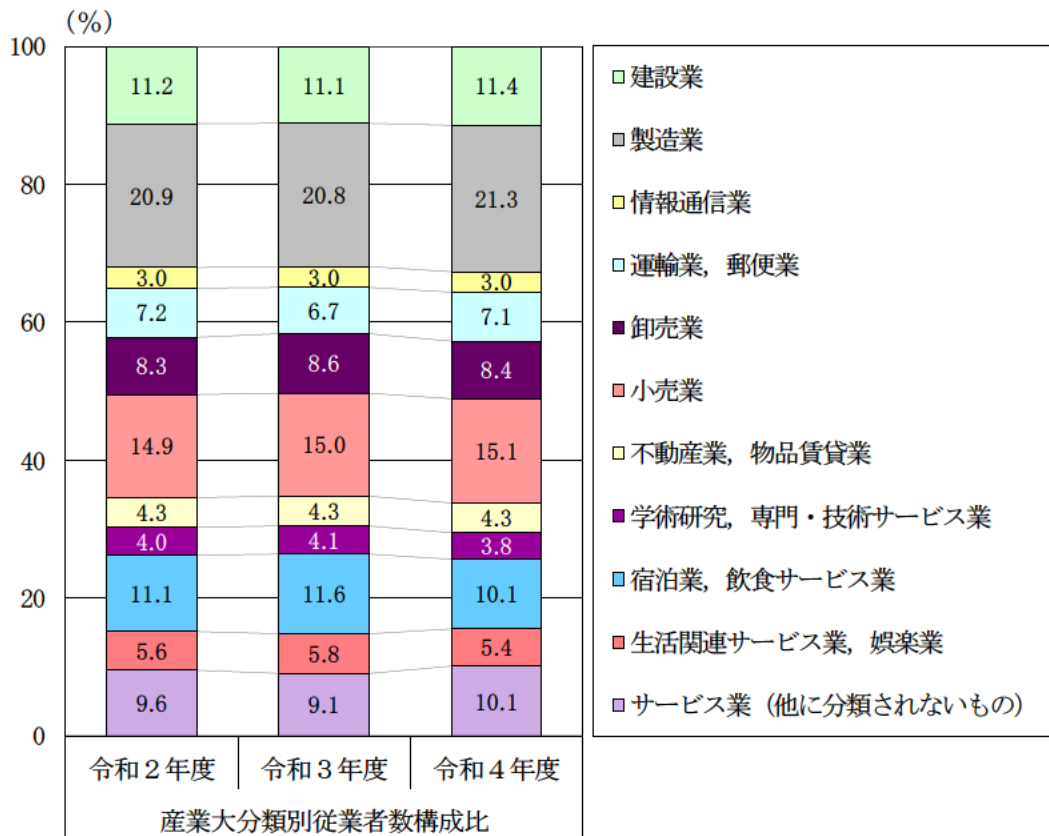
The general condition of the 2023 Basic Survey
(Settlement of Accounts for Fiscal 2022)

本調査の母集団企業数は、3,021,879 企業。この母集団企業数は、事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム（確報））による中小企業数。

第1章 中小企業の従業者数

- ・ 中小企業の従業者数の産業大分類別構成比は、製造業（21.3%）が最も高く、次いで小売業（15.1%）、建設業（11.4%）の順である。
- ・ 中小企業の1企業当たりの従業者数は、10.0人（前年度比8.3%増）である。
- ・ 中小企業の1企業当たりの従業者数の変化を産業大分類別にみると、増加しているのは、サービス業（他に分類されないもの）（前年度比21.7%増）、運輸業、郵便業（同16.0%増）など9産業である。

第1-1図 中小企業の従業者数構成比の推移（産業大分類別）

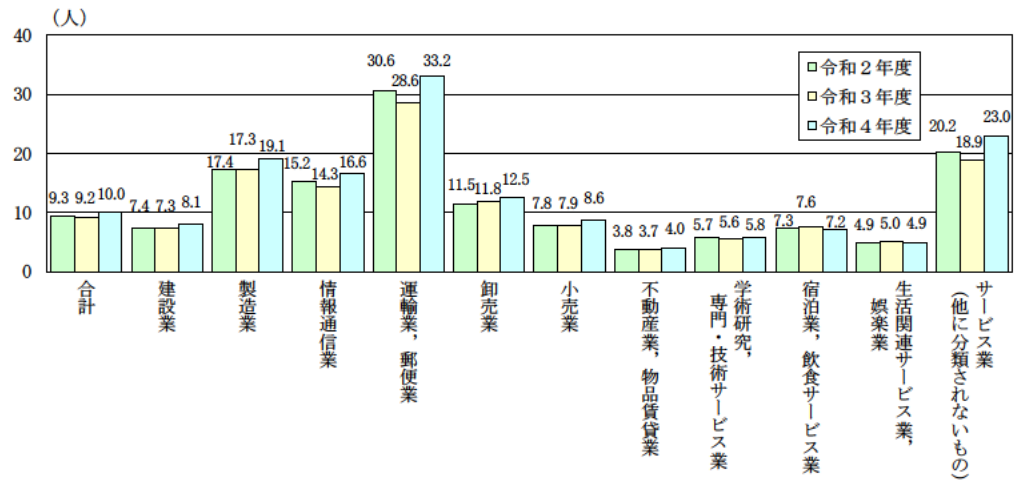


（注1）調査の期間・期日については利用上の注意を参照（以下、同様）。

（注2）四捨五入の影響から内訳の合計が100%にならない場合がある（以下、同様）。

（注3）集計表第1-1表参照。

第 1－2 図 中小企業の 1 企業当たりの従業者数（産業大分類別）

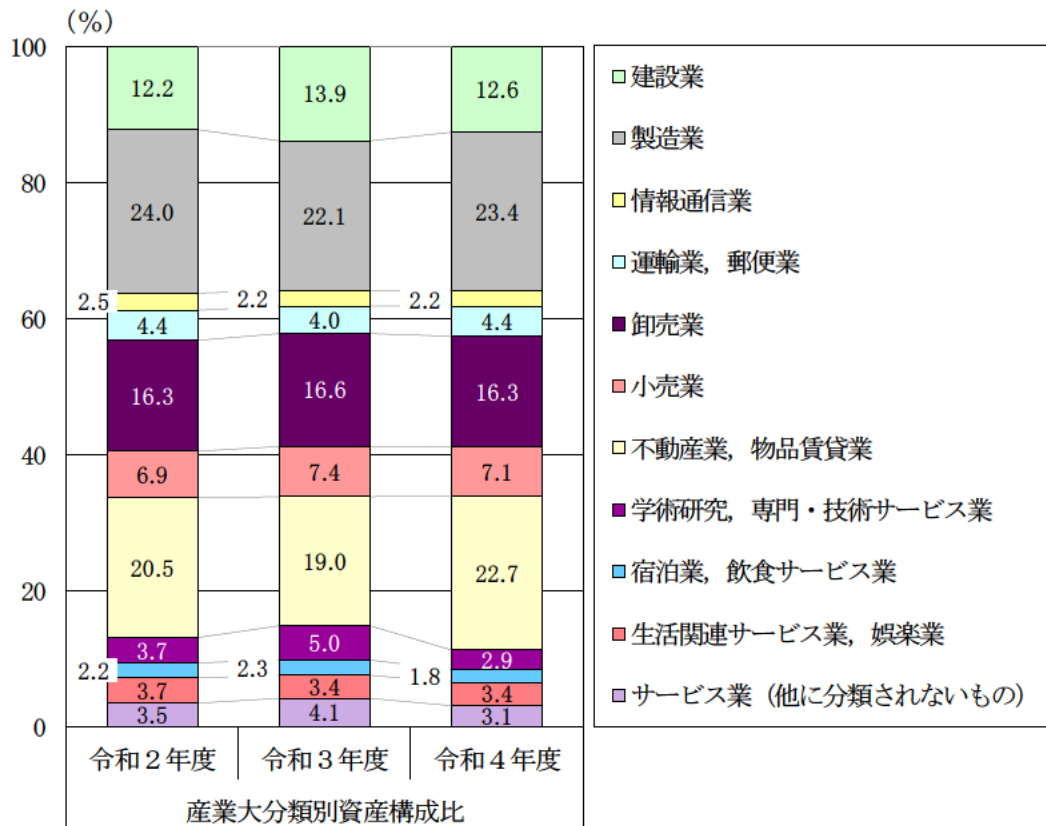


（注）集計表第 1－2 表参照。

第2章 中小企業（法人企業）の資産及び負債・純資産

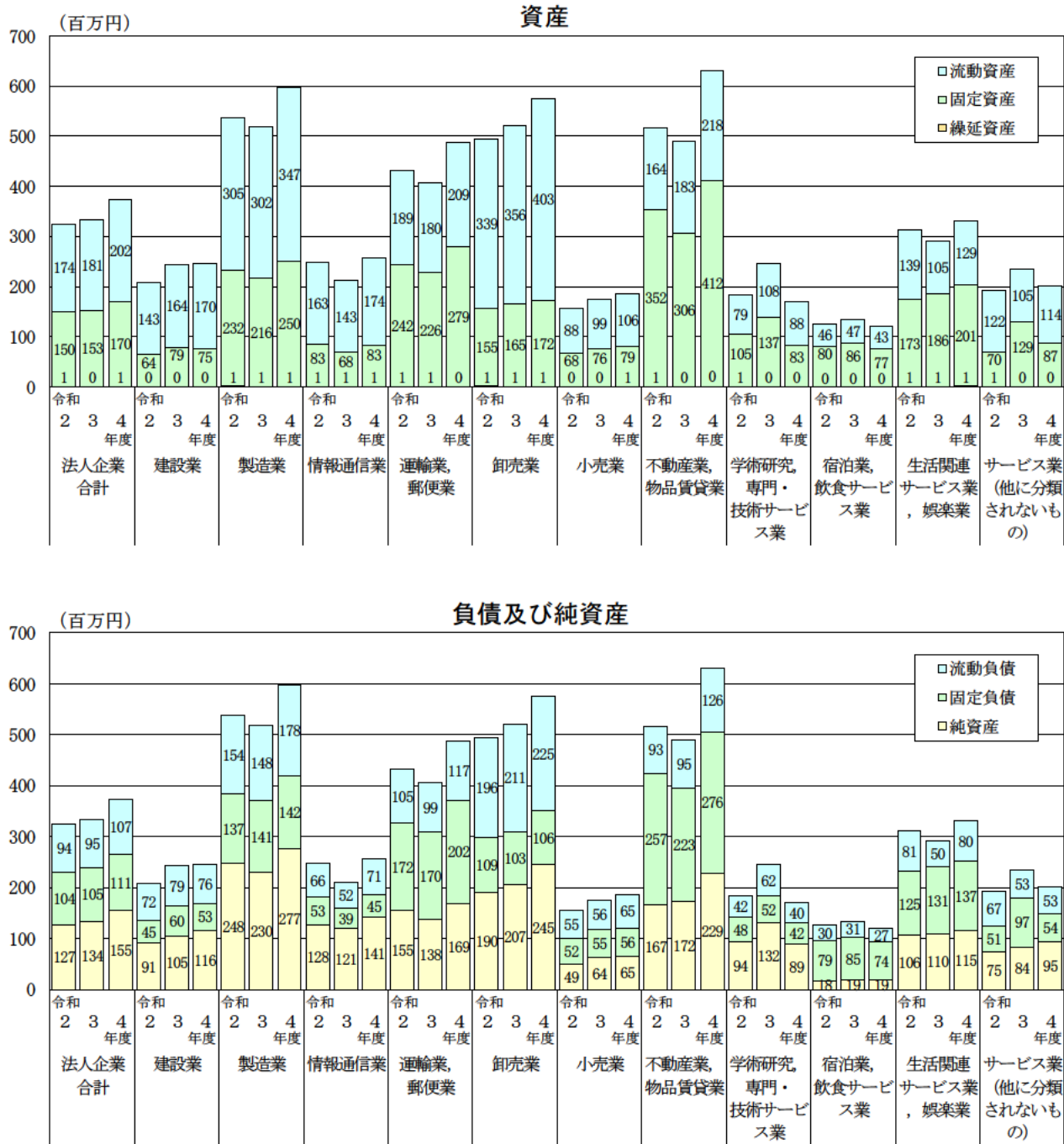
- 法人企業の資産の産業大分類別構成比は、製造業（23.4%）が最も高く、次いで不動産業、物品賃貸業（22.7%）、卸売業（16.3%）の順である。
- 法人企業の1企業当たりの資産は3.7億円で、前年度の3.3億円から11.5%増加している。資産の内訳をみると、流動資産は2.0億円（前年度比11.7%増）、固定資産は1.7億円（同11.3%増）である。
- 法人企業の1企業当たりの負債は2.2億円（前年度比8.6%増）、純資産は1.6億円（同15.9%増）である。
- 法人企業の1企業当たりの資産を産業大分類別にみると、不動産業、物品賃貸業（6.3億円）が最も高く、次いで製造業（6.0億円）、卸売業（5.8億円）の順である。

第2-1図 中小企業（法人企業）の資産構成比の推移（産業大分類別）



(注) 集計表第2-1表参照。

第2-2図 中小企業（法人企業）の1企業当たりの資産及び負債・純資産（産業大分類別）



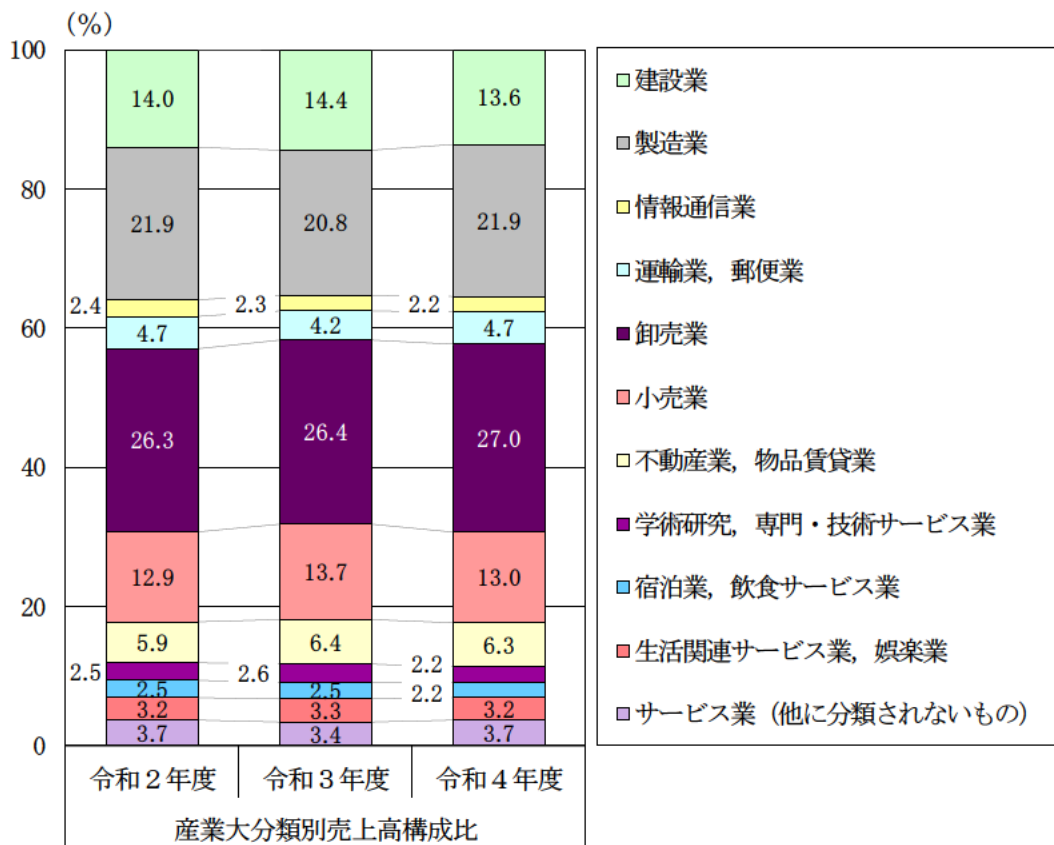
(注) 集計表第2-2表参照。

第3章 中小企業の売上高及び営業費用

1. 中小企業の売上高

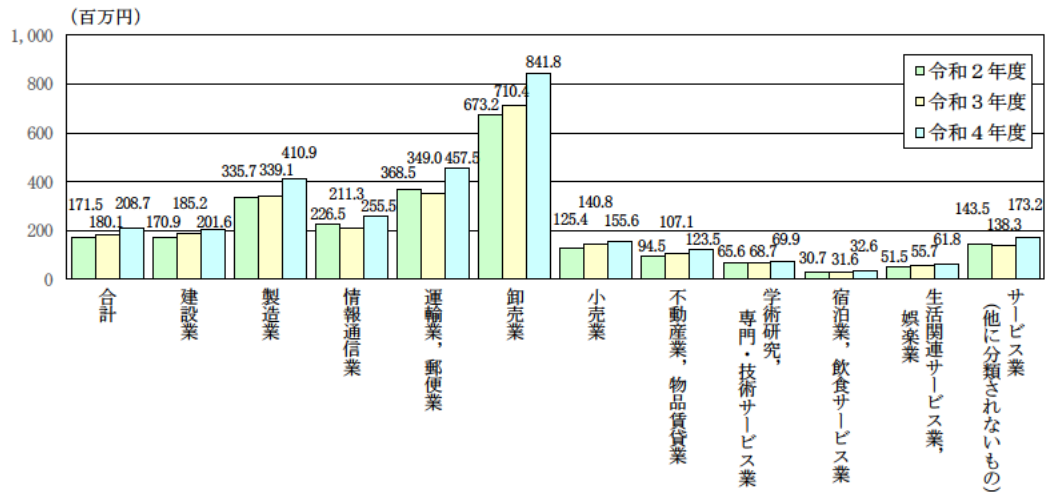
- ・ 中小企業の売上高の産業大分類別構成比は、卸売業（27.0％）が最も高く、次いで製造業（21.9％）、建設業（13.6％）の順である。
- ・ 中小企業の1企業当たりの売上高は、2.1億円（前年度比15.9％増）である。
- ・ 中小企業の1企業当たりの売上高の変化を産業大分類別にみると、増加しているのは、運輸業、郵便業（前年度比31.1％増）、サービス業（他に分類されないもの）（同25.2％増）など全11産業である。

第3－1図 中小企業の売上高構成比の推移（産業大分類別）



（注）集計表第3－1表参照。

第3-2図 中小企業の1企業当たりの売上高（産業大分類別）

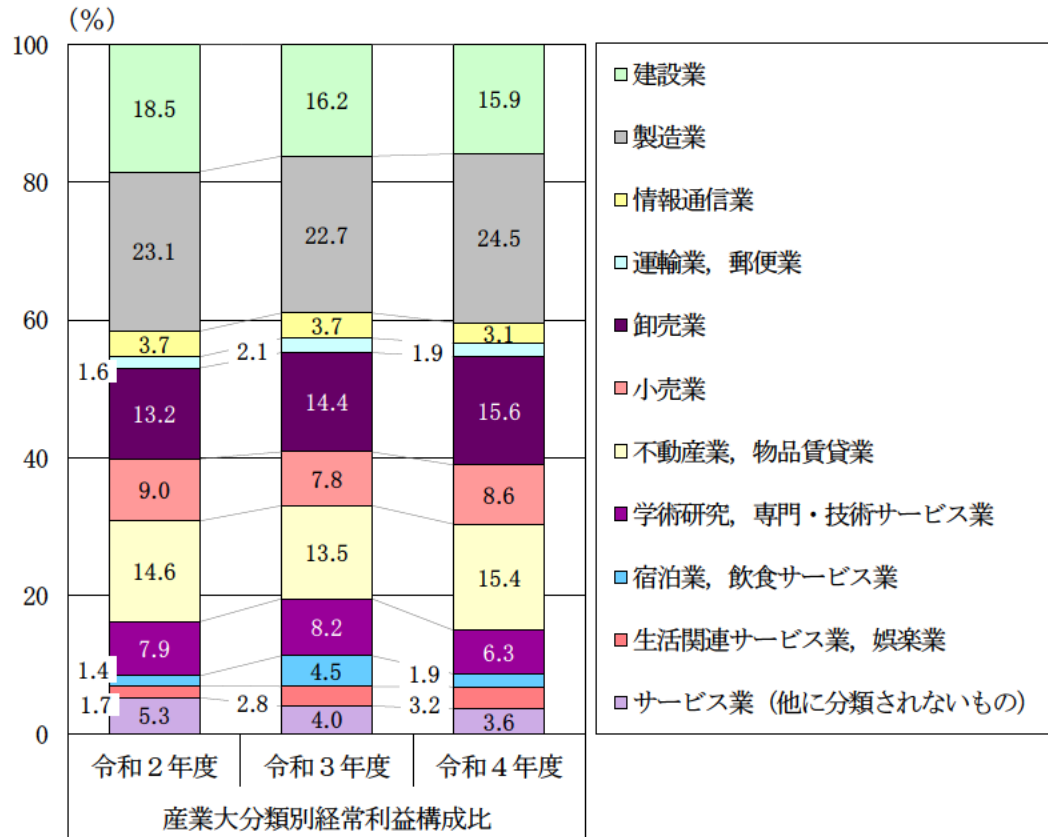


(注) 集計表第3-2表参照。

2. 中小企業の経常利益

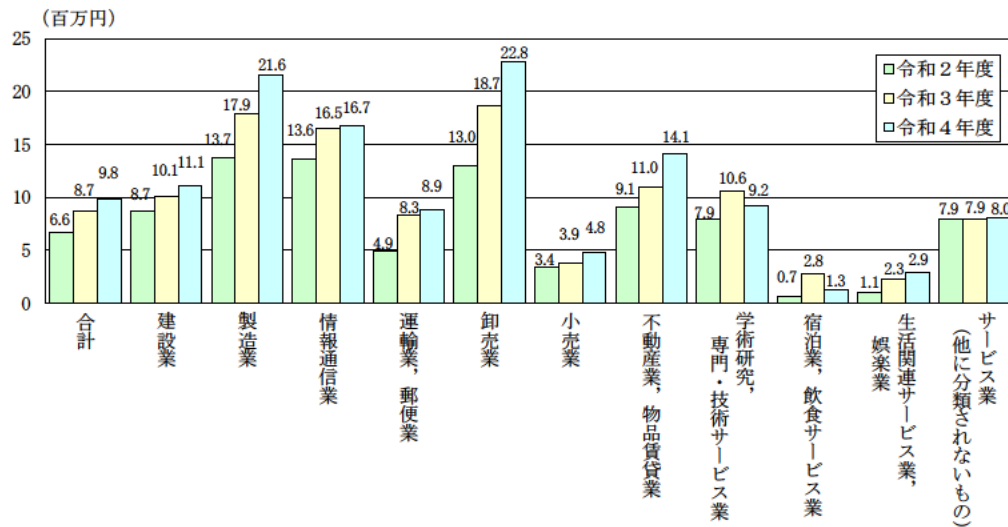
- ・ 中小企業の経常利益の産業大分類別構成比は、製造業（24.5%）が最も高く、次いで建設業（15.9%）、卸売業（15.6%）の順である。
- ・ 中小企業の1企業当たりの経常利益は、978万円（前年度比12.4%増）である。
- ・ 中小企業の1企業当たりの経常利益の変化を産業大分類別にみると、増加しているのは、不動産業、物品賃貸業（前年度比27.8%増）、小売業（同25.3%増）など9産業である。

第3-3図 中小企業の経常利益構成比の推移（産業大分類別）



(注) 集計表第3-3表参照。

第3-4図 中小企業の1企業当たりの経常利益（産業大分類別）

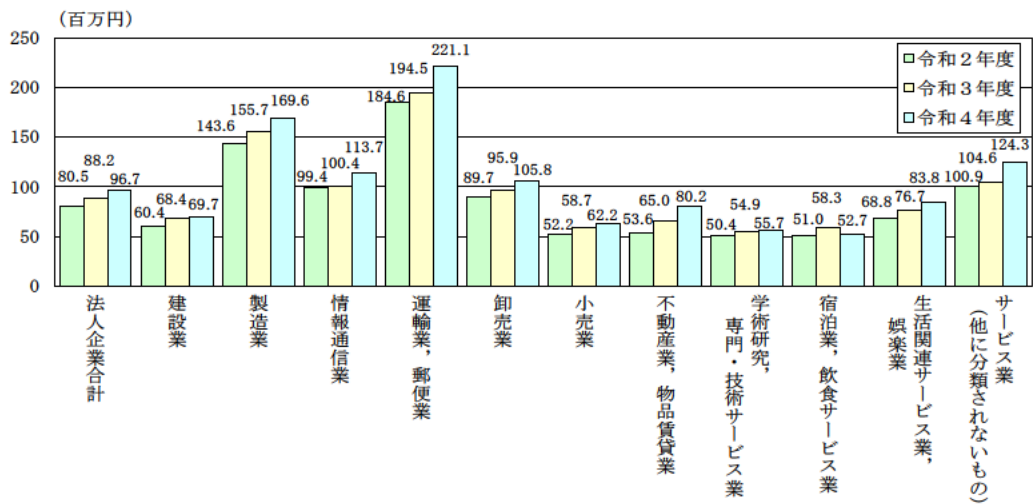


(注) 集計表第3-4表参照。

3. 中小企業（法人企業）の付加価値額

- 法人企業の1企業当たりの付加価値額は、9,671万円（前年度比9.7%増）である。産業大分類別にみると、不動産業、物品賃貸業（同23.4%増）、サービス業（他に分類されないもの）（同18.8%増）など10産業で増加している。
- 法人企業の従業者1人当たりの付加価値額は、598万円（前年度比2.9%増）である。産業大分類別にみると、不動産業、物品賃貸業（同16.8%増）、卸売業（同6.5%増）など6産業で増加している。

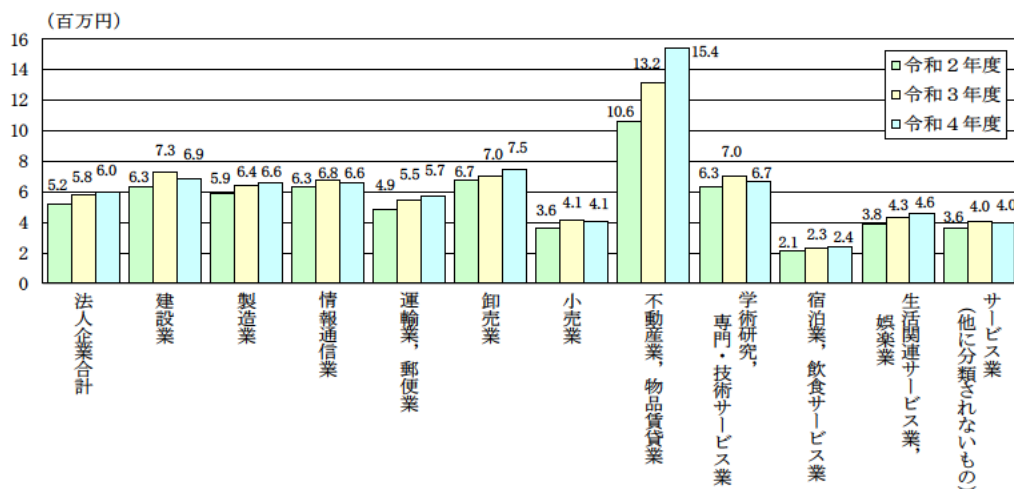
第3-5図 中小企業（法人企業）の1企業当たりの付加価値額（産業大分類別）



(注1) 付加価値額は、令和3年度以降と令和2年度で算出方法が異なる。算出方法の詳細は、付録における経営指標の算出式及び全産業加重平均値（注1）を参照。（以下、同様。）

(注2) 集計表第3-6表参照。

第3-6図 中小企業（法人企業）の従業者1人当たりの付加価値額（産業大分類別）

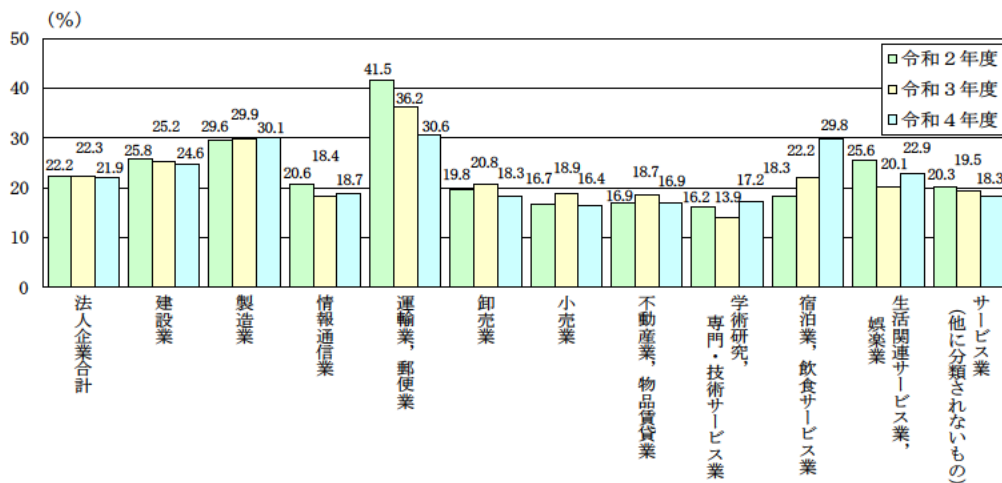


(注) 集計表第3-7表参照。

第4章 中小企業（法人企業）の設備投資とリースに関する状況

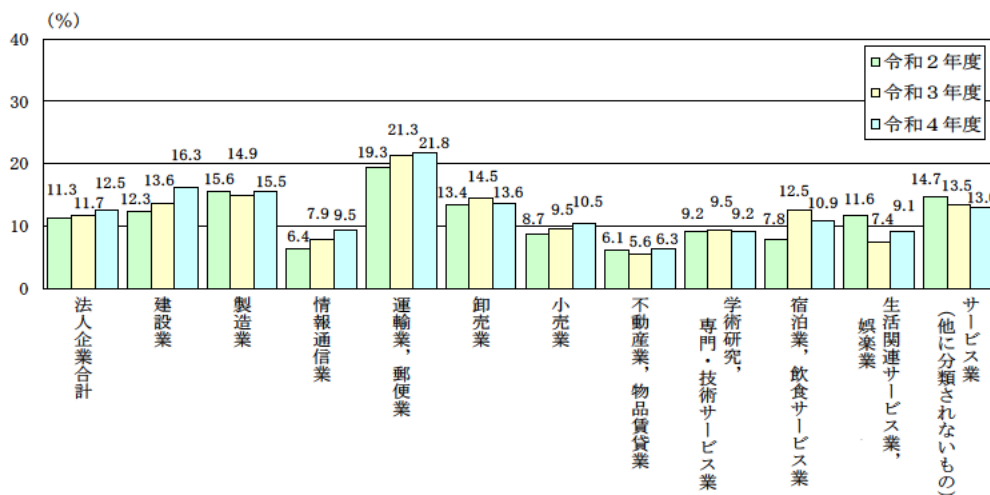
- ・設備投資を行った法人企業の割合は、21.9%（前年度差▲0.3ポイント減）である。産業大分類別にみると、減少しているのは、運輸業、郵便業（同▲5.7ポイント減）、卸売業（同▲2.6ポイント減）など6産業である。
- ・新規リース契約を行った法人企業の割合は、12.5%（前年度差0.7ポイント増）である。産業大分類別にみると、増加しているのは、建設業（同2.6ポイント増）、生活関連サービス業、娯楽業（同1.7ポイント増）など7産業である。

第4-1図 設備投資を行った中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



（注）集計表第4-1表参照。

第4-2図 新規リース契約を行った中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



（注1）新規リース契約には、契約更新を含む。

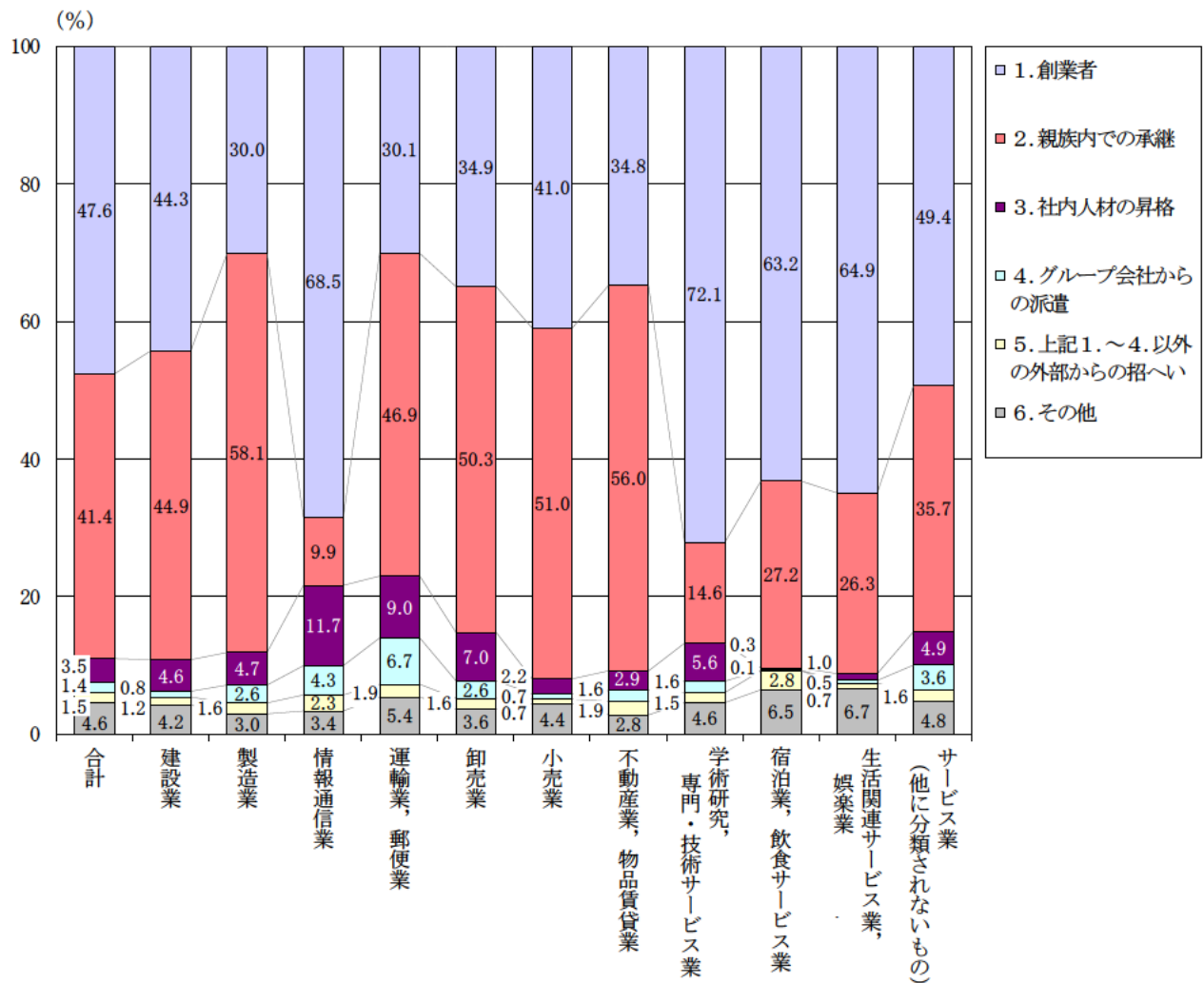
（注2）集計表第4-2表参照。

第5章 中小企業の事業承継に関する状況

1. 中小企業の社長（個人事業主を含む。）の就任経緯

- ・ 中小企業の社長の就任経緯別構成比は、「創業者」（47.6%）、「親族内での承継」（41.4%）が高い。
- ・ 中小企業の社長の就任経緯別構成比を産業大分類別にみると、「創業者」は、学術研究，専門・技術サービス業（72.1%）、情報通信業（68.5%）などで高く、「親族内での承継」は、製造業（58.1%）、不動産業，物品賃貸業（56.0%）などで高い。

第5－1図 中小企業の社長（個人事業主を含む。）の就任経緯別構成比（産業大分類別）

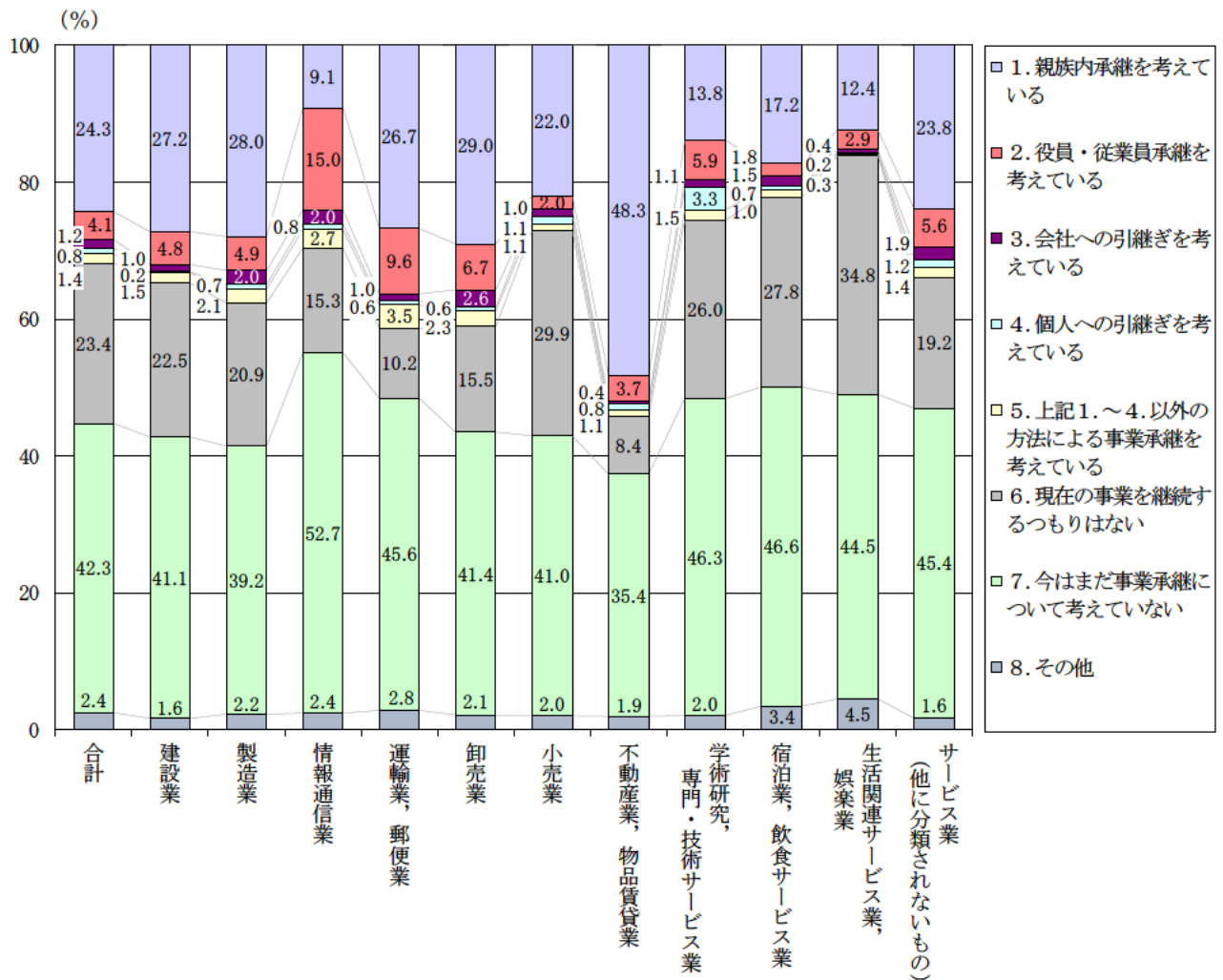


(注) 集計表第5－1表参照。

2. 事業承継の意向

- ・ 事業承継の意向別構成比は、「今はまだ事業承継について考えていない」（４２．３％）が最も高く、次いで「親族内承継を考えている」（２４．３％）、「現在の事業を継続するつもりはない」（２３．４％）の順である。
- ・ 事業承継の意向別構成比を産業大分類別にみると、「今はまだ事業承継について考えていない」は、情報通信業（５２．７％）が最も高く、「親族内承継を考えている」は、不動産業、物品賃貸業（４８．３％）が最も高い。

第５－２図 事業承継の意向別構成比（産業大分類別）



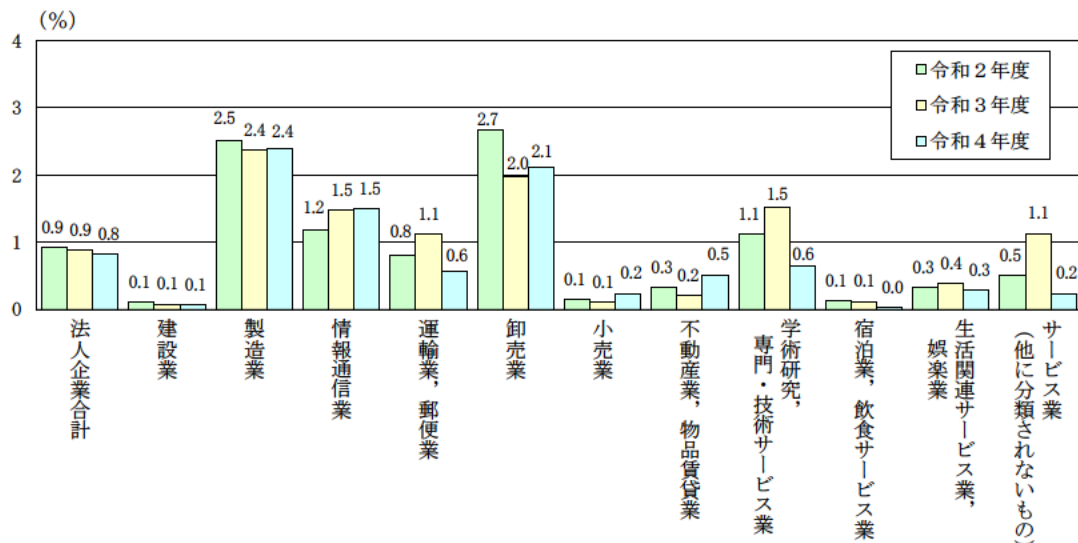
(注) 集計表第５－２表参照。

第6章 中小企業の海外展開と輸出の状況

1. 中小企業（法人企業）の海外展開

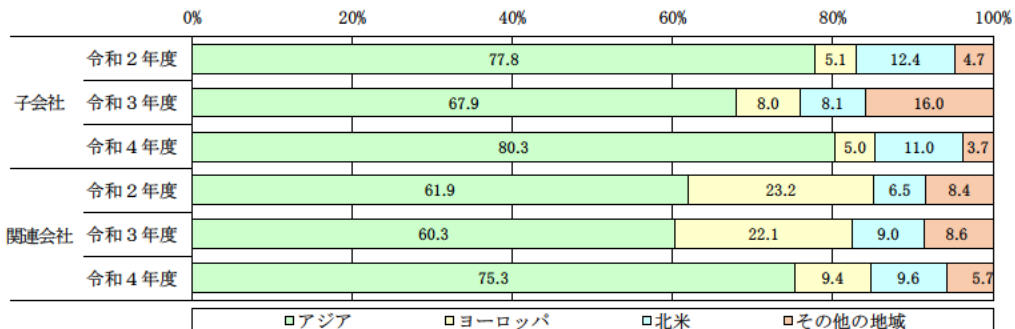
- ・ 海外に子会社^{*1}、関連会社^{*2}又は事業所^{*3}がある法人企業の割合は、0.8%（前年度差▲0.1ポイント減）である。産業大分類別にみると、製造業（2.4%）が最も高く、次いで、卸売業（2.1%）、情報通信業（1.5%）の順である。
- ・ 海外の子会社数、関連会社数の地域別構成比をみると、子会社では、「アジア」（80.3%）が最も高く、次いで「北米」（11.0%）、「ヨーロッパ」（3.7%）の順である。関連会社では、「アジア」（75.3%）が最も高く、次いで「北米」（9.6%）、「ヨーロッパ」（5.7%）の順である。

第6-1図 海外に子会社、関連会社又は事業所がある中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



（注）集計表第6-1表参照。

第6-2図 中小企業（法人企業）の海外の子会社数、関連会社数の地域別構成比



（注）集計表第6-2表参照。

^{*1} 海外の子会社とは、調査回答企業が50%超の議決権を所有する海外にある会社をいう。また、調査回答企業の子会社又は調査回答会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する会社も含む。ただし、50%以下であっても調査回答企業が経営を実質的に支配している会社も含む。

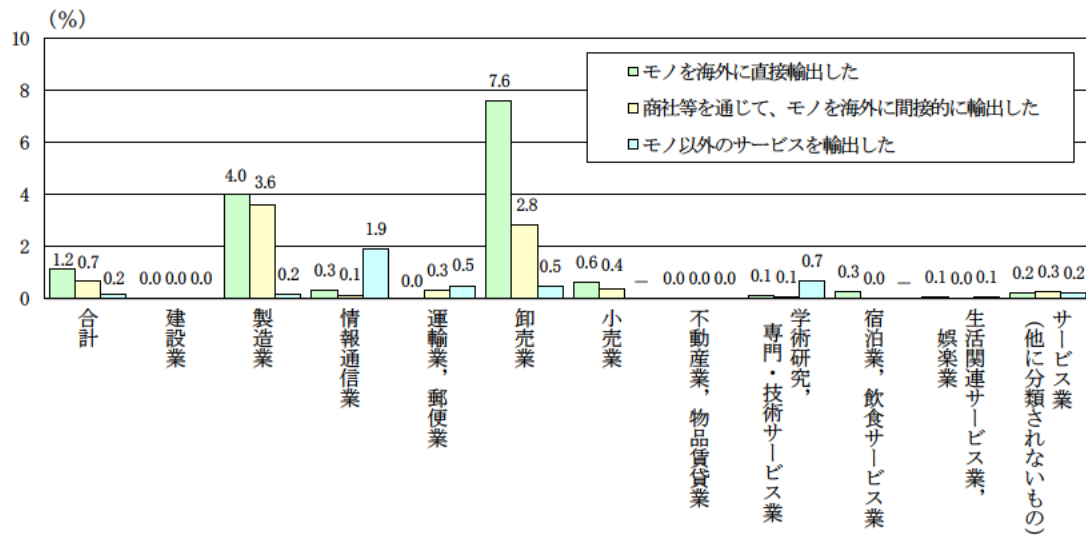
^{*2} 海外の関連会社とは、調査回答企業が20%以上から50%以下の議決権を有する海外にある会社をいう。

^{*3} 海外の事業所とは、海外にある調査回答企業の支店・営業所・工場などをいう。

2. 中小企業の輸出

- モノを海外に直接輸出した中小企業の割合は1.2%、商社等を通じて、モノを海外に間接的に輸出した中小企業の割合は0.7%、モノ以外のサービスを輸出した中小企業の割合は0.2%である。
- モノを海外に直接輸出した中小企業の1企業当たりのモノの直接輸出額は、2.6億円である。産業大分類別にみると、製造業（3.7億円）、建設業（3.3億円）の順である。

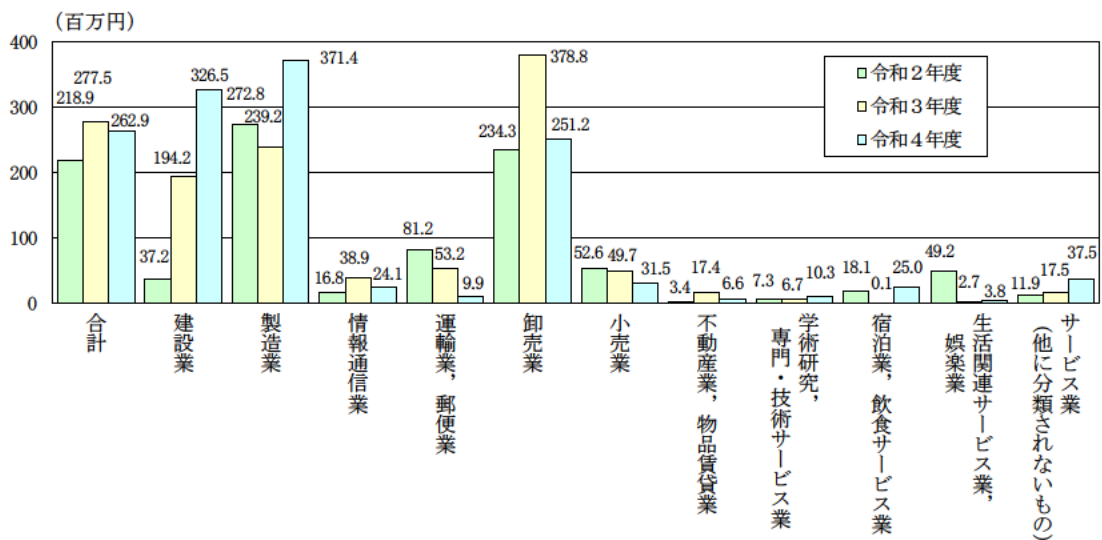
第6-3図 輸出を行った中小企業の割合（産業大分類別）



（注）集計表第6-3表参照。複数回答可。

輸出した企業の割合 = (該当企業数) ÷ (母集団企業数 - NA (無回答))

第6-4図 中小企業の1企業当たりのモノの直接輸出額（産業大分類別）

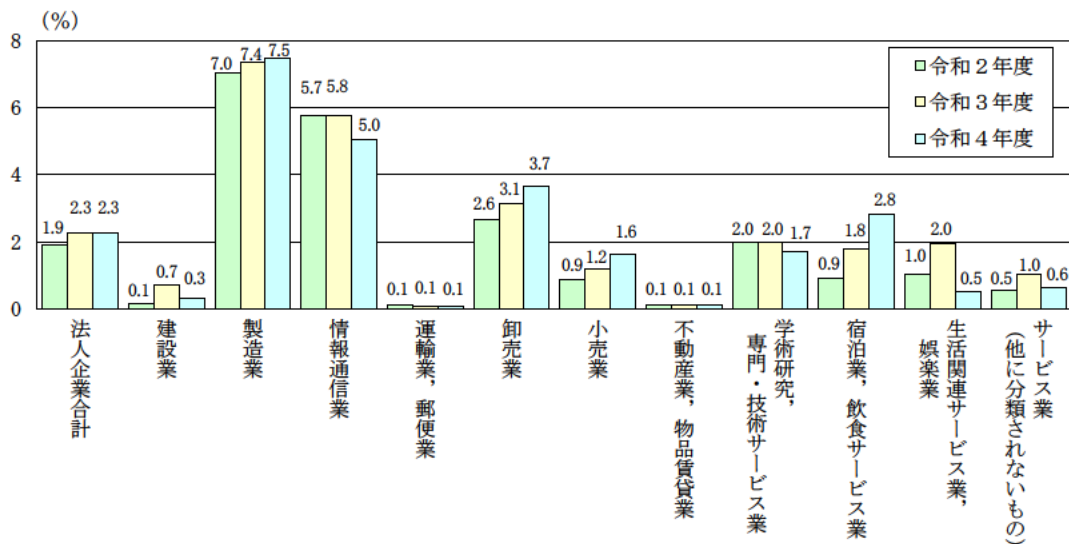


（注）集計表第6-4表参照。

第7章 中小企業（法人企業）の研究開発の状況

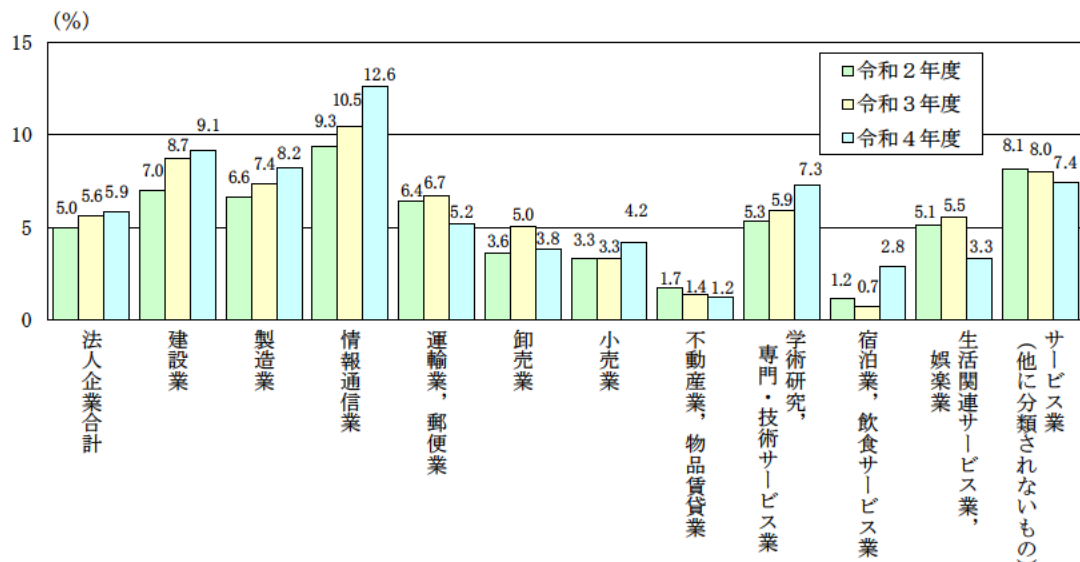
- 研究開発を行った法人企業の割合は、2.3%（前年度差▲0.0ポイント減）である。産業大分類別にみると、製造業（7.5%）が最も高く、次いで情報通信業（5.0%）、卸売業（3.7%）の順である。
- 能力開発を行った法人企業の割合は、5.9%（前年度差0.3ポイント増）である。産業大分類別にみると、情報通信業（12.6%）が最も高く、次いで建設業（9.1%）、製造業（8.2%）の順である。

第7-1図 研究開発を行った中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



（注）集計表第7-1表参照。

第7-2図 能力開発を行った中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）

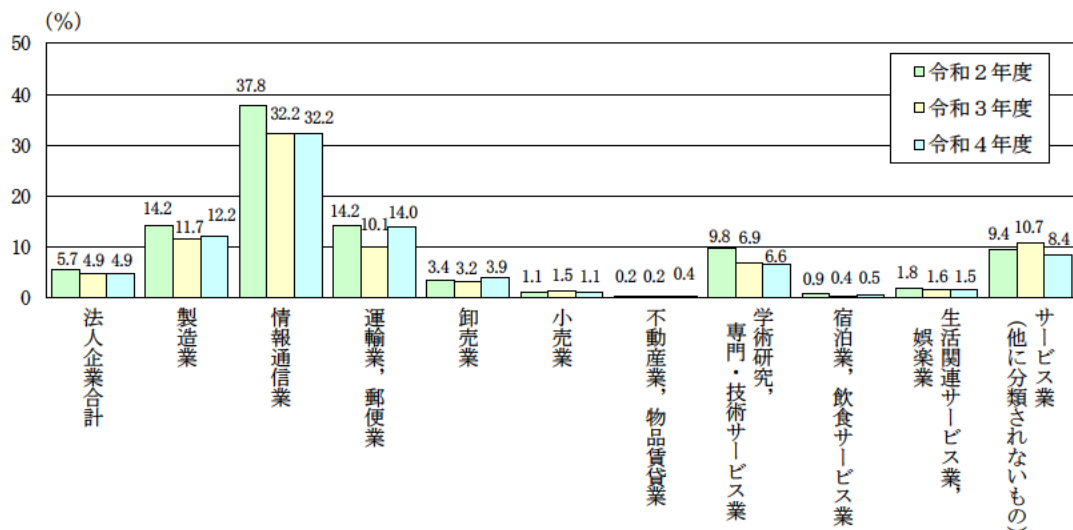


（注）集計表第7-2表参照。

第8章 中小企業（法人企業）の受託・委託の状況

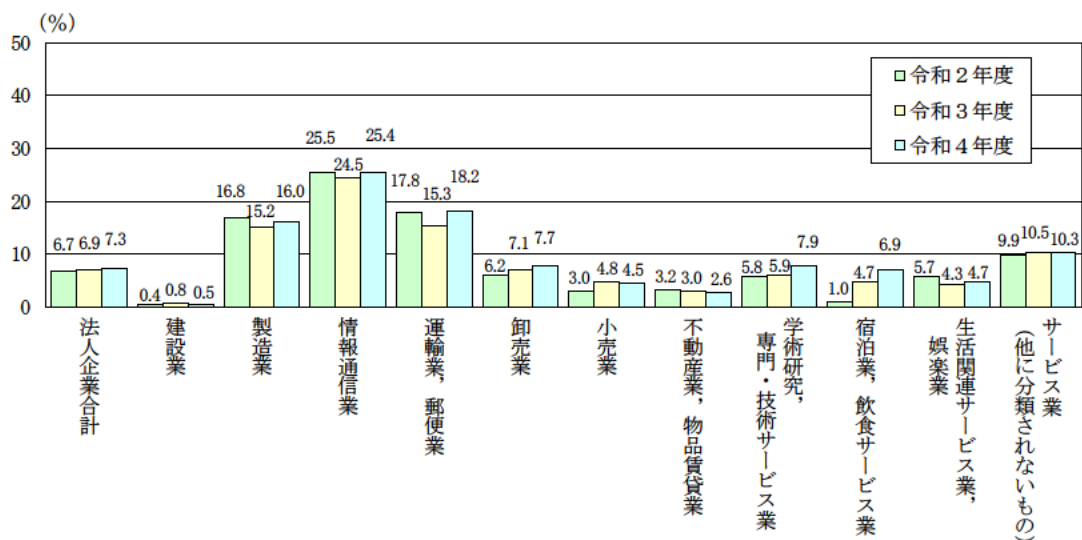
- ・ 受託があった法人企業（建設業を除く）の割合は、4.9％（前年度差▲0.0ポイント減）である。産業大分類別にみると、情報通信業（32.2％）が最も高く、次いで運輸業、郵便業（14.0％）、製造業（12.2％）の順である。
- ・ 委託を行った法人企業の割合は、7.3％（前年度差0.4ポイント増）である。産業大分類別にみると、情報通信業（25.4％）が最も高く、次いで運輸業、郵便業（18.2％）、製造業（16.0％）の順である。

第8－1図 受託があった中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別、建設業を除く）



（注）集計表第8－1表参照。
建設工事の受託を除く。

第8－2図 委託を行った中小企業（法人企業）の割合（産業大分類別）



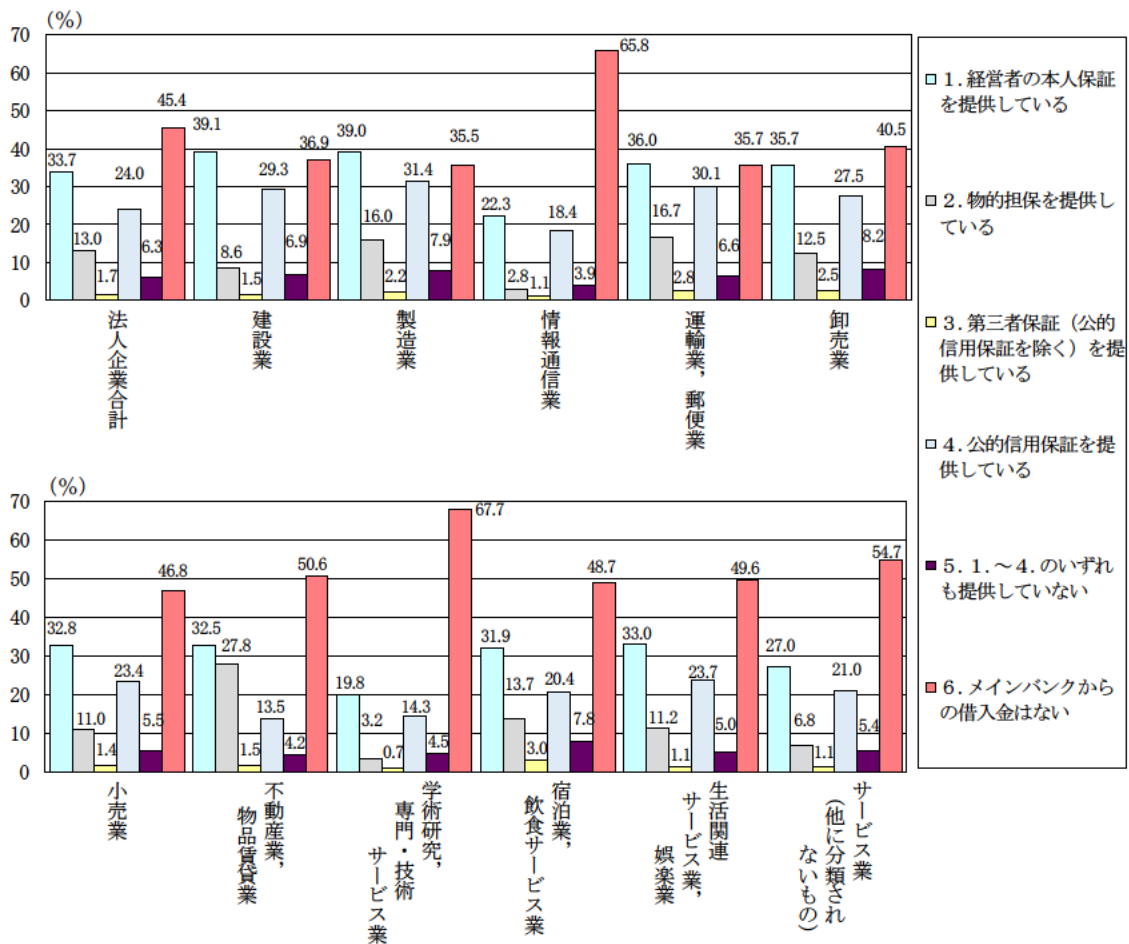
（注）集計表第8－2表参照。
建設工事の委託を除く。

第9章 中小企業（法人企業）の取引金融機関の状況

1. 中小企業（法人企業）のメインバンクからの借入条件

- 法人企業のメインバンクからの借入条件別該当率は、「経営者の本人保証を提供している」（33.7%）、「公的信用保証を提供している」（24.0%）が高い。
- 法人企業のメインバンクからの借入条件別該当率を産業大分類別にみると、「経営者の本人保証を提供している」は、建設業（39.1%）、製造業（39.0%）などで高く、「公的信用保証を提供している」は、製造業（31.4%）、運輸業、郵便業（30.1%）などで高い。

第9-1図 中小企業（法人企業）のメインバンクからの借入条件別該当率（産業大分類別）



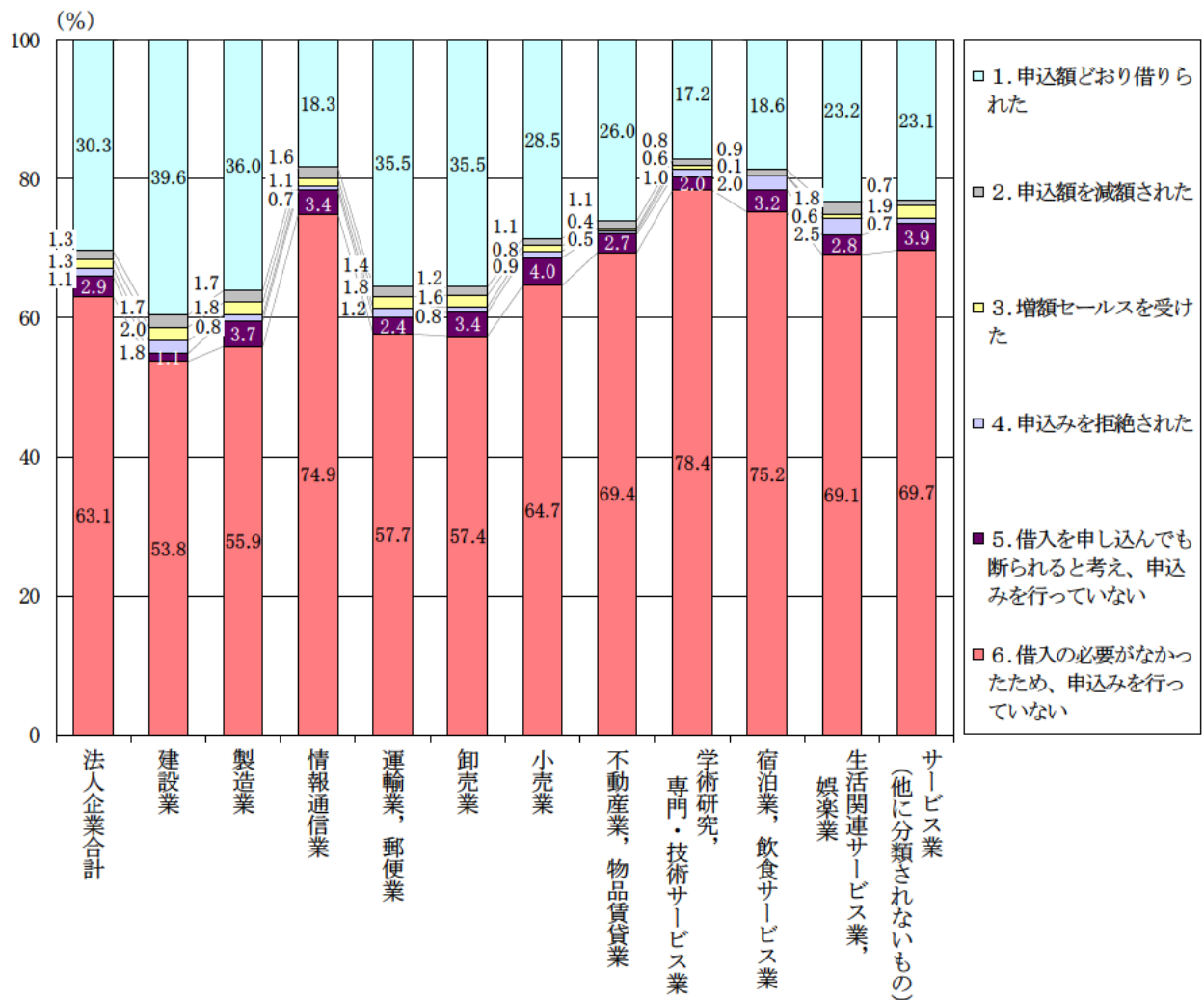
(注) 集計表第9-1表参照。複数回答可。

メインバンクからの借入条件別該当率 = (該当企業数) ÷ (母集団企業数 - NA (無回答))

2. 中小企業（法人企業）のメインバンクへの借入申込みの対応

- ・ 法人企業の最近1年間のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応別構成比をみると、「申込額どおり借りられた」（30.3%）、「申込額を減額された」（1.3%）などが挙げられる。
- ・ 法人企業の最近1年間のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応別構成比を産業大分類別にみると、「申込額どおり借りられた」は、建設業（39.6%）、製造業（36.0%）などで高く、「申込額を減額された」は、生活関連サービス業、娯楽業（1.8%）が最も高い。

第9－2図 中小企業（法人企業）のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応別構成比（産業大分類別）



（注）集計表第9－2表参照。

第10章 中小企業（法人企業）の経営指標

- ・ 経営効率を示す指標である自己資本当期純利益率（ROE）は10.32%で、前年度より2.03ポイント高い。
- ・ 企業の経常的な事業活動による収益性を示す指標である売上高経常利益率は4.29%で、前年度より0.04ポイント高い。
- ・ 総資本が効率的に活用されているかを示す指標である総資本回転率は1.00回で、前年度より0.02ポイント高い。
- ・ 財務の安定性を示す指標である自己資本比率は41.71%で、前年度より1.57ポイント高い。

表. 経営指標の算出式及び全産業加重平均値

観点	経営指標名	算出式	令和2年度 全産業 加重平均値	令和3年度 全産業 加重平均値	令和4年度 全産業 加重平均値
A. 総合力	(1) 自己資本当期純利益率（ROE）	当期純利益 ÷ 純資産 × 100	7.40(%)	8.29(%)	10.32(%)
B. 収益性	(2) 売上高経常利益率	経常利益 ÷ 売上高 × 100	3.25(%)	4.26(%)	4.29(%)
C. 効率性	(3) 総資本回転率	売上高 ÷ 総資本(総資産)	0.97(回)	0.98(回)	1.00(回)
D. 安全性	(4) 自己資本比率	純資産 ÷ 総資本(総資産) × 100	39.21(%)	40.13(%)	41.71(%)
E. 健全性	(5) 財務レバレッジ	総資本(総資産) ÷ 純資産	2.55(倍)	2.49(倍)	2.40(倍)
F. 生産性	(6) 付加価値比率	付加価値額 ÷ 売上高 × 100	25.54(%)	26.93(%)	26.09(%)

(注1) 付加価値額（令和3年度以降）

＝（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）
 ＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）
 ＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益
 ＋能力開発費（従業員教育費）

付加価値額（令和2年度）

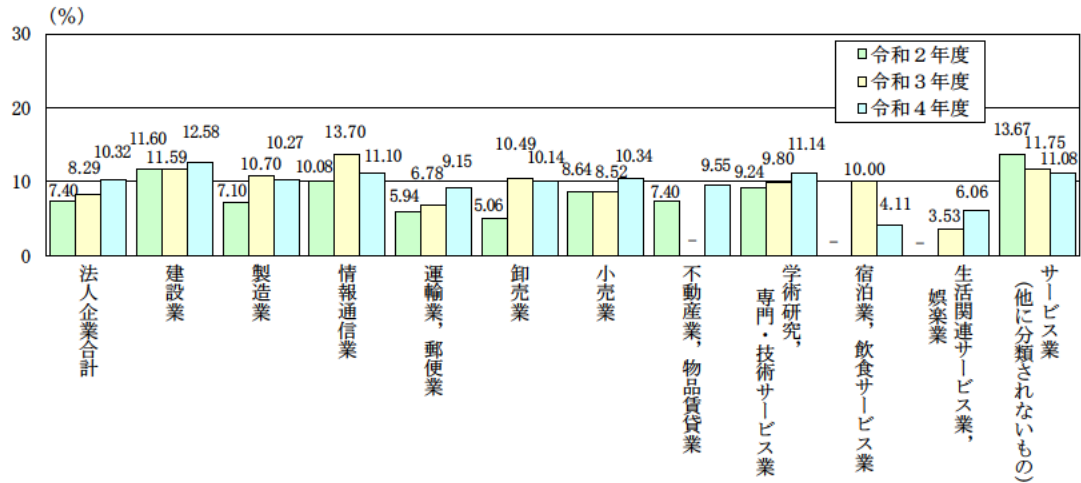
＝（売上原価のうち労務費、減価償却費）
 ＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、地代家賃、減価償却費、租税公課）
 ＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益
 ＋能力開発費（従業員教育費）

(注2) 全産業加重平均値とは、各統計表における各費目の中小企業全体の合算値を用いて計算したものである。

(注3) 産業大分類別の経営指標については、集計表第10－1表参照。

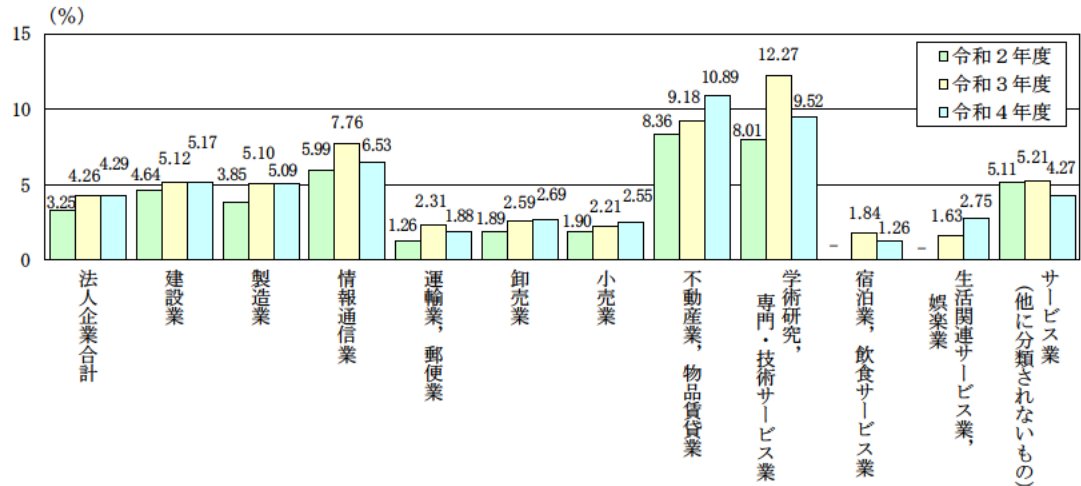
(注4) 桁数の関係で前年度差は、次ページ以降のグラフの値で計算する場合と一致しない場合がある。

第10-1図 自己資本当期純利益率（ROE）（産業大分類別）



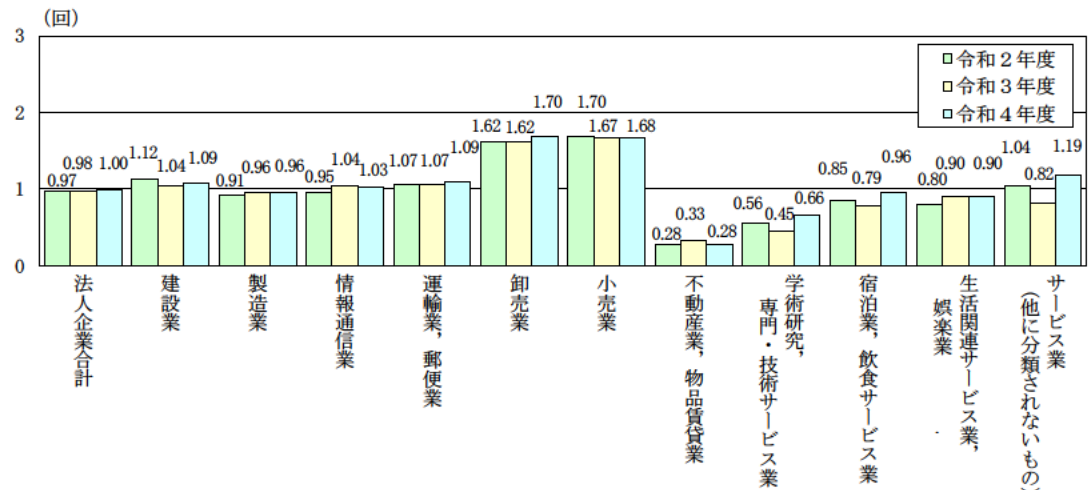
（注）集計表第10-1表、第10-2表参照。
算出に使用する費目が負値などの場合には「-」と表示（以下、同様）。

第10-2図 売上高経常利益率（産業大分類別）



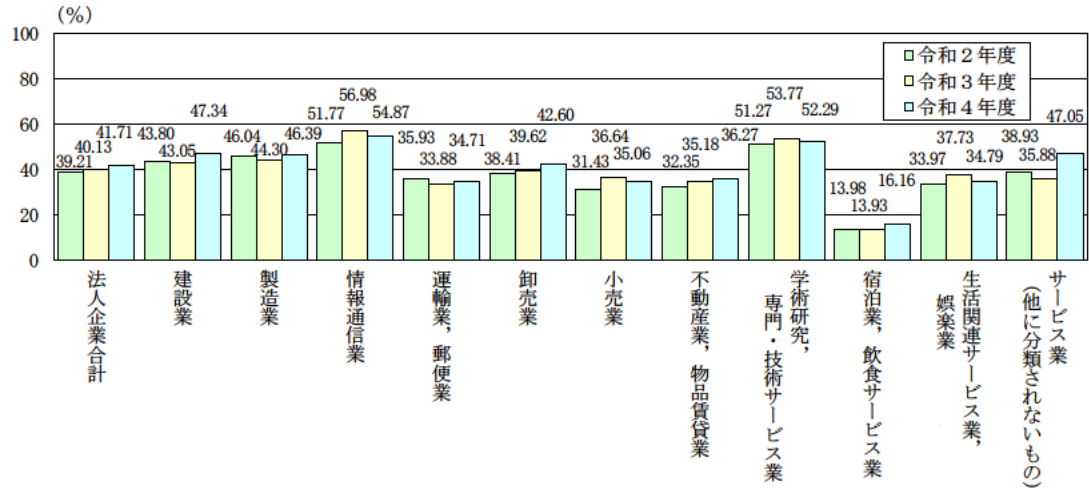
（注）集計表第10-1表、第10-3表参照。

第10-3図 総資本回転率（産業大分類別）



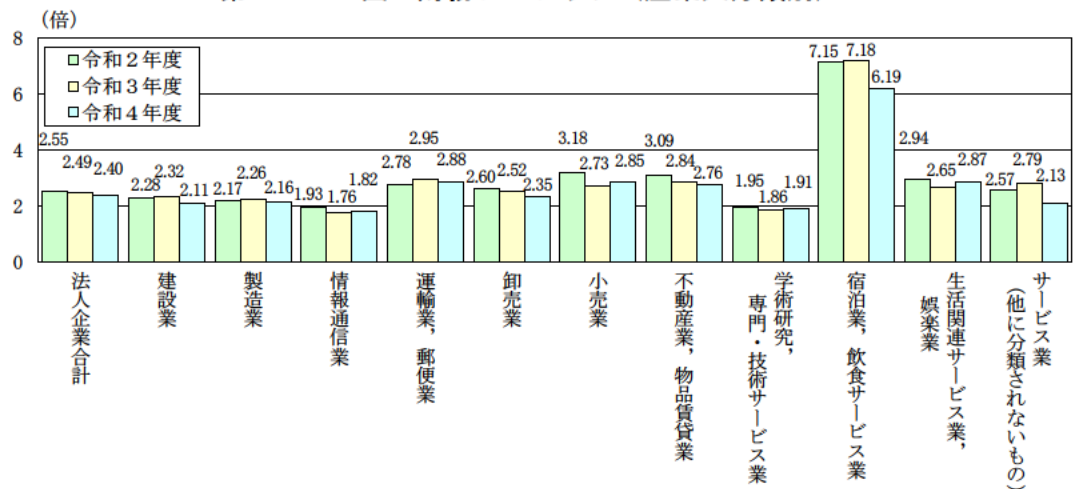
（注）集計表第10-1表、第10-4表参照。

第10-4図 自己資本比率（産業大分類別）



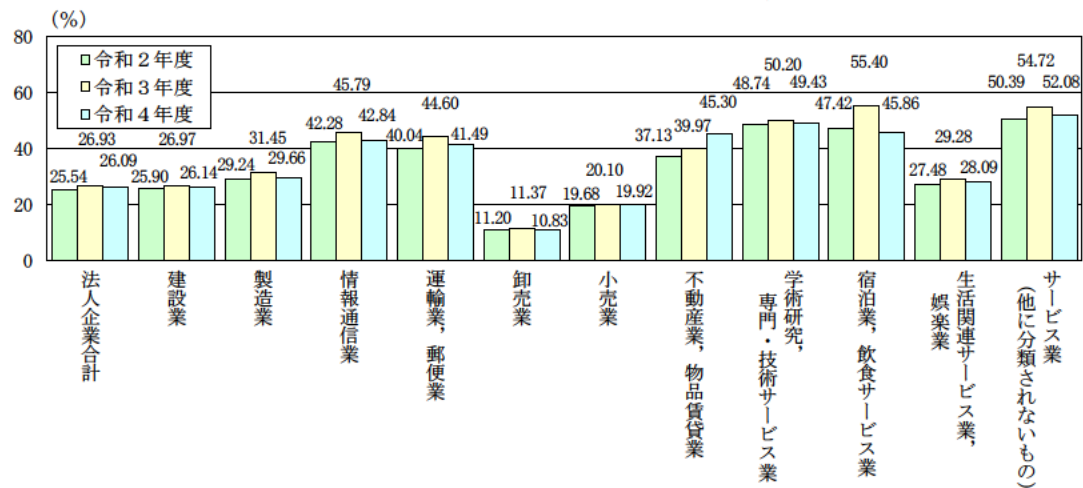
(注) 集計表第10-1表、第10-5表参照。

第10-5図 財務レバレッジ（産業大分類別）



(注) 集計表第10-1表、第10-6表参照。

第10-6図 付加価値比率（産業大分類別）



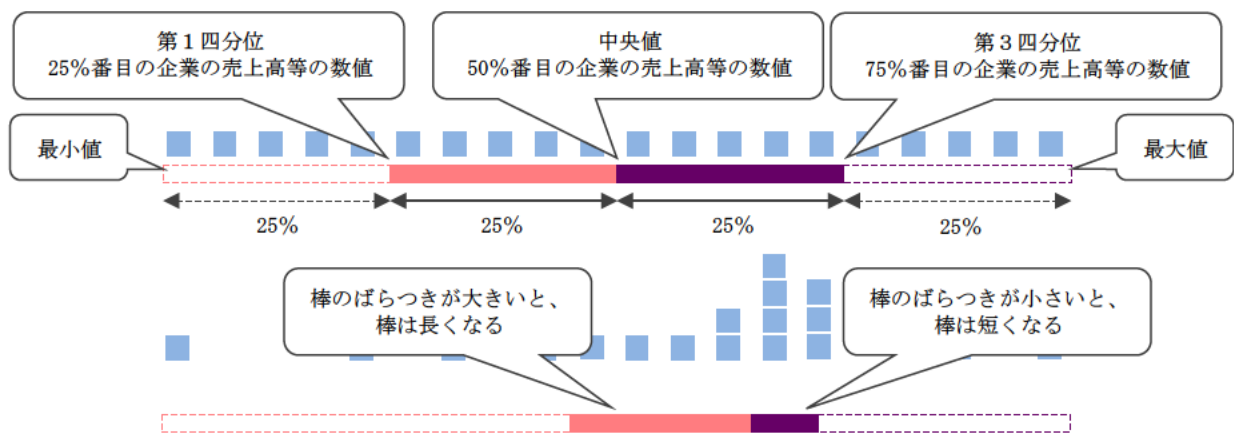
(注) 集計表第10-1表、第10-7表参照。

○次ページからのグラフ（参考図1～参考図3）の見方

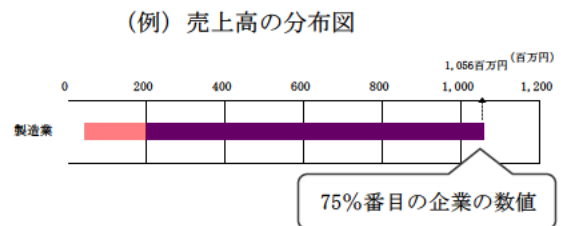
次ページ以降のグラフでは、産業大分類別の中小企業（法人企業）の売上高及び経常利益（以下「売上高等」）について、パーセンタイル（百分位数）を棒グラフで視覚的に表している。パーセンタイルとは、データを小さいものから順に並べたときに、ある値が下位から何番目（又は上位から何番目）に位置するかを百分位で示したものである。50パーセンタイルは、中央値とも呼ばれる。

中央値は、二つの棒の境界である。また、中央値から棒の両端までの間には、それぞれ各産業大分類の企業の25%が含まれる（つまり二つの棒を合わせると、各産業大分類の企業の50%が含まれる。）。

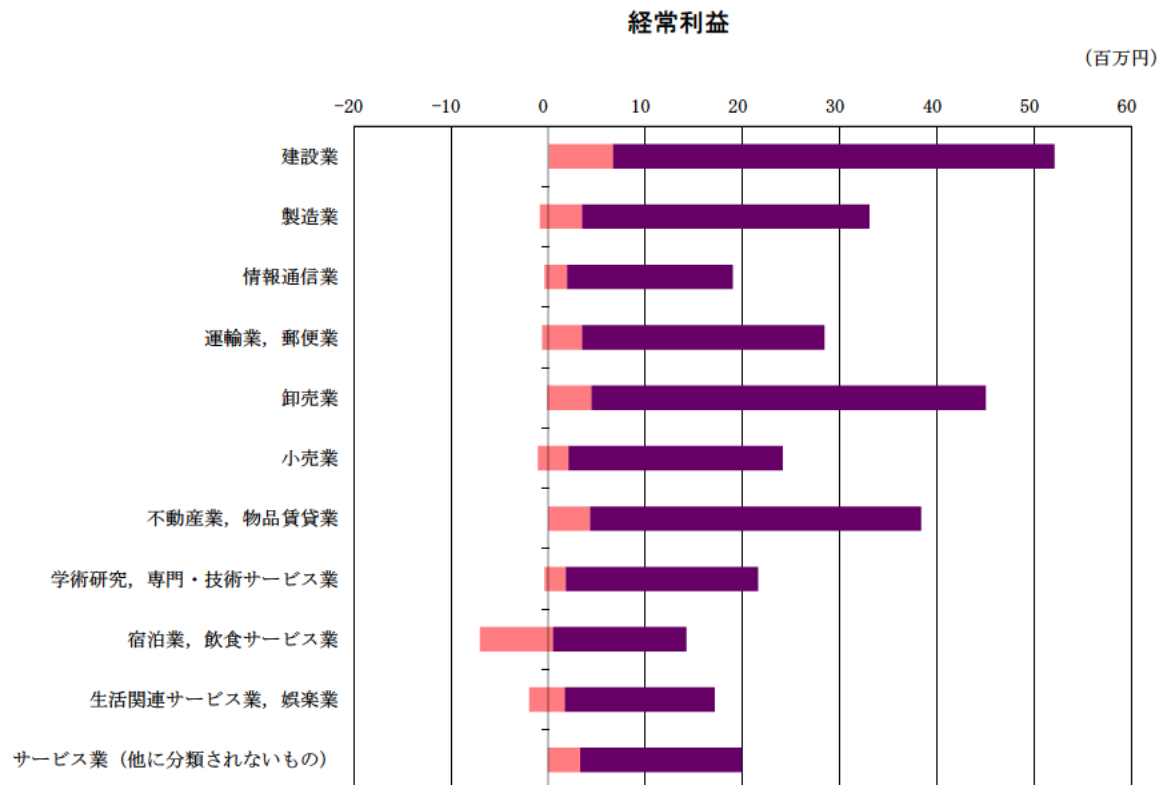
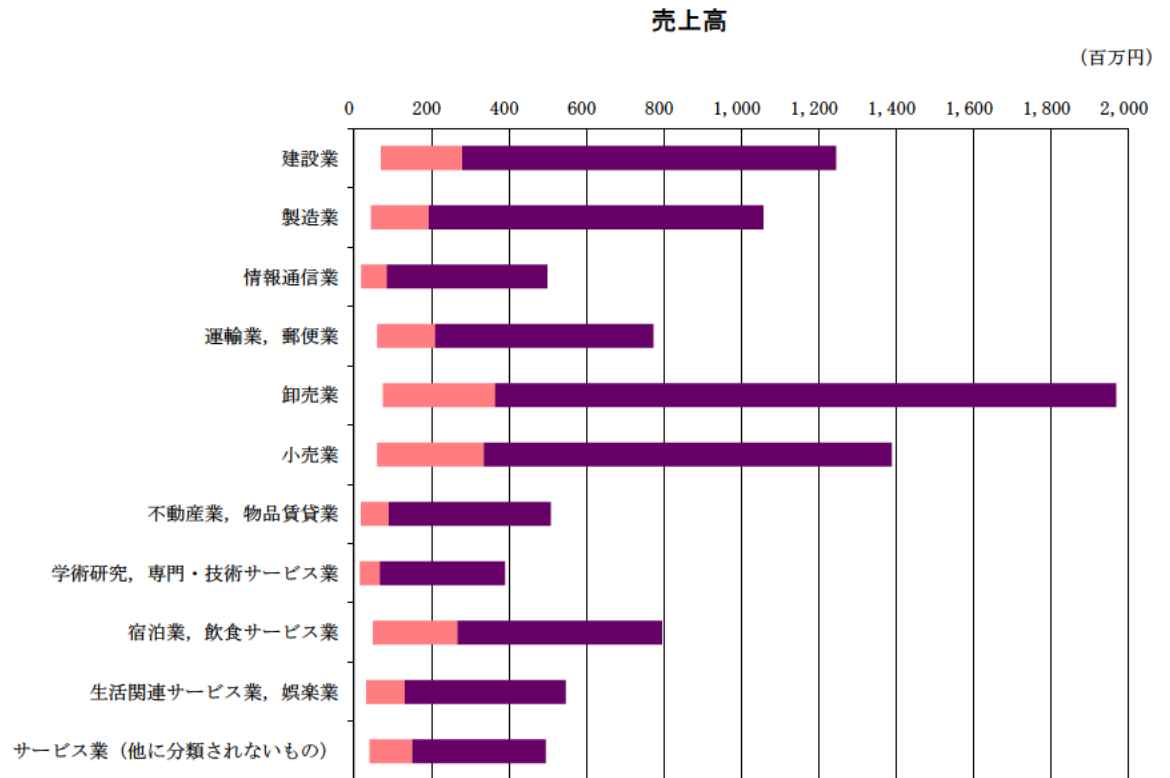
このような表し方をするすることで、産業大分類により大きく異なる売上高等の分布の差を視覚的に確認することができるとともに、具体的な売上高等の数値について、産業大分類内においてどの程度の位置となるのか把握することができる。



右図において棒グラフの右端は、当該産業大分類において下位から75%番目（上位から25%番目）の企業の売上高の数値（1,056百万円）を表している。



参考図 1 売上高及び経常利益の分布図（産業大分類別）

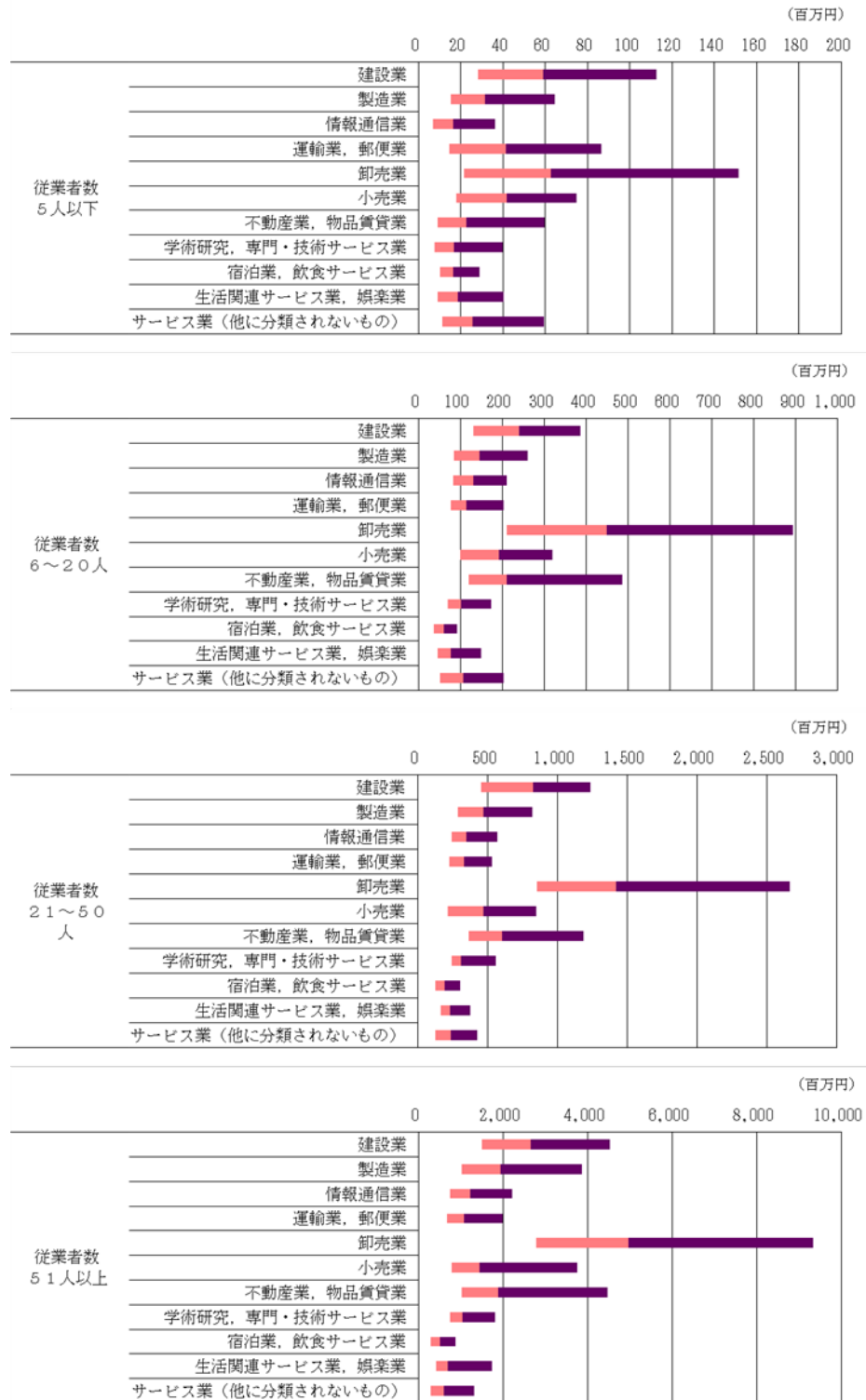


第1四分位 (25パーセンタイル)

中央値 (50パーセンタイル)

第3四分位 (75パーセンタイル)

参考図2 売上高の分布図（従業者規模別・産業大分類別）

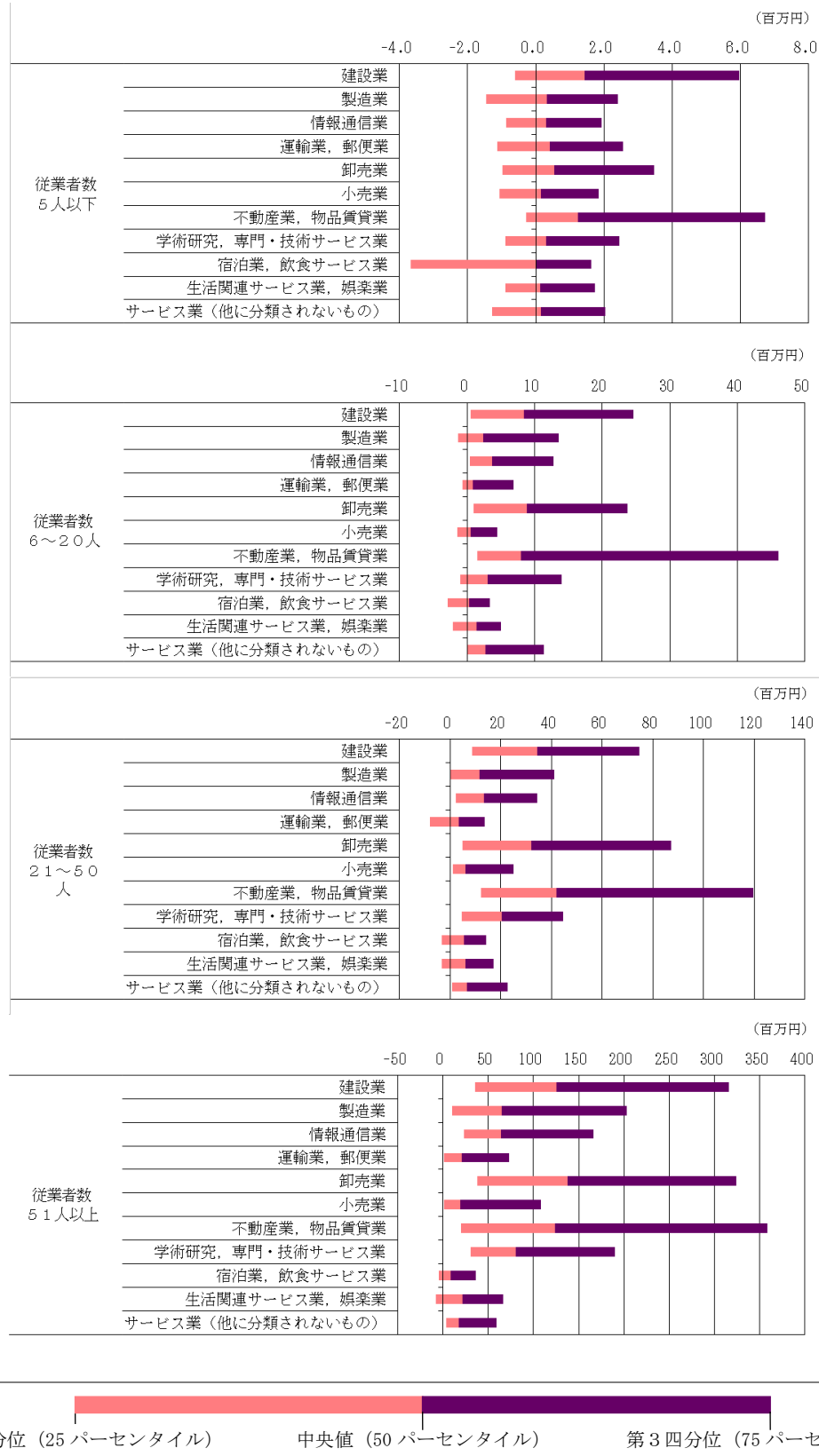


第1四分位 (25 パーセンタイル)

中央値 (50 パーセンタイル)

第3四分位 (75 パーセンタイル)

参考図3 経常利益の分布図（従業者規模別・産業大分類別）



集 計 表

Tabulation Tables

※ 政府統計の総合窓口（e-Stat）（<https://www.e-stat.go.jp>）に掲載。

統計表

Statistical Tables

※ 政府統計の総合窓口（e-Stat）（<https://www.e-stat.go.jp>）に掲載。

参 考 資 料

Reference materials

産業別・従業者規模別の達成精度

本調査の達成精度は、売上高の標準誤差率による。

売上高の標準誤差率（産業別・従業者規模別）

産業別・従業者規模別			売上高総和の標準誤差率
建設業	法人企業	5人以下	7.7%
		6～20人	6.8%
		21～50人	8.9%
		51人以上	6.6%
	個人企業		7.1%
製造業	法人企業	5人以下	3.0%
		6～20人	2.9%
		21～50人	3.0%
		51人以上	2.7%
	個人企業		2.9%
情報通信業	法人企業	5人以下	9.1%
		6～20人	7.5%
		21～50人	6.1%
		51人以上	6.1%
	個人企業		8.2%
運輸業、郵便業	法人企業	5人以下	7.1%
		6～20人	8.4%
		21～50人	6.6%
		51人以上	7.6%
	個人企業		10.8%
卸売業	法人企業	5人以下	10.5%
		6～20人	6.5%
		21～50人	4.9%
		51人以上	7.0%
	個人企業		8.0%
小売業	法人企業	5人以下	13.7%
		6～20人	8.1%
		21～50人	5.2%
		51人以上	9.4%
	個人企業		5.5%

産業別・従業者規模別			売上高総和の標準誤差率
不動産、物品賃貸業	法人企業	5人以下	11.7%
		6～20人	10.8%
		21～50人	13.4%
		51人以上	12.4%
	個人企業		7.6%
学術研究，専門・技術サービス業	法人企業	5人以下	6.3%
		6～20人	11.3%
		21～50人	5.8%
		51人以上	6.6%
	個人企業		6.2%
宿泊業，飲食サービス業	法人企業	5人以下	11.3%
		6～20人	18.8%
		21～50人	7.5%
		51人以上	9.9%
	個人企業		25.5%
生活関連サービス業，娯楽業	法人企業	5人以下	8.7%
		6～20人	20.0%
		21～50人	8.9%
		51人以上	11.2%
	個人企業		12.9%
サービス業（他に分類されないもの）	法人企業	5人以下	13.1%
		6～20人	8.2%
		21～50人	7.7%
		51人以上	8.4%
	個人企業		7.3%

（注）売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

売上高総和の推定値：
$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

売上高総和の標準誤差の推定値：
$$\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h (N_h - n_h) \frac{Var(X_h)}{n_h}}$$

売上高総和の標準誤差率：
$$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x}$$

h = 層（産業中分類×従業者規模）

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

X_{hi} = 第 h 層の i 番目の標本企業売上高

$\hat{T}_x$ = 売上高総和の推定値

$Var(X_h)$ = 第 h 層内分散

用語の解説

<統計表の各頁に共通する用語>

母集団企業数

母集団企業数は、事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））による。

従業者数

令和5年6月1日現在での従業者数。

なお、統計表の従業者数は、個々の有効回答調査票（個票）の従業者数を拡大推計して得られた拡大推計値を基に集計したもの。

法人企業

法律の規定によって法人格を認められているものが、事業を営んでいる場合をいう。

個人企業

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営である場合も、個人企業に含む。

設立年

創業した年ではなく、商業（法人）登記簿謄本における会社設立の年。

<各調査事項の用語>

1. 会社全体の従業者数

個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人。

無給家族従業員

個人事業主の家族で、賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」とする。

代表取締役社長・取締役社長

対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とする。

また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とする。

その他の有給役員

法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人（無給の役員を除く）。

常用雇用者

正社員・正職員＋正社員・正職員以外期間を定めずに、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人。

正社員・正職員

正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、定められている1週間の所定労働時間で働いている人（有給・無給の役員を除く）。

正社員・正職員以外

上記の「正社員・正職員」以外の常用雇用者であり、パート・アルバイトなど。

臨時雇用者

1ヶ月未満の期間を定めて雇用している人、又は日々雇用している人。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数

「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」又は「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計。ただし、下請先の従業者は除く。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）

在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、自社にきて働いている人。

派遣従業者

労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、自社にきて働いている人。

正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）の就業時間換算人数

就業時間換算人数は、「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）の全員の就業時間

合計（１週間分）」÷「正社員・正職員の所定労働時間（１週間分）」で計算した人数。

2. 資産及び負債・純資産（法人企業）

株式譲渡制限を定めている株式会社数

定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めている株式会社数（いわゆる譲渡制限株式会社の数）。

資産

流動資産＋固定資産＋繰延資産

流動資産

現金・預金＋受取手形・売掛金＋棚卸資産＋その他の流動資産

現金・預金

現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。
定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、１年以内に期限の到来するもの。

受取手形・売掛金

通常の営業取引によって生じた手形債権及び未収金。

棚卸資産

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。

固定資産

有形固定資産＋無形固定資産＋投資その他の資産

有形固定資産

建物・構築物・建物附属設備＋機械装置＋船舶、車両運搬具、工具・器具・備品＋土地＋建設仮勘定＋その他の有形固定資産＋減価償却累計額

①建物・構築物・建物附属設備

事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物の他、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含む。

②機械装置

工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに附属する設備。

③船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、

測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数１年超で相当価額以上のもの）。

④土地

工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除く。

⑤建設仮勘定

建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。

⑥減価償却累計額

毎年の減価償却費の合計額。

無形固定資産

のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

投資その他の資産

投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。

繰延資産

創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債等発行費など。

負債及び純資産

負債の部の合計＋純資産の部の合計

負債

流動負債＋固定負債

流動負債

支払手形・買掛金＋短期借入金（金融機関）＋短期借入金（金融機関以外）＋その他の流動負債

支払手形・買掛金

通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。

短期借入金（金融機関）

銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が１年以内のもの。

短期借入金（金融機関以外）

個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が１年以内のもの。

固定負債

社債＋長期借入金（金融機関）＋長期借入金（金融機関以外）＋その他の固定負債

長期借入金（金融機関）

銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。

長期借入金（金融機関以外）

個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。

社債

普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。

純資産

資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋自己株式

資本金

資本金、出資金。

資本剰余金

資本準備金（株式払込剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。

利益剰余金

利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。

自己株式

自社で保有している自社株式。

3. 売上高及び営業費用

売上高

法人企業においては、実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。

個人企業においては、確定申告書類などの「売上（収入）金額」である。なお、確定申告書類などとの対応については、調査票甲（個人事業者用）を参照。

営業費用

売上原価＋販売費及び一般管理費

売上原価

商品仕入原価・材料費＋労務費＋動産・不動産賃借料＋外注費＋減価償却費＋その他の売

上原価

商品仕入原価・材料費

商品期首棚卸高に当期商品純仕入高を加え、商品期末棚卸高を控除して計算されたもの。

製造工程又は業務の直接部門で使用する素材費（原料費）、買入部品費、燃料費、工場消耗品費、消耗工具器具備品費などの総額。

労務費

製造工程又は業務の直接部門に属する従業員の賃金（基本給の他、割増賃金を含む）、給料、雑給、従業員賞与手当、退職給付費用などの総額。

動産・不動産賃借料（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門で使用する鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケース、コンピュータなどの動産の賃借料と土地、建物などの不動産の賃借料の合計。

地代家賃（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門に属する土地、建物などの不動産の賃借料の総額。

外注費

製造工程の一部（外注加工など）又は会社の業務の一部を他の業者に委託した際の費用の総額。

減価償却費（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門で使用する有形固定資産及び無形固定資産の取得原価を使用する期間や耐用年数に応じて配分した費用の総額。

売上総利益

売上高－売上原価の合計

販売費及び一般管理費

人件費＋動産・不動産賃借料＋運賃荷造費＋広告宣伝費＋交際費＋減価償却費（販売費及び一般管理費に含まれるもの）＋租税公課＋その他の経費

人件費

常用、臨時、役員、正社員、正社員以外を問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などのうち労務費を除いたもの。また、福利厚生費、法定福利費も除く。

個人企業では専従者給与を除く。

動産・不動産賃借料（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する動産・不動産賃借料。売上原価に含まれる動産・不動産賃借料を除く。

地代家賃（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する土地、建物などの不動産の賃借料の総額。

運賃荷造費

製造品、商品などの輸送、こん包などに支払った運賃、荷造費の総額。

広告宣伝費

不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの総額。

交際費

得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。

減価償却費（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。売上原価に含まれる減価償却費を除く。

租税公課

印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）及び事業所税などの総額。税込経理方式の方法をとっている場合の消費税はここに含む。

営業利益

売上総利益－販売費及び一般管理費の合計

営業外収益

受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。

営業外費用

支払利息・割引料＋その他の費用

支払利息・割引料

銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分。

経常利益又は経常損失

売上高から、売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いたものに営業外損益を加えたものの。

個人企業では差引金額又は専従者控除前の

所得金額。

税引前当期純利益（税引前当期純損失）

経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。

税引後当期純利益（税引後当期純損失）

税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。

付加価値額

（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）

4. 設備投資とリースの状況

有形固定資産

建物・構築物・建物附属設備＋機械装置＋船舶、車両運搬具、工具・器具・備品＋土地＋建設仮勘定＋その他の有形固定資産

①建物・構築物・建物附属設備

事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物の他、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含む。

②機械装置

工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに附属する設備。

③船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。

④土地

工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除く。

⑤建設仮勘定

建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。

⑥その他の有形固定資産

有形固定資産のうち、建物・構築物・建物附属設備、機械装置、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品、土地、建設仮勘定以外の資産。生物など。

無形固定資産

のれん(営業権)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

設備投資の目的

当該事業年度に行った設備投資の目的。

①省力化・合理化(直接部門)

現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。

②省力化・合理化(管理部門)

現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。

③新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化

現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。

④既存建物・設備機器などの維持・補修・更新

既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。

⑤既存事業部門の売上増大

現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。

⑥その他

上記以外の目的で取得した固定資産。

リース契約

概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは除く。

新規リース契約物件の項目

①製造機械・装置

自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。

②建設機械

掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。

③コンピュータ及び関連機器

パソコン、周辺機器など。

④事務機器又は通信機器

複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。

⑤店舗・商業用設備

POSシステム、ショーケースなど。

⑥調理用設備

厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。

⑦輸送機械

乗用車、トラック、荷役運搬機器車両(コンテナなど)、産業用車両(フォークリフトなど)、船舶、鉄道車両など。

⑧その他

上記以外のもの。

新規リース契約額

最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額。支払リース料(支払額)ではない。

5. 事業承継の状況

事業承継の意向

①親族内承継を考えている

代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘(姻族を含む。)、配偶者又は親族(6親等以内の血族又は3親等以内の姻族)への承継意向のこと。

②役員・従業員承継を考えている

(代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘・配偶者又は親族ではない)会社の役員又は従業員への承継意向のこと。

③会社への引継ぎを考えている

他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継意向のこと。

④個人への引継ぎを考えている

(代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘・配偶者・親族ではなく、会社の役員・従業員でもない)個人への引継意向のこと。

⑤上記以外の方法による事業承継を考えている

上記の親族内承継を考えている、役員・従業員承継を考えている、他の会社への引継ぎを考えている、及び個人への引継ぎを考えている以外の事業承継のこと。

⑥現在の事業を継続するつもりはない

事業の継続の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の代で廃業意向のこと。

⑦今はまだ事業承継について考えていない

現時点では事業承継についての明確な意向がないこと。

6. 海外展開と輸出の状況

子会社

自社が50%超の議決権を所有する会社をいう。自社の子会社又は自社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含む。ただし、50%以下であっても自社が経営を実質的に支配している会社も含む。

関連会社

自社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいう。

事業所

自社の支社・営業所・工場など。

モノの直接輸出

損益計算書の売上高に計上したモノの取引額のうち、自社名義で通関手続きを行ったもの。

モノ以外のサービスの輸出

運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフトウェア、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

7. 売上高の内訳

建設事業の収入

建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。

製造品売上高

自己の製造した製品を販売した場合の販売高。他から製造委託を受けたものを含む。

加工賃収入

発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。

情報通信事業の収入

通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。

運輸、郵便事業の収入

道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業（信書便事業を含む）などの収入。

卸売の商品売上高

他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料などを含む。

小売の商品売上高

仕入商品又は製造した商品を主として一般消費者（個人又は家庭用消費者）に販売した場合の販売高。営業活動に伴う販売手数料などを含む。

なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、一般消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、「小売の商品売上高」に含む。

不動産、物品賃貸事業の収入

不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。

学術研究、専門・技術サービス事業の収入

学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、広告業の収入。

宿泊事業の収入

旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。

飲食サービス事業の収入

一般飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。

生活関連サービス、娯楽事業の収入

洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚

葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。

サービス事業（他に分類されない）の収入

廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。

その他の事業の収入

上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

8. 研究開発の状況

研究開発

研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査のこと。開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計又は既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること。

なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象とする。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、又は、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まない。

能力開発

正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業員、アルバイトなど、対価を受け取り事業に従事するものの能力を向上させる取り組みのこと。

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人額から控除することが認められる制度。

特許権

発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。

実用新案権

物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。

意匠権

物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

商標権

自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

9. 受託・委託の状況（建設工事を除く）

製造の受託／委託

（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。／自社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は自社の自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。

修理の受託／委託

（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること。／自社が主業として請け負っている物品の修理、自社の自己使用する物品の修理を他社に依頼すること。

プログラム作成の受託／委託

（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること。／自社が同業務を他社に依頼すること。

プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託／委託

（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。／自社が同業務を他社に依頼すること。

役務提供の受託／委託

（機材の不足、コストの低減が見込まれる、

などの理由により) 他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること。／自社が役務提供を他社に依頼すること。

上記以外の役務提供の受託／委託

(人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により) 他社が主業として行うメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を依頼されること。／自社が役務提供を他社に依頼すること。

国内からの受託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などから受託した場合をいう。

国内への委託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などへ委託した場合をいう。

うち、国内の親事業者からの受託(下請)

国内からの受託のうち、親事業者からの下請によるもの。下請代金支払遅延等防止法において対象とする取引の内容により、親事業者の資本金区分が異なる。

製造、修理、プログラム作成の受託(運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む)の取引では、委託を行う側(委託側)が資本金3億円超で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金3億円以下、又は委託を行う側(委託側)が資本金1千万円超3億円以下で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金1千万円以下である場合、委託側を親事業者とする。

プログラム作成以外の情報成果物作成の受託(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)の取引では、委託を行う側(委託側)が資本金5千万円超で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金5千万円以下、又は委託を行う側(委託側)が資本金1千万円超5千万円以下で、委託を受けた側(受託側)が個人を含む資本金1千万円以下である場合、委託側を親事業者とする。

したがって、必ずしも資本関係のある親会社

ではない。

海外からの受託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点から受託した場合をいう。したがって、海外の日系企業から受託した場合は、海外からの受託に含む。

海外への委託

企業の国籍を問わず、自社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点へ委託した場合をいう。したがって、海外の日系企業へ委託した場合も、海外への委託に含む。

10. 取引金融機関の状況

メインバンク

借入残高シェアの大小などに関わらず中小企業者等がメインバンクと認識している金融機関。

メインバンクからの借入条件

①経営者の本人保証を提供している

金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、自社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいう。

②物的担保を提供している

不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、自社借入金を被担保債権として、メインバンクが(根)抵当権設定、質権設定などを行っていることをいう。

③第三者保証(公的保証を除く)を提供している

金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、自社の代表者と代表者以外の役員を除いた第三者(代表者の親族など)が保証人となっている場合をいう。

④公的信用保証を提供している

都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいう。

メインバンクへの借入申込みの最も多かった対応

①申込額どおり借りられた

申込みどおりの金額の融資を受けることが

できた。

②申込額を減額された

申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた。申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合を含む。

③増額セールスを受けた

申し込んだ金額以上の貸付金額を提示され、増額した金額で融資を受けた。増額セールスを受けたが、当初申込みどおりの金額の融資を受けた場合も含む。

④申込みを拒否された

借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。

⑤借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない

申込みを断られると考え、申込み自体を行わなかった。

⑥借入の必要がなかったため、申込みを行っていない

借入の必要がなかったため、申込み自体を行わなかった。

1 1. 中小企業税制の利用状況（法人企業）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和6年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度。

中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等を対象に、令和6年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の

用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるもの。

なお、償却限度額は、取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額、税額控除限度額は、取得価額の7%相当額。（資本金が3千万円超1億円以下の中小企業者は、特別償却のみの適用。）

中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本もしくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く。）等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に、特定の経営力向上設備等を取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるもの。

なお、特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、普通償却限度額と併せその取得価額的全額を償却（即時償却）可能。税額控除限度額は、取得金額の10%相当額（資本金が3千万円超1億円以下の中小企業者は、7%）。

1 2. 中小企業の会計の状況（法人企業）

中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）

中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成24年に公表されたもの。

税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等への活用を目的とする。

中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）

平成17年に日本公認会計士協会、日本税理

士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針のこと。

企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール）

企業会計基準委員会（ASBJ）が制定する、財務会計の基準。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準のこと。

税法に規定する計算方式

納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のこと。租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式が定められている。



政府統計

⑥ 令和5年中小企業実態基本調査
(調査票甲 法人企業用)

甲

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

法人企業用

※赤枠内の記入をお願いします。

本社又は 本店の所在地 「実際の本社機能を 有する場所」		記入者の 所属・氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
企業の名称	フリガナ	記入者の 電話番号	※代表と異なる場合のみご記入ください。
電話番号 (代表)		資本金額 又は出資金額 [令和5年6月1日時点]	千億 百億 十億 千万 百万 十万 万 千 .000円
整理番号		法人番号	

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

- 1 提出期限 令和5年9月1日(金)
2 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535(フリーダイヤル)
平日9:00~18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

- 3 注意事項
(1)この調査は、会社を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた会社全体について記入してください。
(2)調査の期日は令和5年6月1日現在です。記入内容は最近決算期の数値によって記入してください。
(3)後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

- 4 回答方法
○ インターネットによる回答方法
政府統計オンライン(<https://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能があり便利です。詳しくは同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。

政府統計コード

調査対象者ID(半角数字)

パスワード(半角英数字)

B U P E

- 郵送による回答方法

記入が終わった調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

- 5 提出先
〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目7 半蔵門ビル8階
中小企業庁事業環境部調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル): 0120-262-535 (直通電話): 03-6261-9700
(受付時間)平日9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問3・問4・問4付問1・問6・問6付問1の記入説明

「問2」の会社形態の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行う会社。 ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社（特例有限会社）	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限があります。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行う企業。

「問3」の「大企業の子会社」「大企業の関連会社」の内容は以下のとおりです。

大企業の子会社	貴社の議決権の50%超が大企業によって保有されている場合、若しくは貴社の議決権の40%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の半数以上の派遣を受けているなど実質的な支配を受けている場合。
大企業の関連会社	貴社の議決権の50%以下、かつ20%以上が大企業によって保有されている場合、若しくは、貴社の議決権の15%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の派遣を受けているなど貴社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合。

なお、ここでいう大企業とは以下に掲げる企業をいいます。

大企業	①製造業その他(通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む)：資本金3億円超 かつ 従業者数300人超の会社及び個人 ②卸売業：資本金1億円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人 ③小売業：資本金5千万円超 かつ 従業者数50人超の会社及び個人 ④サービス業(情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む)：資本金5千万円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人
-----	---

「問4」の会社全体の従業者数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数は除きます。

①代表取締役社長・取締役社長	対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員(無給役員は除く)」とします。また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員(無給役員は除く)」とします。
②その他の有給役員(無給役員は除く)	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	雇用契約期間の定めが無い雇用者、若しくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇用者。
③正社員・正職員(有給・無給役員は除く)	貴社で正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
④正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)	常用雇用者のうち、「正社員・正職員」以外の雇用者。
⑤臨時雇用者	雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者。

「問4付問1」の就業時間換算人数の内容は以下のとおりです。

就業時間換算人数	貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。 計算式：「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」全員の就業時間合計(1週間分) ÷ 正社員・正職員の所定労働時間(1週間分) ※「就業時間」には昼休み等の休憩時間を含み残業時間を含めず、「所定労働時間」には昼休み等の休憩時間及び残業時間を含めず算出してください。
----------	--

「問4付問2」の他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者(出向役員を含む)」又は「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
①他社からの出向従業者(出向役員を含む)	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
②派遣従業者	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

「問6」及び「問6付問1」の海外の子会社、関連会社の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社又は貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、貴社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。

【問6付問1 記入上の注意点】

中国・香港に子会社、関連会社がない場合には、「うち、中国・香港」の欄に「0」社と記入してください。
※国・地域については「業種分類表・国地域分類表」(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

1. 企業の概要

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(※ 創業した年ではなく、商業(法人)登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 令和4年(2022年)以降 | 5. 平成30年(2018年) | 8. 平成27年(2015年) | 10. 平成7年(1995年) |
| 2. 令和3年(2021年) | 6. 平成29年(2017年) | ~平成18年(2006年) | ~昭和61年(1986年) |
| 3. 令和2年(2020年) | 7. 平成28年(2016年) | 9. 平成17年(2005年) | 11. 昭和60年(1985年)以前 |
| 4. 令和元年(2019年) | | ~平成8年(1996年) | |

問2 貴社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 株式会社 →問2付問1へ | 4. 合資会社、合同会社など |
| 2. 有限会社 | 5. 個人企業(個人経営) |
| 3. 合名会社 | |

この調査票は「法人企業用」です。改めまして個人企業用の調査票をお送りしますので、恐れ入りますが表紙の問い合わせ先(事務局)までご連絡ください。

問2付問1 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。
株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めている(いわゆる譲渡制限株式会社) |
| 2. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めていない |

問3 貴社について、該当する番号に○をつけてください(複数の場合もあります。)

- | | | |
|------------|-------------|---------------------|
| 1. 大企業の子会社 | 2. 大企業の関連会社 | 3. 大企業の子会社、関連会社ではない |
|------------|-------------|---------------------|

問4 出向・派遣を除く、貴社の会社全体の従業員数を令和5年6月1日現在で記入してください(男女別)。
(※ 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数は除いて、記入してください。)

区分	⑥合 計 〔⑥=①+②+③+④+⑤〕 (※出向・派遣は除く)				内 訳												⑤臨時雇用者						
					役員				常用雇用者														
	①代表取締役社長・取締役社長	②その他の有給役員 (無給役員は除く)	③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	④正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)																			
男				人		人								人									人
女				人		人								人									人

問4付問1 正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)の
就業時間換算人数を令和5年6月1日現在で記入してください。

正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)	就業時間 換算人数
男	人
女	人

【問4付問1 記入上の注意点】
例えば、「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」全員の就業時間合計(1週間分)が120時間(20時間×6人)、正社員・正職員の所定労働時間(1週間分)が40時間の場合、「3人」と記入してください(120/40=3)。

問4付問2 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数をそれぞれ令和5年6月1日現在で記入してください(男女別)。

区分	③合計 〔③=①+②〕	内 訳	
		①他社からの出向従業員 (出向役員を含む)	②派遣従業員
男	人	人	人
女	人	人	人

【問4付問2 記入上の注意点】
他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員がいない場合には、「0」人と記入してください。

問5 貴社の事業所(本所・本社・本店・支店・営業所・工場など)について、おうかがいします。
貴社の事業所数を令和5年6月1日現在で記入してください。

項目	③〔合計〕事業所数 (国内・海外) 〔③=①+②〕	内 訳			
		①本所・本社・本店	②本所・本社・本店以外	うち、海外	
事業所		事業所	事業所	事業所	事業所

【問5 記入上の注意点】
該当する事業所がない場合には「0」と記入してください。

※「本所・本社・本店」の機能が、東京本社、大阪本社のように2箇所に分かれている場合は、「本所・本社・本店」欄に「2」(事業所数)と記入してください。

問6 貴社の子会社又は関連会社について、おうかがいします。
海外に子会社又は関連会社がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(最近決算期末現在)。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 海外に子会社又は関連会社がある | 2. 海外に子会社及び関連会社はない →問7へ |
|--------------------|-------------------------|

問6付問1 問6で「1. 海外に子会社又は関連会社がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
海外にある、子会社又は関連会社の数を最近決算期末現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、 子会社又は関連会社の数 〔⑤=①+②+③+④〕	内 訳			
		①アジア	②ヨーロッパ	③北米	④その他の地域
		うち、中国・香港			
子会社	社	社	社	社	社
関連会社	社	社	社	社	社

右ページ問8・問9・問10の記入説明

「問8」の資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

資 産	①流動資産		資金化予定が決算日の翌日から1年以内、又は正常営業循環基準内の資産の合計。	
			当座資産	現金及び預金、受取手形、売掛金、貸倒引当金、1年以内満期の有価証券など。
			棚卸資産	商品、製品、半製品、仕掛品、原材料など。
			その他流動資産	短期貸付金、前渡金、立替金、未収収益、仮払金、仮払消費税など。
	②固定資産	③有形固定資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品、減価償却累計額、一括償却資産、土地、建設仮勘定、リース資産、修繕・増築・改造・購入手数料の費用など。	
		④無形固定資産	営業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、借地権、ソフトウェア、電話加入権など。	
		⑤投資その他の資産	投資有価証券、関連会社株式、出資金、長期貸付金、貸付引当金、敷金など。	
		⑥繰延資産	創立費、開業費、試験研究費、建設利息など。	
⑦資産の部合計		「①流動資産」と「②固定資産」と「⑥繰延資産」の合計。		

「問8」の負債及び純資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	⑧負債の部合計		すべての負債（流動負債及び固定負債）の合計。
	⑨流動負債	支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金。	
		⑩固定負債	社債、長期借入金、退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。
	金融機関短期借入金		銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
	金融機関以外短期借入金		金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
	金融機関長期借入金		銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
	金融機関以外長期借入金		金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
純資産	⑪純資産の部合計		純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
	資本金		資本金、出資金。
⑫負債及び純資産の部合計		「⑧負債の部合計」と「⑪純資産の部合計」の合計。	

「問9」の「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

①売上高		実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
②売上原価（商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額）		売上高に対応する商品仕入原価、材料費、労務費、外注費、減価償却費（売上原価に含まれるもの）及びその他の原価の合計。
③売上総利益		① 売上高－② 売上原価
販売費及び一般管理費	④販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
	動産・不動産賃借料	「動産賃借料」と「不動産賃借料」の合計 ・動産賃借料とは、鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケースなどの賃借料。 ※端末機を含むコンピュータの賃借料も計上 ・不動産賃借料とは、土地、建物などの賃借料。
	地代家賃	動産・不動産賃借料のうち、土地、建物などの不動産の賃借料の合計。
	減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
	租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）、事業所税などの合計（税込経理方式の方法をとっている場合の消費税はここに含む）。
⑤営業利益		③ 売上総利益－④ 販売費及び一般管理費の合計
⑥営業外収益		受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
⑦営業外費用		支払利息・割引料、雑損失などの営業活動以外により発生した費用。
⑧経常利益又は経常損失		営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑧ 経常利益又は経常損失」＝「⑤ 営業利益」＋「⑥ 営業外収益」－「⑦ 営業外費用」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
⑨税引前当期純利益又は税引前当期純損失		経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
⑩税引後当期純利益又は税引後当期純損失		税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

「問10」の輸出の内容は以下のとおりです。

モノの直接輸出	損益計算書の売上高に計上した取引額のうち、自社名義で通関手続きを行ったもの。
モノ以外のサービスの輸出	運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

2. 決算について

問7 問8以降、金額をご記入いただく質問では、できる限り消費税込みで記入してください。ただし、消費税込みで記入できない場合は、消費税抜きで記入してください。選択した記入方法に1つだけ○をつけてください。

1. 税込み

2. 税抜き

問8 資産・負債及び純資産について、貸借対照表などを参照して記入してください。

(最近決算期末現在)

資産の部	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
①流動資産										,000円
②固定資産										,000円
③有形固定資産										,000円
④無形固定資産										,000円
⑤投資その他の資産										,000円
⑥繰延資産										,000円
⑦資産の部合計										,000円
負債及び純資産の部	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
⑧負債の部合計										,000円
⑨流動負債										,000円
うち、金融機関短期借入金										,000円
うち、金融機関以外短期借入金										,000円
⑩固定負債										,000円
うち、金融機関長期借入金										,000円
うち、金融機関以外長期借入金										,000円
⑪純資産の部合計										,000円
うち、資本金										,000円
⑫負債及び純資産の部合計										,000円

「⑦資産の部合計」＝「⑫負債及び純資産の部合計」＝「⑧負債の部合計」＋「⑪純資産の部合計」になっていることを確認して下さい。

問9 売上高及び営業利益などについて、損益計算書などを参照して記入してください。

(最近決算期の1年間)

項 目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
①売上高										,000円
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)										,000円
③売上総利益 (①－②)										,000円
④販売費及び一般管理費の合計										,000円
うち、人件費 *売上原価に計上された労務費を除く										,000円
うち、動産・不動産賃借料										,000円
うち、地代家賃										,000円
うち、減価償却費 ※1										,000円
うち、租税公課										,000円
⑤営業利益 (③－④)										,000円
⑥営業外収益										,000円
⑦営業外費用										,000円
⑧経常利益又は経常損失 (⑤＋⑥－⑦) ※2										,000円
⑨税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ※2										,000円
⑩税引後当期純利益又は税引後当期純損失 ※2										,000円

【問9 記入上の注意点】

- 最近決算期の1年間の数値をもとに記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください(例:▲2000)。

※1
減価償却費の欄は、固定資産において当期の決算にて償却した金額を記入してください。

※2
損失(「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」)をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください(例:▲2000)。

3. 輸出の状況

問10 最近決算期の1年間に、輸出を行いましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- モノを海外に直接輸出した →問10付問1へ
- 商社等を通じて、モノを海外に間接的に輸出した →問11へ
- モノ以外のサービスを輸出した →問11へ
- 輸出はしていない →問11へ

問10付問1 問10で「1. モノを海外に直接輸出した」を選んだ方のみにおうかがいします。最近決算期の1年間に行ったモノの直接輸出額を記入してください。

項 目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
直接輸出額										,000円

右ページ問11の記入説明

「問11」の売上高の業種別内訳の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含みます。 <u>以下の場合は、「製造品売上高」には含まれませんので注意してください。</u> - 仕入商品を加工せず他の事業者の販売した場合の販売高⇒「⑥卸売の商品売上高」に記入。 - 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。 - 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
⑥卸売の商品売上高	他の者から購入した(仕入れた)商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。
⑦小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品又は製造した商品を<u>主として一般消費者(個人又は家庭用消費者)</u>に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人又は家庭用消費者)に直接販売する場合は、「②製造品売上高」ではなく、この「⑦小売の商品売上高」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

4. 企業全体の事業別売上高割合

問11 売上高の内訳について、最近決算期の1年間の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入			%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%
⑩宿泊事業の収入			%
⑪飲食サービス事業の収入			%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入			%
⑭その他の事業の収入			%
合 計	1	0	0 %

合計して
100%に
なるよう
に、
記入し
てくだ
さい。

【問12 記入上の注意点】

例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問12では、「④情報通信事業の収入」を100%とし、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問11

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入	8	0	%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%

問12

内 訳	分類番号	事業の種類(分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位	4 0 1	インターネット附随サービス業	6 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

【問11 記入上の注意点】

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目に当てはまるのかは、左ページ(6ページ)の記入説明及び「業種分類表・国地域分類表」(オレンジ色の冊子又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>))を参照してください。

問12 「問11 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)についておうかがいします。貴社の主たる事業について、その内訳を売上高(又は収入額)の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムから分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類(分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

合計して
100%に
なるよう
に、
記入し
てくだ
さい。

【問12 記入上の注意点】

分類番号及び事業の種類については、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>))を参照してください。

右ページ問13・問14・問14付問1・問15・問16・問17の記入説明

「問13」の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備、機械装置、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産（生物など含む）。
無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

「問14」及び「問14付問1」の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

「問15」の「税制」の内容は以下のとおりです。

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」とは

中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和6年3月31日までの期間に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、取得価額のうち一定金額を損金算入できる制度です。

「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」とは

中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和5年3月31日までの期間に新品の機械及び装置などを取得・製作して、指定事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を認める制度です。平成29年4月1日～令和5年3月31日に限り、条件に該当するものを取得等をした場合は、上乗せ措置適用が認められます。

「中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」とは

中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和5年3月31日までの期間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得して、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除を認める制度です。

「問16」の「研究開発」及び「能力開発」の内容は以下のとおりです。

研究開発	・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画若しくは設計又は既存の製品などを著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、又は探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、含まれません。
------	--

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良
（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

能力開発	正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業者、アルバイトなど、対価を受け取り事業に従事するものの能力を向上させる取り組みをいいます。 （例）講師・指導員の招へい、教材購入、外部施設使用、研修参加及び研修の外部委託、大学への派遣・留学関連、大学・大学院等への自費留学にあたっての助成など。
------	---

「問17」の「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することが認められる制度です。 * 国税庁資料より
----------------------	---

5. 設備投資の状況

問13 設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行いましたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った

2. 設備投資を行っていない →問14へ

問13付問1 問13で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

最近決算期の1年間にを行った設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額）（※）を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

設備投資額 （「有形固定資産」及び 「無形固定資産」の取得額）	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千

,000円

※ 貸借対照表の有形固定資産とは異なります。最近決算期の1年間に取得した分のみを記入してください。また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

問14 リースの利用について、おうかがいします。

最近決算期の1年間に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 新たにリース契約（契約更新を含む）を行った

2. リース契約を新たに行わなかった →問15へ

問14付問1 問14で「1. 新たにリース契約（契約更新を含む）を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。最近決算期の1年間に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

新規リース契約額	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千

,000円

【問14付問1 記入上の注意点】

支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問15 最近決算期の1年間に、以下の税制を利用しましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用した
2. 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）を利用した
3. 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）を利用した
4. 利用していない

6. 研究開発の状況

問16 新製品又は新技術の研究開発、及び従業員の教育又は能力開発について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に、新製品又は新技術の研究開発、及び従業員の教育又は能力開発を行いましたか。
該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 新製品又は新技術の研究開発を行った →問16付問1へ
2. 従業員の教育又は能力開発を行った →問16付問2へ
3. 新製品又は新技術の研究開発や従業員の教育又は能力開発を行っていない →問18へ

問16付問1 問16で「1. 新製品又は新技術の研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

研究開発に要した費用（※）を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
研究開発費									

,000円

※ 最近決算期の1年間に要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

問16付問2 問16で「2. 従業員の教育又は能力開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

能力開発に要した費用を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
能力開発費									

,000円

問17 最近決算期の1年間に、中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した

2. 利用していない

右ページ問18・問19・問20・問21・問21付問1の記入説明

『問18』の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

『問19』『問20』の受託／委託の内容は以下のとおりです（※建設工事の受託／委託は除く）。

① 製造の受託／委託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること／貴社が販売又は自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の受託／委託	（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること／貴社が請け負う修理又は自己使用する物品の修理を依頼すること。
③ プログラム作成の受託／委託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること／貴社がプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託／委託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること／貴社が同業務を他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の受託／委託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託／委託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）他社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。

『問21』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいいます。

『問21付問1』のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応についての各項目の内容は以下のとおりです。

1. 申込額どおり借りられた	申込みどおりの金額の融資を受けることができた。
2. 申込額を減額された	申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた場合（申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合も含みます。）。
3. 増額セールスを受けた	申し込んだ金額以上の貸付金額を提案され、増額した金額で融資を受けた場合（増額セールスを受けたが、当初申込通りの金額の融資を受けた場合も含みます。）。
4. 申込みを拒絶された	借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。
5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない	申込みを断られると考え、申込み自体を行っていない。
6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない	借入の必要がなかったため、申込み自体を行っていない。

問18 最近決算期末現在、貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある

2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

→ 問19へ

問18付問1 問18で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの				所有しているもののうち、 使用しているもの※				使用しているもののうち、 自社開発のもの			
特許権				件				件				件
実用新案権				件				件				件
意匠権				件				件				件
商標権				件				件				件

※「所有しているもののうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

次の大小関係となるよう記入してください。

所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

7. 受託の状況

〔主たる事業が「建設業」の場合（「問11 売上高の内訳」で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。「8. 委託の状況」問20へお進みください。〕

問19 最近決算期の1年間に、左ページ（10ページ）記入説明に掲げる受託がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（※建設工事の受託は除く）。

1. 受託があった

2. 受託がなかった → 問20へ

問19付問1 問19で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。

最近決算期の1年間に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

受託の金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千

, 000円

8. 委託の状況

問20 最近決算期の1年間に、左ページ（10ページ）記入説明に掲げる委託を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（※建設工事の委託は除く）。

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない → 問21へ

問20付問1 問20で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

最近決算期の1年間に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

委託の金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千

, 000円

9. 取引金融機関について

問21 最近決算期末現在におけるメインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 経営者の本人保証を提供している

4. 公的信用保証を提供している

2. 物的担保を提供している

5. 1. ～4. のいずれも提供していない（※）

3. 第三者保証（公的信用保証を除く）を提供している

6. メインバンクからの借入金はない（※）

※ 全く借り入れがない方は「6. メインバンクからの借入金はない」のみ○をつけてください。

問21付問1 最近決算期の1年間にメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 申込額どおり借りられた

4. 申込みを拒絶された

2. 申込額を減額された

5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない

3. 増額セールス（※）を受けた

6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

右ページ問22付問3・問23・問24の記入説明

『問22付問3』の事業承継の意向の内容は以下のとおりです。

1. 親族内承継を考えている	息子・娘（姻族を含む）、配偶者、又は親族（6 親等以内の血族又は 3 親等以内の姻族）への承継を考えている。
2. 役員・従業員承継を考えている	（息子・娘・配偶者又は親族ではない）貴社の役員又は従業員への承継を考えている。
3. 会社への引継ぎを考えている	他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継ぎを考えている。
4. 個人への引継ぎを考えている	（息子・娘・配偶者・親族ではなく、貴社の役員・従業員でもない）個人への引継ぎを考えている。
5. 左記 1. ～4. 以外の方法による事業承継を考えている	上記の 1 ～4 以外の事業承継を考えている。
6. 現在の事業を継続するつもりはない	事業承継の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長の代で廃業を考えている。
7. 今はまだ事業承継について考えていない	現時点では事業承継についての明確な意向がない。
8. その他	上記の 1 ～7 以外の場合。

『問23』の「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」及び『問24』の「会計ルール」の内容は以下のとおりです。

1. 「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」とは
「中小会計要領」は、中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成24年に公表されました。 「中小会計要領」は、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等にご活用いただくものです。 URL: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kalkei/
2. 「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」とは
「中小会計指針」とは、平成17年に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が抛ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針です(令和3年8月に改正されています。)
3. 「企業会計基準(上場企業が適用している会計ルール)」とは
企業会計基準とは、企業会計基準委員会(ASBJ)が制定する、財務会計の基準です。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準です。
4. 「税法に規定する計算方式」とは
納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のことです。 租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式は定められています。
5. 税理士等に任せていて分からない方は「5」を選択ください。

10. 事業承継について

問22 代表取締役社長・取締役社長の年齢について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 1. 20歳代以下 | 3. 40歳代 | 5. 60歳代 | 7. 80歳代以上 |
| 2. 30歳代 | 4. 50歳代 | 6. 70歳代 | |

問22付問1 代表取締役社長・取締役社長が就任された経緯について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|----------------|-----------------------|
| 1. 創業者 | 3. 社内人材の昇格 | 5. 左記1.～4.以外の外部からの招へい |
| 2. 親族内での承継 | 4. グループ会社からの派遣 | 6. その他 |

問22付問2 代表取締役社長・取締役社長の在任期間について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 5年未満 | 3. 10～20年未満 | 5. 30年以上 |
| 2. 5～10年未満 | 4. 20～30年未満 | |

問22付問3 事業承継の意向について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1. 親族内承継を考えている | 5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている |
| 2. 役員・従業員承継を考えている | 6. 現在の事業を継続するつもりはない |
| 3. 会社への引継ぎを考えている | 7. 今はまだ事業承継について考えていない |
| 4. 個人への引継ぎを考えている | 8. その他() |

11. 中小企業の会計に関する基本要領について

問23 中小企業の実態に即した会計ルール「**中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）**」の存在を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問24 貴社が**決算書の作成に際して適用している会計ルール**は何ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領） | 4. 税法に規定する計算方式 |
| 2. 中小企業の会計に関する指針（中小会計指針） | 5. 税理士等に任せているので分からない |
| 3. 企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール） | |

12. 中小企業関連政策の認知状況について

問25 「**経営者保証に関するガイドライン**」を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------------------|-------------|---------|
| 1. <u>内容についてよく知っている</u> | 2. 名称は知っている | 3. 知らない |
|-------------------------|-------------|---------|

→ 問25付問1へ

問25付問1 問25で「1.内容についてよく知っている」を選んだ方のみにおうかがいします。「経営者保証に関するガイドライン」について、以下の内容を知っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 新規借り入れ時に経営者の個人保証無しで融資を受けることができる可能性がある |
| 2. 既存の保証契約に対して経営者の個人保証の解除ができる可能性がある |
| 3. 早期に事業再生／廃業を決断した際、一定の生活費等を残す等の可能性がある |
| 4. 前経営者の負担する保証債務を引き継がせない、保証の解除ができる可能性がある |
| 5. 債務整理を行った保証人の情報を信用情報登録機関に報告・登録しない |

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、9月1日(金)までにポストに投函してください(切手は不要です)。

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。



政府統計

⑧ 令和5年中小企業実態基本調査
(調査票甲 個人事業者用)

個

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

個人事業者用

※赤枠内の記入をお願いします。

事業所の所在地		記入者の所属・氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
個人事業者の名称	フリガナ	記入者の電話番号	
電話番号 (代表)		※代表と異なる場合のみご記入ください。	
整理番号			

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

1 提出期限 令和5年9月1日(金)

2 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535 (フリーダイヤル)
平日9:00~18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

3 注意事項

- (1) この調査票は、個人事業者(個人企業)用の調査票です。貴社が法人企業の場合は、改めまして法人企業用の調査票をお送りしますので、問い合わせ先(事務局)へご連絡ください。
- (2) 調査の期日は令和5年6月1日現在です。記入内容は直近1月から12月まで(以下「直近決算期」)の数値によって記入してください。
- (3) 後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

4 回答方法

○ インターネットによる回答方法

政府統計オンライン(<https://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能が便利です。詳しくは同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。

政府統計コード	調査対象者ID (半角数字)	パスワード (半角英数字)
B U P E		

○ 郵送による回答方法

記入が完了した調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目7 半蔵門ビル8階
中小企業庁事業環境部調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル): 0120-262-535 (直通電話): 03-6261-9700
(受付時間) 平日 9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問2付問1・問5の記入説明

「問2」の企業全体の従業員数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数は除きます。

①個人事業主	個人企業の経営者。個人企業が共同で事業を行っている場合は、1人を「個人事業主」とし、他の人は常用雇用者とします。
②無給家族従業員	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。
常用雇用者	雇用契約期間の定めが無い雇用者、若しくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇用者。
③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	貴社で正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
④正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)	常用雇用者のうち「正社員・正職員」以外の雇用者。
⑤臨時雇用者	雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者。

「問2付問1」の就業時間換算人数の内容は以下のとおりです。

就業時間換算人数	貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。 計算式:「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」全員の就業時間合計(1週間分) ÷ 正社員・正職員の所定労働時間(1週間分) ※「就業時間」には昼休み等の休憩時間を含み残業時間を含めず、「所定労働時間」には昼休み等の休憩時間及び残業時間を含めず算出してください。
----------	---

「問2付問2」の他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数	他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員の合計数とは、「他社からの出向従業員(出向役員を含む)」又は「他社からの派遣従業員」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業員は除きます。
①他社からの出向従業員 (出向役員を含む)	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
②派遣従業員	労働者派遣法でいう派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

「問5」の売上(収入)金額及び経費などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 各調査項目と「青色申告」又は「白色申告」の各科目の対応は、下表を参照してください。

項目	青色申告 令和4年分 所得税青色申告決算書				白色申告 令和4年分 白色申告収支内訳書		
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	(農業所得用)
①売上(収入)金額	①	④	④	⑦	④	⑤	⑦
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、 労務費、外注費などの総額)	⑥	⑤			⑨		
③経費の合計	③②	⑫から上記の ⑤の金額を除いた金額	⑮	③⑤	⑮	⑫	⑭
給料賃金 (専従者給与除く)	②⑩	⑥	⑪	②②	⑪	⑥	⑧
動産・不動産賃借料	②③※	⑧※	⑩※	②④※	⑮※	⑨※	⑨※
地代家賃	②③	⑧	⑩	②④	⑮	⑨	⑨
減価償却費	⑮	⑨	⑧	②⑦	⑮	⑦	⑩
租税公課	⑧		⑤	⑧	①	①	①
④差引金額又は 専従者控除前の所得金額	③③	⑬	⑮	③⑥	⑮	⑬	⑮

※ 他の動産賃借料(自動車、ショーケース等)や不動産賃借料(土地、建物等)も含む。

1. 企業の概要

問1 事業を開始した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(※ 創業した年ではなく、事業を開始した年でお答えください。)

- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 令和4年(2022年)以降 | 5. 平成30年(2018年) | 8. 平成27年(2015年) | 10. 平成7年(1995年) |
| 2. 令和3年(2021年) | 6. 平成29年(2017年) | ~平成18年(2006年) | ~昭和61年(1986年) |
| 3. 令和2年(2020年) | 7. 平成28年(2016年) | 9. 平成17年(2005年) | 11. 昭和60年(1985年)以前 |
| 4. 令和元年(2019年) | | ~平成8年(1996年) | |

問2 出向・派遣を除く、企業全体の従業者数を令和5年6月1日現在で記入してください(男女別)。

なお、「個人事業主」欄には、男女どちらかに、1人と記入してください。

(※ 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数は除いて、記入してください。)

区分	⑥合 計 〔⑥=①+②+③+④+⑤〕 (※ 出向・派遣は除く)				内 訳													
					①個人 事業主		②無給家族 従業員		常用雇用者						⑤臨時雇用者			
									③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)			④正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)						
男				人		人		人				人				人		
女				人		人		人				人				人		

問2付問1 正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)の
就業時間換算人数を令和5年6月1日現在で記入してください。

正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)		就業時間 換算人数	
男			人
女			人

【問2付問1 記入上の注意点】

例えば、「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」全員の就業時間合計(1週間分)が120時間(20時間×6人)、正社員・正職員の所定労働時間(1週間分)が40時間の場合、「3人」と記入してください(120/40=3)。

問2付問2 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ令和5年6月1日現在で記入してください(男女別)。

区分	③合 計 〔③=①+②〕				内 訳			
					①他社からの出向従業者 (出向役員を含む)		②派遣従業者	
男				人		人		人
女				人		人		人

【問2付問2 記入上の注意点】

他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者がない場合には、「0」人と記入してください。

問3 貴社の事業所(本所・本社・本店・支店・営業所・工場など)について、おうかがいします。
貴社の事業所数を令和5年6月1日現在で記入してください。

項目	③〔合計〕事業所数 (国内+海外) 〔③=①+②〕				内 訳			
					①本所・本社・本店		②本所・本社・本店以外	
事業所				事業所			事業所	

【問3 記入上の注意点】

該当する事業所がない場合には「0」と記入してください。

※「本所・本社・本店」の機能が、東京本社、大阪本社のように2箇所に分かれている場合は、「本所・本社・本店」欄に「2」(事業所数)と記入してください。

2. 決算について

問4 問5以降、金額を記入いただく質問では、できる限り消費税込みで記入してください。ただし、消費税込みで記入できない場合は、消費税抜きで記入してください。選択した記入方法に1つだけ○をつけてください。

1. 税込み

2. 税抜き

問5 売上(収入)金額及び経費などについて、確定申告書類などを参照して記入してください。

(最近決算期の1年間)

項 目		千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
①売上(収入)金額										,000 円
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)										,000 円
経 費	③経費の合計									,000 円
	うち、給料賃金(専従者給与除く)									,000 円
	うち、動産・不動産賃借料									,000 円
	うち、地代家賃									,000 円
	うち、減価償却費									,000 円
	うち、租税公課									,000 円
④差引金額又は専従者控除前の所得金額(①-②-③)										,000 円

【問5 記入上の注意点】

- 最近決算期の1年間の確定申告書類などを参照して記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「差引金額又は専従者控除前の所得金額」をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください(例: ▲2000)。

右ページ問6・問7・問8の記入説明

「問6」の輸出の内容は以下のとおりです。

モノの直接輸出	損益計算書の売上高に計上した取引額のうち、自己名義で通関手続きを行ったもの。
モノ以外のサービスの輸出	運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

「問7」の売上(収入)金額の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上金額	「製造品売上金額」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、「製造品売上金額」には含みませんので注意してください。</u> 1. 仕入商品を加工せず他の事業者に販売した場合の販売高⇒「⑥卸売の商品売上金額」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
⑥卸売の商品売上金額	他の者から購入した(仕入れた)商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。
⑦小売の商品売上金額	「小売の商品売上金額」とは、仕入商品又は製造した商品を <u>主として一般消費者(個人又は家庭用消費者)</u> に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人又は家庭用消費者)に直接販売する場合は、「②製造品売上金額」ではなく、この「⑦小売の商品売上金額」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

【問7 記入上の注意点】

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目に当てはまるのかは、上記の記入説明及び『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

【問8 記入上の注意点】

分類番号及び事業の種類については、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

3. 輸出の状況

問6 最近決算期の1年間に、**輸出**を行いましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. モノを海外に直接輸出した →問6付問1へ
2. 商社等を通じて、モノを海外に間接的に輸出した →問7へ
3. モノ以外のサービスを輸出した →問7へ
4. 輸出はしていない →問7へ

問6付問1 問6で「1. モノを海外に直接輸出した」を選んだ方のみにおうかがいします。最近決算期の1年間に
行ったモノの直接輸出額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入して
ください。）。

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
直接輸出額									

,000円

4. 企業全体の事業別売上高割合

問7 売上（収入）金額の内訳について最近決算期の1年間の確定申告書類などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合
①建設事業の収入	%
②製造品売上金額	%
③加工賃収入	%
④情報通信事業の収入	%
⑤運輸、郵便事業の収入	%
⑥卸売の商品売上金額	%
⑦小売の商品売上金額	%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	%
⑩宿泊事業の収入	%
⑪飲食サービス事業の収入	%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	%
⑭その他の事業の収入	%
合 計	1 0 0 %

合計して
100%に
なるよう
に、
記入し
てくだ
さい。

【問8 記入上の注意点】

例)下図の場合、売上(収入)金額の内訳で最も多いのは「④ 情報通信事業の収入」なので、問8では、「④ 情報通信事業の収入」が100%となるため、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問7

業種別内訳	割 合
①建設事業の収入	%
②製造品売上金額	%
③加工賃収入	%
④情報通信事業の収入	8 0 %
⑤運輸、郵便事業の収入	%
⑥卸売の商品売上金額	%
⑦小売の商品売上金額	%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	%

問8

内 訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割 合
第1位	4 0 1	インターネット附随サービス業	6 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

問8 「問7 売上(収入)金額の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)についておうかがいします。
貴社の主たる事業について、その内訳を売上金額(又は収入金額)の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業実態基本調査【専用】業種分類検索システムから分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

合計して
100%に
なるよう
に、
記入し
てくだ
さい。

右ページ問9・問10・問10付問1・問11・問12の記入説明

「問9」の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

「問10」及び「問10付問1」の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、軽リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

「問11」の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の内容は以下のとおりです。

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」とは	青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本金を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和6年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。 確定申告書等に添付した決算書の「減価償却費の計算」の摘要欄に措置法28条の2と記載された事項を基に、金額（合計額）及び件数を記入してください。 国税庁資料より
----------------------------------	---

「問12」の「研究開発」の内容は以下のとおりです。

研究開発	・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画若しくは設計又は既存の製品などを著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、又は探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、含まれません。
------	---

研究開発とするもの（例）

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く）
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

5. 設備投資の状況

問9 設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に設備投資(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得)を行いましたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った 2. 設備投資を行っていない →問10へ

問9付問1 問9で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
最近決算期の1年間に行った設備投資額(「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額)(※)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

※ 最近決算期の1年間に取得した分のみを記入してください。
また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

設備投資額 （「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額）	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

問10 リースの利用について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 新たにリース契約(契約更新を含む)を行った
2. リース契約を新たに行わなかった →問11へ

問10付問1 問10で「1. 新たにリース契約(契約更新を含む)を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。最近決算期の1年間に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

新規リース契約額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	,000 円

【問10付問1 記入上の注意点】
支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問11 最近決算期の1年間において、取得した資産のうち租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』を適用し、損金経理したものの取得価額の合計(上限300万円)及びその対象資産件数を記入してください。(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象資産件数					件
取得価額	百万	十万	万	千	
					,000 円

6. 研究開発の状況

問12 新製品又は新技術の研究開発について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に、**新製品又は新技術の研究開発**を行いましたか。該当する番号に○をつけてください。

1. 新製品又は新技術の研究開発を行った → 問12付問1へ
2. 新製品又は新技術の研究開発を行っていない → 問14へ

問12付問1 問12で「1. 新製品又は新技術の研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
研究開発に要した費用(※)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

項 目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
研究開発費									

.000円

※ 最近決算期の1年間で要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

「問13」の「中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制 (研究開発税制)	「中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することが認められる制度です。 * 国税庁資料より
--------------------------	--

「問14」の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

「問15」「問16」の受託／委託の内容は以下のとおりです(※建設工事の受託／委託は除く)。

① 製造の受託／委託	(生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること／貴社が販売又は自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の受託／委託	(人手不足などの理由により) 他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること／貴社が請け負う修理又は自己使用する物品の修理を依頼すること。
③ プログラム作成の受託／委託	(業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること／貴社がプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の受託以外の 情報成果物作成の受託／委託	(コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること／貴社が同業務を他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の受託／委託	(機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の 受託／委託	(人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により) 他社が主業として行うメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。

問13 最近決算期の1年間に、中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した
2. 利用していない

問14 最近決算期末現在、貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある
2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

問15へ

問14付問1 問14で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの				所有しているもののうち、 使用しているもの※				使用しているもののうち、 自社開発のもの			
特許権				件				件				件
実用新案権				件				件				件
意匠権				件				件				件
商標権				件				件				件

次の大小関係となるよう記入してください。
所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

※「所有しているもののうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

7. 受託の状況

[主たる事業が「建設業」の場合（「問7 売上（収入）金額の内訳」で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。「8. 委託の状況」問16へお進みください。]

問15 最近決算期の1年間に、左ページ（8ページ）記入説明に掲げる受託がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（※建設工事の受託は除く）。

1. 受託があった
2. 受託がなかった →問16へ

問15付問1 問15で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。
最近決算期の1年間に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

受託の金額	千	百	十	億	千	百	十	万	万	千
	億	億	億	億	万	万	万	万	万	千

,000 円

8. 委託の状況

問16 最近決算期の1年間に、左ページ（8ページ）記入説明に掲げる委託を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（※建設工事の委託は除く）。

1. 委託を行った
2. 委託を行っていない →問17へ

問16付問1 問16で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
最近決算期の1年間に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

委託の金額	千	百	十	億	千	百	十	万	万	千
	億	億	億	億	万	万	万	万	万	千

,000 円

右ページ問17・問17付問1・問18付問3の記入説明

「問17」の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいいます。

「問17付問1」のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応についての各項目の内容は以下のとおりです。

1. 申込額どおり借りられた	申込みどおりの金額の融資を受けることができた。
2. 申込額を減額された	申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた場合（申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合も含みます。）。
3. 増額セールスを受けた	申し込んだ金額以上の貸付金額を提案され、増額した金額で融資を受けた場合（増額セールスを受けたが、当初申込通りの金額の融資を受けた場合も含みます。）。
4. 申込みを拒絶された	借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。
5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない	申込みを断られると考え、申込み自体を行っていない。
6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない	借入の必要がなかったため、申込み自体を行っていない。

「問18付問3」の事業承継の意向の内容は以下のとおりです。

1. 親族内承継を考えている	息子・娘（姻族を含む）、配偶者、又は親族（6親等以内の血族又は3親等以内の姻族）への承継を考えている。
2. 従業員等への承継を考えている	（息子・娘・配偶者又は親族ではない）貴社従業員等への承継を考えている。
3. 会社への引継ぎを考えている	他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継ぎを考えている。
4. 個人への引継ぎを考えている	（息子・娘・配偶者・親族ではなく、貴社の役員・従業員でもない）個人への引継ぎを考えている。
5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている	上記の1～4以外の事業承継を考えている。
6. 現在の事業を継続するつもりはない	事業承継の意向はなく、現在の個人事業主の代で廃業を考えている。
7. 今はまだ事業承継について考えていない	現時点では事業承継についての明確な意向がない。
8. その他	上記の1～7以外の場合。

9. 取引金融機関について

問17 最近決算期末現在におけるメインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している | 4. 公的信用保証を提供している |
| 2. 物的担保を提供している | 5. 1.～4.のいずれも提供していない(※) |
| 3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない(※) |

※ 全く借り入れがない方は「6. メインバンクからの借入金はない」のみ○をつけてください。

問17付問1 最近決算期の1年間におけるメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 1. 申込額どおり借りられた | 4. 申込みを拒絶された |
| 2. 申込額を減額された | 5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない |
| 3. 増額セールス(※)を受けた | 6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない |

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

10. 事業承継について

問18 個人事業主の年齢について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 1. 20歳代以下 | 3. 40歳代 | 5. 60歳代 | 7. 80歳代以上 |
| 2. 30歳代 | 4. 50歳代 | 6. 70歳代 | |

問18付問1 個人事業主となられた経緯について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|---------------------|--------|
| 1. 創業者 | 3. 社内人材の昇格 | 5. その他 |
| 2. 親族内での承継 | 4. 1.～3.以外の外部からの招へい | |

問18付問2 個人事業主の在任期間について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 5年未満 | 3. 10～20年未満 | 5. 30年以上 |
| 2. 5～10年未満 | 4. 20～30年未満 | |

問18付問3 事業承継の意向について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1. 親族内承継を考えている | 5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている |
| 2. 従業員等への承継を考えている | 6. 現在の事業を継続するつもりはない |
| 3. 会社への引継ぎを考えている | 7. 今はまだ事業承継について考えていない |
| 4. 個人への引継ぎを考えている | 8. その他() |

11. 中小企業関連政策の認知状況について

問19 「経営者保証に関するガイドライン」を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------------|-------------|---------|
| 1. 内容についてよく知っている | 2. 名称は知っている | 3. 知らない |
|------------------|-------------|---------|

→ 問19付問1へ

問19付問1 問19で「1.内容についてよく知っている」を選んだ方のみにおうかがいします。「経営者保証に関するガイドライン」について、以下の内容を知っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 新規借り入れ時に経営者の個人保証無しで融資を受けることができる可能性がある |
| 2. 既存の保証契約に対して経営者の個人保証の解除ができる可能性がある |
| 3. 早期に事業再生/廃業を決断した際、一定の生活費等を残す等の可能性がある |
| 4. 前経営者の負担する保証債務を引き継がせない、保証の解除ができる可能性がある |
| 5. 債務整理を行った保証人の情報を信用情報登録機関に報告・登録しない |

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、9月1日(金)までにポストに投函してください(切手は不要です。)

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。



（秘） 令和5年中小企業実態基本調査
（調査票乙）

乙

政府統計

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

法人企業用		※赤枠内の記入をお願いします。										
本社又は 本店の所在地 「実際の本社機能を 有する場所」		記入者の 所属・氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ									
企業の名称	フリガナ	記入者の 電話番号	※代表と異なる場合のみご記入ください。									
電話番号 (代表)		資本金額 又は出資金額 [令和5年6月1日時点]	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	千			
整理番号		法人番号									.000円	

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

- 1 提出期限 令和5年9月1日(金)
2 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535 (フリーダイヤル)
平日9:00 ~ 18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

3 注意事項

- (1)この調査は、会社を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた会社全体について記入してください。
(2)調査の期日は令和5年6月1日現在です。記入内容は最近決算期の数値によって記入してください。
(3)後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

4 回答方法

○ インターネットによる回答方法

政府統計オンライン(<https://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能があり便利です。詳しくは同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。

政府統計コード	調査対象者ID (半角数字)	パスワード (半角英数字)
B U P E		

○ 郵送による回答方法

記入が終わった調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目7 半蔵門ビル8階
中小企業庁事業環境部調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル): 0120-262-535 (直通電話): 03-6261-9700
(受付時間) 平日 9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問3・問4・問4付問1・問6・問6付問1の記入説明

「問2」の会社形態の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行う会社。 ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社（特例有限会社）	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限があります。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行う企業。

「問3」の「大企業の子会社」「大企業の関連会社」の内容は以下のとおりです。

大企業の子会社	貴社の議決権の50%超が大企業によって保有されている場合、若しくは貴社の議決権の40%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の半数以上の派遣を受けているなど実質的な支配を受けている場合。
大企業の関連会社	貴社の議決権の50%以下、かつ20%以上が大企業によって保有されている場合、若しくは、貴社の議決権の15%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の派遣を受けているなど貴社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合。

なお、ここでいう大企業とは以下に掲げる企業をいいます。

大企業	①製造業その他(通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む)：資本金3億円超 かつ 従業員数300人超の会社及び個人 ②卸売業：資本金1億円超 かつ 従業員数100人超の会社及び個人 ③小売業：資本金5千万円超 かつ 従業員数50人超の会社及び個人 ④サービス業(情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む)：資本金5千万円超 かつ 従業員数100人超の会社及び個人
-----	---

「問4」の会社全体の従業員数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数は除きます。

①代表取締役社長・取締役社長	対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。
②その他の有給役員（無給役員は除く）	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。 ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	雇用契約期間の定めが無い雇用者、若しくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇用者。
③正社員・正職員（有給・無給役員は除く）	貴社で正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
④正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち、「正社員・正職員」以外の雇用者。
⑤臨時雇用者	雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者。

「問4付問1」の就業時間換算人数の内容は以下のとおりです。

就業時間換算人数	貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。 計算式：「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）」全員の就業時間合計（1週間分）÷ 正社員・正職員の所定労働時間（1週間分） ※「就業時間」には昼休み等の休憩時間を含み残業時間を含めず、「所定労働時間」には昼休み等の休憩時間及び残業時間を含めず算出してください。
----------	---

「問4付問2」の他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員の合計数	他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員の合計数とは、「他社からの出向従業員（出向役員を含む）」又は「他社からの派遣従業員」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業員は除きます。
①他社からの出向従業員（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
②派遣従業員	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

「問6」及び「問6付問1」の海外の子会社、関連会社の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社又は貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、貴社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。

【問6付問1 記入上の注意点】

中国・香港に子会社、関連会社がない場合には、「うち、中国・香港」の欄に「0」社と記入してください。
※国・地域については「業種分類表・国地域分類表」（オレンジ色の冊子）を参考にしてください。

1. 企業の概要

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

(※ 創業した年ではなく、商業(法人)登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

- | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 令和4年(2022年)以降 | 5. 平成30年(2018年) | 8. 平成27年(2015年) | 10. 平成7年(1995年) |
| 2. 令和3年(2021年) | 6. 平成29年(2017年) | ~平成18年(2006年) | ~昭和61年(1986年) |
| 3. 令和2年(2020年) | 7. 平成28年(2016年) | 9. 平成17年(2005年) | 11. 昭和60年(1985年)以前 |
| 4. 令和元年(2019年) | | ~平成8年(1996年) | |

問2 貴社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 株式会社 → 問2付問1へ | 4. 合資会社、合同会社など |
| 2. 有限会社 | 5. 個人企業(個人経営) |
| 3. 合名会社 | |

この調査票は「法人企業用」です。改めまして個人企業用の調査票をお送りしますので、恐れ入りますが表紙の問い合わせ先(事務局)までご連絡ください。

問2付問1 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。

株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めている(いわゆる譲渡制限株式会社) |
| 2. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めていない |

問3 貴社について、該当する番号に○をつけてください(複数の場合もあります。)

- | | | |
|------------|-------------|---------------------|
| 1. 大企業の子会社 | 2. 大企業の関連会社 | 3. 大企業の子会社、関連会社ではない |
|------------|-------------|---------------------|

問4 出向・派遣を除く、貴社の会社全体の従業者数を令和5年6月1日現在で記入してください(男女別)。

(※ 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数は除いて、記入してください。)

区分	⑥合計 〔⑥=①+②+③+④+⑤〕 (※出向・派遣は除く)				内訳									
					役員					常用雇用者				
					①代表取締役社長・取締役社長	②その他の有給役員 (無給役員は除く)	③正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	④正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)	⑤臨時雇用者					
男				人										人
女				人										人

問4付問1 正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)の

就業時間換算人数を令和5年6月1日現在で記入してください。

正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)				就業時間 換算人数			
男			人				人
女			人				人

【問4付問1 記入上の注意点】

例えば、「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」全員の就業時間合計(1週間分)が120時間(20時間×6人)、正社員・正職員の所定労働時間(1週間分)が40時間の場合、「3人」と記入してください(120/40=3)。

問4付問2 他社からの出向従業者数(出向役員を含む)及び派遣従業者数をそれぞれ令和5年6月1日現在で記入してください(男女別)。

区分	③合計 〔③=①+②〕				内訳									
					①他社からの出向従業者 (出向役員を含む)					②派遣従業者				
男				人					人					人
女				人					人					人

【問4付問2 記入上の注意点】

他社からの出向従業者(出向役員を含む)及び派遣従業者がいけない場合には、「0」人と記入してください。

問5 貴社の事業所(本所・本社・本店・支店・営業所・工場など)について、おうかがいします。

貴社の事業所数を令和5年6月1日現在で記入してください。

項目	③〔合計〕事業所数 (国内+海外) 〔③=①+②〕				内訳									
					①本所・本社・本店					②本所・本社・本店以外				
事業所				事業所					事業所				事業所	

【問5 記入上の注意点】

該当する事業所がない場合には「0」と記入してください。

※「本所・本社・本店」の機能が、東京本社、大阪本社のように2箇所に分かれている場合は、「本所・本社・本店」欄に「2」(事業所数)と記入してください。

問6 貴社の子会社又は関連会社について、おうかがいします。

海外に子会社又は関連会社がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(最近決算期末現在)。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 海外に子会社又は関連会社がある | 2. 海外に子会社及び関連会社はない → 問7へ |
|--------------------|--------------------------|

問6付問1 問6で「1. 海外に子会社又は関連会社がある」を選んだ方のみにおうかがいします。

海外にある、子会社又は関連会社の数を最近決算期末現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、 子会社又は関連会社の数 〔⑤＝①＋②＋③＋④〕			内訳															
				①アジア			うち、中国・香港			②ヨーロッパ			③北米			④その他の地域			
子会社			社				社				社				社				社
関連会社			社				社				社				社				社

右ページ問8の記入説明

「問8」の資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

資産	① 流動資産	現金・預金	現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するものが該当します。	
		受取手形・売掛金	通常の営業取引によって生じた手形債権及び未回収金。	
		棚卸資産	商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。	
	② 固定資産	③ 有形固定資産※1	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
			機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
			船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
			土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的で使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
			建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
			減価償却累計額※2	毎年の減価償却費の合計額。※2 マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
		④ 無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。	
		⑤ 投資その他の資産	投資有価証券、その他の有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。	
	⑥ 繰延資産	創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債等発行費など。		
⑦ 資産の部合計		「①流動資産」と「②固定資産」と「⑥繰延資産」の合計。		

※1 有形固定資産の記入の仕方～直接法・間接法について～

直接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を直接減額した金額を記入してください。

間接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を減額せず、有形固定資産の取得価額と減価償却累計額を両建て併記してください。（なお、減価償却後の有形固定資産の残高は、取得価額と減価償却累計額の差額から求められます。）

「問8」の負債及び純資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	⑧負債の部合計		「⑨流動負債」と「⑩固定負債」の合計。
	⑨流動負債	支払手形・買掛金	通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工費などの未払金）。
		金融機関短期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		金融機関以外短期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
	⑩固定負債	金融機関長期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		金融機関以外長期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		社債	普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。
純資産	⑪純資産の部合計		純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
	資本金		資本金、出資金。
	資本剰余金		資本準備金（株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。
	利益剰余金		利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
	自己株式※		自社で保有している自社株式。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
⑫負債及び純資産の部合計		「⑧負債の部合計」と「⑪純資産の部合計」の合計。	

2. 決算について

問7 問8以降、金額をご記入いただく質問では、できる限り消費税込みで記入してください。ただし、消費税込みで記入できない場合は、消費税抜きで記入してください。選択した記入方法に1つだけ○をつけてください。

1. 税込み

2. 税抜き

問8 資産・負債及び純資産について、貸借対照表などを参照して記入してください。

【問8 記入上の注意点】

- 最近決算期末現在の数値をもとに記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「資本剰余金」、「利益剰余金」及び「純資産の部合計」でマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください(例:▲2000)。ただし、「減価償却累計額」と「自己株式」はマイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。

(最近決算期末現在)

資産の部								負債及び純資産の部							
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
①流動資産								⑧負債の部合計							
うち、現金・預金								⑨流動負債							
うち、受取手形・売掛金								うち、支払手形・買掛金							
うち、棚卸資産								うち、金融機関短期借入金							
②固定資産								うち、金融機関以外短期借入金							
③有形固定資産 ※1								⑩固定負債							
うち、建物・構築物・建物附属設備								うち、金融機関長期借入金							
うち、機械装置								うち、金融機関以外長期借入金							
うち、船舶・車両運搬具・工具・器具・備品								うち、社債							
うち、土地								⑪純資産の部合計							
うち、建設仮勘定								うち、資本金							
うち、減価償却累計額 ※2 ▲								うち、資本剰余金							
④無形固定資産								うち、利益剰余金							
うち、ソフトウェア								うち、自己株式 ▲							
⑤投資その他の資産 ※3								⑫負債及び純資産の部合計							
⑥繰延資産															
⑦資産の部合計															

「⑦資産の部合計」＝「⑫負債及び純資産の部合計」になっていることを確認してください。

「⑧負債の部合計」＋「⑪純資産の部合計」＝「⑫負債及び純資産の部合計」になっていることを確認してください。

※1 有形固定資産の記入は、原則直接法により記入してください。それが難しい場合は間接法で記入し、必ず減価償却累計額(※2)を記入してください。直接法・間接法については、左ページ(4ページ)を参照してください。

※2 減価償却費のことではありません。減価償却累計額が、決算書の項目にない場合(直接法の場合)は記入不要です。

※3 貸倒引当金のうち、回収期限が1年を超える金融債権(長期貸付金など)として計上した分は「投資その他の資産」に控除科目(マイナス科目)として計上してください。

右ページ問9・問10の記入説明

「問9」の「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

①売上高		実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
売上原価	②売上原価の合計	売上原価の合計。
	商品仕入原価・材料費	売上高に対応する商品の仕入原価と売上高に対応する材料費。 「商品仕入原価」＝「期首棚卸高」＋「当期仕入高」－「期末棚卸高」
	労務費	売上高に対応する労務費。
	動産・不動産賃借料	売上高に対応する動産・不動産賃借料。
	地代家賃	売上高に対応する動産・不動産賃借料のうち、土地、建物などの不動産の賃借料の合計。
	外注費	売上高に対応する外注費。
	減価償却費	売上高に対応する減価償却費。
③売上総利益		①売上高－②売上原価の合計
販売費及び一般管理費	④販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
	動産・不動産賃借料	「動産賃借料」と「不動産賃借料」の合計 ・動産賃借料とは、鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケースなどの賃借料。 ※ 端末機を含むコンピュータの賃借料も計上 ・不動産賃借料とは、土地、建物などの賃借料。
	地代家賃	動産・不動産賃借料のうち、土地、建物などの不動産の賃借料の合計。
	運賃荷造費	製造品、商品などの輸送、梱包などに支払った運賃、荷造費の合計。
	広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの合計。
	交際費	得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。
	減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
	租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）、事業所税などの合計（税込経理方式の方法をとっている場合の消費税はここに含む）。
⑤営業利益		③売上総利益－④販売費及び一般管理費の合計。
⑥営業外収益		受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
営業外費用	⑦営業外費用の合計	営業外費用の合計。
	支払利息・割引料	銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分の合計。
⑧経常利益又は経常損失		営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑧ 経常利益又は経常損失」＝ 「⑤ 営業利益」＋「⑥ 営業外収益」－「⑦ 営業外費用の合計」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
⑨税引前当期純利益又は税引前当期純損失		経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。
⑩税引後当期純利益又は税引後当期純損失		税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

「問10」の輸出の内容は以下のとおりです。

モノの直接輸出	損益計算書の売上高に計上した取引額のうち、自社名義で通関手続きを行ったもの。
モノ以外のサービスの輸出	運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

問9 売上高及び営業利益などについて、損益計算書などを参照して記入してください。

【問9 記入上の注意点】

1. 最近決算期の1年間の数値をもとに記入してください。
2. 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

(最近決算期の1年間)									
項 目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万 千
①売上高									,000円
売上原価	②売上原価の合計								,000円
	うち、商品仕入原価・材料費								,000円
	うち、労務費								,000円
	うち、動産・不動産賃借料								,000円
	うち、地代家賃								,000円
	うち、外注費								,000円
	うち、減価償却費 ※1								,000円
③売上総利益 (①－②)									,000円
販売費及び一般管理費	④販売費及び一般管理費の合計								,000円
	うち、人件費 *労務費を除く								,000円
	うち、動産・不動産賃借料								,000円
	うち、地代家賃								,000円
	うち、運賃荷造費								,000円
	うち、広告宣伝費								,000円
	うち、交際費								,000円
	うち、減価償却費 ※2								,000円
	うち、租税公課								,000円
⑤営業利益 (③－④)									,000円
⑥営業外収益									,000円
営業外費用	⑦営業外費用の合計								,000円
	うち、支払利息・割引料								,000円
⑧経常利益又は経常損失 (⑤＋⑥－⑦) ※3									,000円
⑨税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ※3									,000円
⑩税引後当期純利益又は税引後当期純損失 ※3									,000円

※1
売上原価に計上している減価償却した金額を記入してください。

※2
販売費及び一般管理費に計上している減価償却した金額を記入してください。

※3
損失（「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」）をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

3. 輸出の状況

問10 最近決算期の1年間に、輸出を行いましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. モノを海外に直接輸出した →問10付問1へ
 2. 商社等を通じて、モノを海外に間接的に輸出した →問11へ
 3. モノ以外のサービスを輸出した →問11へ
 4. 輸出はしていない →問11へ

問10付問1 問10で「1. モノを海外に直接輸出した」を選んだ方のみにおうかがいします。最近決算期の1年間に行ったモノの直接輸出額を記入してください。

項 目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万 千
直接輸出額								,000円

右ページ問11の記入説明

「問11」の売上高の業種別内訳の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、「製造品売上高」には含みませんので注意してください。</u> - 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高⇒「⑥卸売の商品売上高」に記入。 - 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。 - 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及び郵便業（信書便事業を含む）などの収入。
⑥卸売の商品売上高	他の者から購入した（仕入れた）商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。
⑦小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品又は製造した商品を<u>主として一般消費者（個人又は家庭用消費者）</u>に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含まれます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者（個人又は家庭用消費者）に直接販売する場合は、「②製造品売上高」ではなく、この「⑦小売の商品売上高」に記載してください。
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医薬業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。
⑬サービス事業（他に分類されない）の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

4. 企業全体の事業別売上高割合

問11 売上高の内訳について、最近決算期の1年間の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入			%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入			%
⑩宿泊事業の収入			%
⑪飲食サービス事業の収入			%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入			%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入			%
⑭その他の事業の収入			%
合 計	1	0	0 %

合計して
100%に
なるよう
に、記
入して
くだ
さい。

【問12 記入上の注意点】

例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問12では、「④情報通信事業の収入」が100%となるため、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問11

業種別内訳	割 合		
①建設事業の収入			%
②製造品売上高			%
③加工賃収入			%
④情報通信事業の収入	8	0	%
⑤運輸、郵便事業の収入			%
⑥卸売の商品売上高			%
⑦小売の商品売上高			%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入			%

問12

内 訳	分類番号	事業の種類 (分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位	4 0 1	インターネット附随サービス業	6 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

【問11 記入上の注意点】

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目に当てはまるのかは、左ページ(8ページ)の記入説明及び『業種分類表・地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

問12 「問11 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)についておうかがいします。貴社の主たる事業について、その内訳を売上高(又は収入額)の多い順に、『業種分類表・地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムから分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目(貴社の主たる事業)のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類 (分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

合計して
100%に
なるよう
に、記
入して
くだ
さい。

【問12 記入上の注意点】

分類番号及び事業の種類については、『業種分類表・地域分類表』(オレンジ色の冊子)又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm>)を参照してください。

「問13付問1」の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産（生物など）	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

「問13付問2」の「設備投資の目的」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

省力化・合理化（直接部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部又はすべての労働を節約あるいは省略することをいいます。
省力化・合理化（管理部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部又はすべての労働を節約あるいは省略することをいいます。
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新	既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。
既存事業部門の売上増大	現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。
その他	上記以外の目的で取得した固定資産。

「問14」及び「問14付問1」の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

「問14付問2」の「リース契約物件」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

製造機械・装置	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。
建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。
コンピュータ及び関連機器	パソコン、周辺機器など。
事務機器又は通信機器	複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。
店舗・商業用設備	POSシステム、ショーケースなど。
調理用設備	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。
輸送機械	乗用車、トラック、荷役運搬機器車両（コンテナなど）、産業用車両（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車両など。
その他	上記以外のもの。

5. 設備投資の状況

問13 設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行いましたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った

2. 設備投資を行っていない →問14へ

問13付問1 最近決算期の1年間に行った設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額（※））を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

※ 貸借対照表の有形固定資産とは異なります。最近決算期の1年間に取得した分のみを記入してください。
また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

問13付問2 最近決算期の1年間に行った設備投資額を100パーセントとして、下記の設備投資の目的に当てはまるものに、その構成比を記入してください。

項 目	千	百	十	億	千	百	十	万	千
有形固定資産									.000円
建物・構築物・建物附属設備									.000円
機械装置									.000円
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品									.000円
土地									.000円
建設仮勘定									.000円
上記以外の有形固定資産（生物など）									.000円
無形固定資産									.000円
うち、ソフトウェア									.000円
設備投資額 合計									.000円

設備投資の目的	設備投資目的の構成比			
省力化・合理化（直接部門）				%
省力化・合理化（管理部門）				%
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化				%
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新				%
既存事業部門の売上増大				%
その他				%
構成比 合計	1	0	0	%

ここにはリース資産は含めないでください。

問14 リースの利用について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 新たにリース契約（契約更新を含む）を行った

2. リース契約を新たに行わなかった →問15へ

問14付問1 最近決算期の1年間に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

新規リース契約額	十	億	千	百	十	万	千

.000円

【問14付問1 記入上の注意点】

支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問14付問2 新たにリース契約した物件は次のどれですか。あてはまる物件のうち、主なものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|---------------|---------|
| 1. 製造機械・装置 | 4. 事務機器又は通信機器 | 7. 輸送機械 |
| 2. 建設機械 | 5. 店舗・商業用設備 | 8. その他 |
| 3. コンピュータ及び関連機器 | 6. 調理用設備 | |

「問15」及び「問15付問1」の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の内容は以下のとおりです。

『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本若しくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和6年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。

問15付問1では、確定申告書等に添付した「少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例に関する明細書」（別表十六（七））の「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」欄に記載された事項を基に、金額（合計額）及び件数を記入してください。

* 国税庁資料より

「問15」及び「問15付問2」の「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」の内容は以下のとおりです。

「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」とは

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本若しくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等を対象に、令和5年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、下表のとりの限度まで特別償却又は税額控除を認めるものです。

適用対象者	特別償却	税額控除
・ 個人事業主 ・ 資本金3,000万円以下の法人	30%	7%
・ 資本金3,000万円超1億円以下の法人	30%	適用なし

特別償却：問15付問2では、確定申告書等に添付した「特別償却の附表（二）」の「取得価額9」に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

税額控除：問15付問2では、確定申告書等に添付した「別表六（十四）」の「取得価額又は製作価額7」欄に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

* 国税庁資料より

「問15」及び「問15付問3」の「中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」の内容は以下のとおりです。

「中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」とは

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本若しくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に、特定の経営力向上設備等を取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、下表のとりの限度まで特別償却又は税額控除を認めるものです。

適用対象者	特別償却	税額控除
・ 個人事業主 ・ 資本金3,000万円以下の法人	即時償却	10%
・ 資本金3,000万円超1億円以下の法人	即時償却	7%

特別償却：問15付問3では、確定申告書等に添付した「特別償却の附表（八）」の「取得価額8」に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

税額控除：問15付問3では、確定申告書等に添付した「別表六（二十三）」の「取得価額又は製作価額7」欄に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

* 国税庁資料より

問15 最近決算期の1年間に、以下の税制を利用しましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用した →問15付問1にもご回答ください
2. 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を利用した
→問15付問2にもご回答ください
3. 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を利用した
→問15付問3にもご回答ください
4. 利用していない →問16へ

問15付問1 最近決算期の1年間に、取得した資産のうち、租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』を適用し、損金経理したものの取得価額の合計(上限300万円)及びその対象資産件数を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象資産 件数	取得価額			
	百万	十万	万	千
件				,000 円

問15付問2 最近決算期の1年間に、取得した資産のうち、租税特別措置法上の『中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)』を適用した資産について、対象設備を下欄の選択肢から選び、その対象設備ごとに、対象設備の番号、件数及び取得価額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象設備 番号		特別償却制度								税額控除制度										
		取得件数	取得価額							取得件数	取得価額									
			十億	億	千万	百万	十万	万	千		十億	億	千万	百万	十万	万	千			
	番		件							,000 円		件								,000 円
	番		件							,000 円		件								,000 円
	番		件							,000 円		件								,000 円
	番		件							,000 円		件								,000 円
	番		件							,000 円		件								,000 円

〈対象設備〉 該当する対象設備の番号を上記「対象設備番号」欄に記入してください。
1.機械・装置 2.測定工具・検査工具 3.ソフトウェア 4.普通貨物自動車 5.内航船舶

問15付問3 最近決算期の1年間に、取得した資産のうち、租税特別措置法上の『中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)』を適用した資産について、対象設備を下欄の選択肢から選び、その対象設備ごとに、対象設備の番号、件数及び取得価額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

対象設備 番号		特別償却制度								税額控除制度										
		取得件数	取得価額							取得件数	取得価額									
			十億	億	千万	百万	十万	万	千			十億	億	千万	百万	十万	万	千		
	番		件							, 000 円		件								, 000 円
	番		件							, 000 円		件								, 000 円
	番		件							, 000 円		件								, 000 円
	番		件							, 000 円		件								, 000 円
	番		件							, 000 円		件								, 000 円

〈対象設備〉 該当する対象設備の番号を上記「対象設備番号」欄に記入してください。
1.機械・装置 2.測定工具・検査工具 3.器具備品 4.建物附属設備 5.ソフトウェア

右ページ問16・問17・問18の記入説明

『問16』の研究開発及び能力開発の内容は以下のとおりです。

研究開発	・ 研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・ 開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画若しくは設計又は既存の製品などを著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、又は探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、含まれません。
------	---

研究開発とするもの（例）

- ・ 学術的な真理の探究
- ・ 基盤技術の研究開発
- ・ 新製品の開発
- ・ 既存製品の強化・改良
（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く）
- ・ 製品の特性を明らかにする試験研究
- ・ 新しい製造法・処理法の開発
- ・ 新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・ マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・ 財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・ QC 活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

能力開発	正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業者、アルバイトなど、対価を受け取り事業に従事するものの能力を向上させる取り組みをいいます。 （例）講師・指導員の招へい、教材購入、外部施設使用、研修参加及び研修の外部委託、大学への派遣・留学関連、大学・大学院等への自費留学にあたっての助成など。
------	---

『問17』の「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制 （研究開発税制）	「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することが認められる制度です。 * 国税庁資料より
--------------------------	--

『問18』の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

6. 研究開発の状況

問16 新製品又は新技術の研究開発、及び従業員の教育又は能力開発について、おうかがいします。
最近決算期の1年間に、**新製品又は新技術の研究開発、及び従業員の教育又は能力開発**を行いましたか。
該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 新製品又は新技術の研究開発を行った →問16付問1へ
2. 従業員の教育又は能力開発を行った →問16付問2へ
3. 新製品又は新技術の研究開発や従業員の教育又は能力開発を行っていない →問18へ

問16付問1 問16で「1. 新製品又は新技術の研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
研究開発に要した費用(※)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
研究開発費									

,000円

※ 最近決算期の1年間に要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

問16付問2 問16で「2. 従業員の教育又は能力開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
能力開発に要した費用を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

項 目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
能力開発費									

,000円

問17 最近決算期の1年間に、**中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)**を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した
2. 利用していない

問18 最近決算期末現在、貴社で所有している**特許権・実用新案権・意匠権・商標権**がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある
2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

→ 問19へ

問18付問1 問18で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの				所有しているもののうち、 使用しているもの※				使用しているもののうち、 自社開発のもの			
特許権				件				件				件
実用新案権				件				件				件
意匠権				件				件				件
商標権				件				件				件

次の大小関係となるよう記入してください。
所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

※ 「所有しているもののうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

右ページ問19付問1・問19付問2・問20付問1・問21・問21付問1の記入説明

「問19付問1」及び「問20付問1」の受託／委託の内容は以下のとおりです（※建設工事の受託／委託は除く）。

① 製造の受託／委託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること／貴社が販売又は自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の受託／委託	（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること／貴社が請け負う修理又は自己使用する物品の修理を依頼すること。
③ プログラム作成の受託／委託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること／貴社がプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託／委託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること／貴社が同業務を他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の受託／委託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託／委託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）他社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。

「問19付問2」の親事業者の定義は以下のとおりです。

「親事業者」と「貴社」との関係は、「委託を行う側（委託側）」と「委託を受けた側（受託側）：貴社」の資本金区分と取引内容（下記の①又は②）で判別します。 ※ 下表参照。

【親事業者の定義】～表の見方～

貴社の資本金がA～Cのいずれかの場合、委託側の資本金が「1円～1千万円」「1千万1円～3億円（1千万1円～5千万円）」「3億1円～（5千万1円～）」の該当する範囲を選び、○の場合は親事業者となり、×の場合は親事業者ではありません。

＜例＞ 貴社の資本金が1,000万円で、資本金3,000万円の会社Aから製造を委託された場合には、その会社Aは親事業者となります。

① 製造、修理、プログラム作成の受託の場合
（運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む）

		【委託側】（○：親事業者、×：親事業者ではない）			
		資本金	1円～1千万円	1千万1円～3億円	3億1円～
【受託側】 貴社	A. 1円～1千万円		×	○	○
	B. 1千万1円～3億円		×	×	○
	C. 3億1円～		×	×	×

② プログラム作成以外の情報成果物作成の受託の場合
（運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く）

(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)		【委託側】 (○:親事業者、×:親事業者ではない)			
		資本金	1円～1千万円	1千万1円～5千万円	5千万1円～
【受託側】 貴社	A. 1円～1千万円		×	○	○
	B. 1千万1円～5千万円		×	×	○
	C. 5千万1円～		×	×	×

「問21」の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいいます。

「問21付問1」のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応についての各項目の内容は以下のとおりです。

1. 申込額どおり借りられた	申込みどおりの金額の融資を受けることができた。
2. 申込額を減額された	申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた場合（申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合も含みます。）。
3. 増額セールスを受けた	申し込んだ金額以上の貸付金額を提案され、増額した金額で融資を受けた場合（増額セールスを受けたが、当初申込通りの金額の融資を受けた場合も含みます。）。
4. 申込みを拒絶された	借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。
5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない	申込みを断られると考え、申込み自体を行っていない。
6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない	借入の必要がなかったため、申込み自体を行っていない。

7. 受託の状況

「主たる事業が「建設業」の場合（「問11 売上高の内訳」で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。「8. 委託の状況」問20へお進みください。」

問19 最近決算期の1年間に、**左ページ（16ページ）記入説明に掲げる受託**がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 受託があった

2. 受託がなかった →問20へ

問19付問1 受託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください（※建設工事の受託は除く）。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の受託 | 4. プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託 |
| 2. 修理の受託 | 5. 役務提供の受託
(他社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を貴社が受託) |
| 3. プログラム作成の受託 | 6. 上記5以外の役務提供の受託 |

問19付問2 上記問19付問1の1～6のいずれかの受託を行っている場合、受託先の企業数及び受託の金額を**国内、海外別、及び親事業者からの受託分について**記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

項 目	受託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
国内からの受託											,000円
うち、国内の親事業者からの受託											,000円
海外からの受託											,000円

8. 委託の状況

問20 最近決算期の1年間に、**左ページ（16ページ）記入説明に掲げる委託**を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない →問21へ

問20付問1 行っている委託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください（※建設工事の委託は除く）。

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の委託 | 4. プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託 |
| 2. 修理の委託 | 5. 役務提供の委託
(貴社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託) |
| 3. プログラム作成の委託 | 6. 上記5以外の役務提供の委託 |

問20付問2 上記問20付問1の1～6のいずれかの委託を行っている場合、委託先の企業数及び委託の金額を**国内、海外別に**記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

項 目	委託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
国内への委託※1											,000円
海外への委託※2											,000円

※1 「国内への委託」とは、企業の国籍を問わず、貴社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などへ委託した場合のことです。

※2 「海外への委託」とは、企業の国籍を問わず、貴社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点へ委託した場合のことです。
したがって、海外の日系企業へ委託した場合は、「海外への委託」に含みます。

9. 取引金融機関について

問21 最近決算期末現在におけるメインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している | 4. 公的信用保証を提供している |
| 2. 物的担保を提供している | 5. 1～4.のいずれも提供していない（※） |
| 3. 第三者保証（公的信用保証を除く）を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない（※） |

※ 全く借り入れがない方は「6. メインバンクからの借入金はない」のみ○をつけてください。

問21付問1 最近決算期の1年間ににおけるメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 1. 申込額どおり借りられた | 4. 申込みを拒絶された |
| 2. 申込額を減額された | 5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない |
| 3. 増額セールス（※）を受けた | 6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない |

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

「問22付問3」の事業承継の意向の内容は以下のとおりです。

1. 親族内承継を考えている	息子・娘（姻族を含む）、配偶者、又は親族（6親等以内の血族又は3親等以内の姻族）への承継を考えている。
2. 役員・従業員承継を考えている	（息子・娘・配偶者又は親族ではない）貴社の役員又は従業員への承継を考えている。
3. 会社への引継ぎを考えている	他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継ぎを考えている。
4. 個人への引継ぎを考えている	（息子・娘・配偶者・親族ではなく、貴社の役員・従業員でもない）個人への引継ぎを考えている。
5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている	上記の1～4以外の事業承継を考えている。
6. 現在の事業を継続するつもりはない	事業承継の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長の代で廃業を考えている。
7. 今はまだ事業承継について考えていない	現時点では事業承継についての明確な意向がない。
8. その他	上記の1～7以外の場合。

「問23」の「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」及び「問24」の「会計ルール」の内容は以下のとおりです。

1. 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」とは

「中小会計要領」は、中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成24年に公表されました。

「中小会計要領」は、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等にご活用いただくものです。

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/>

2. 「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」とは

「中小会計指針」とは、平成17年に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針です（令和3年8月に改正されています。）。

3. 「企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール）」とは

企業会計基準とは、企業会計基準委員会（ASBJ）が制定する、財務会計の基準です。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準です。

4. 「税法に規定する計算方式」とは

納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のことです。

租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式は定められています。

5. 税理士等に任せていて分からない方は「5」を選択ください。

10. 事業承継について

問22 代表取締役社長・取締役社長の年齢について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 1. 20歳代以下 | 3. 40歳代 | 5. 60歳代 | 7. 80歳代以上 |
| 2. 30歳代 | 4. 50歳代 | 6. 70歳代 | |

問22付問1 代表取締役社長・取締役社長が就任された経緯について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|----------------|-----------------------|
| 1. 創業者 | 3. 社内人材の昇格 | 5. 左記1.～4.以外の外部からの招へい |
| 2. 親族内での承継 | 4. グループ会社からの派遣 | 6. その他 |

問22付問2 代表取締役社長・取締役社長の在任期間について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1. 5年未満 | 3. 10～20年未満 | 5. 30年以上 |
| 2. 5～10年未満 | 4. 20～30年未満 | |

問22付問3 事業承継の意向について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1. 親族内承継を考えている | 5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている |
| 2. 役員・従業員承継を考えている | 6. 現在の事業を継続するつもりはない |
| 3. 会社への引継ぎを考えている | 7. 今はまだ事業承継について考えていない |
| 4. 個人への引継ぎを考えている | 8. その他() |

11. 中小企業の会計に関する基本要領について

問23 中小企業の実態に即した会計ルール「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の存在を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問24 貴社が決算書の作成に際して適用している会計ルールは何ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領） | 4. 税法に規定する計算方式 |
| 2. 中小企業の会計に関する指針（中小会計指針） | 5. 税理士等に任せているので分からない |
| 3. 企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール） | |

12. 中小企業関連政策の認知状況について

問25 「経営者保証に関するガイドライン」を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------------|-------------|---------|
| 1. 内容についてよく知っている | 2. 名称は知っている | 3. 知らない |
|------------------|-------------|---------|

→ 問25付問1へ

問25付問1 問25で「1. 内容についてよく知っている」を選んだ方のみにおうかがいします。「経営者保証に関するガイドライン」について、以下の内容を知っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 新規借り入れ時に経営者の個人保証無しで融資を受けることができる可能性がある |
| 2. 既存の保証契約に対して経営者の個人保証の解除ができる可能性がある |
| 3. 早期に事業再生／廃業を決断した際、一定の生活費等を残す等の可能性がある |
| 4. 前経営者の負担する保証債務を引き継がせない、保証の解除ができる可能性がある |
| 5. 債務整理を行った保証人の情報を信用情報登録機関に報告・登録しない |

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、9月1日(金)までにポストに投函してください(切手は不要です)。

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。